

## 平成20年3月予算特別委員会目次

### ◎ 第1日（2月27日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 出席説明員	1
5. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	12

### ◎ 第2日（3月13日再開）

1. 議事日程	13
2. 出席議員	13
3. 欠席議員	13
4. 出席説明員	13
5. 出席事務局職員	14
再開	15
散会	84

### ◎ 第3日（3月17日再開）

1. 議事日程	85
2. 出席議員	85
3. 欠席議員	85
4. 出席説明員	85
5. 出席事務局職員	86
再開	87
閉会	172

## 1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成20年2月27日

午後 1 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について  
日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について  
日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について  
日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について  
日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について  
日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	後 藤 邦 晴 議員	〃	力 丸 義 行 議員
〃	橋 本 健 議員	〃	中 林 宗 樹 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	小 柳 道 枝 議員
〃	安 部 啓 治 議員	〃	大 田 勝 義 議員
〃	佐 伯 修 議員	〃	村 山 弘 行 議員
〃	田 川 武 茂 議員	〃	福 廣 和 美 議員
〃	武 藤 哲 志 議員	〃	不 老 光 幸 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	子育て支援 担当部長	村 尾 昭 子
建設経済部長	富 田 讓	会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博
教 育 部 長	松 田 幸 夫	監査委員事務局長	木 村 洋
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	武 藤 三 郎	福 祉 課 長	新 納 照 文

都市計画課長 神 原 稔  
教 務 課 長 井 上 和 雄

上下水道課長 宮 原 勝 美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 白 石 純 一  
書 記 花 田 敏 浩

議 事 課 長 田 中 利 雄

開会 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから予算特別委員会を開会します。

本日の予算特別委員会は各会計の概要説明とし、各委員からの質疑は3月13日及び17日に行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成20年度太宰府市一般会計予算についてご説明いたします。

平成20年度予算編成の基本的な考え方、主な事業につきましては、施政方針の中で市長が述べられておりますので、ここでは当初予算説明資料により説明させていただきます。

これ、予算説明資料です。

なお、平成20年度の予算書は、経費節減のため職員みずから手づくりで作成しておりますので、多少見にくい部分もございますがご了承いただきたいと思います。また、今回の予算説明資料につきましては、昨年度の当初予算が骨格予算でありましたので、前年度比較は実質的な当初予算であります6月補正後の肉付け予算との比較で行っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、お配りしております当初予算説明資料に沿って説明させていただきます。

まず、予算説明資料1ページの予算総括表をお開きください。

平成20年度の一般会計予算総額は182億299万3,000円で、前年度と比較しますと5億5,194万3,000円、率にいたしますと2.9%の減となっております。

次に、資料2ページの歳入についてご説明申し上げます。

まず、1款市税につきましては、総額80億3,399万3,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、1億586万円の減となっております。

内訳は、説明資料の6ページになります。

個人市民税は、平成19年度に定率減税の縮減などの税制改正によりまして前年度より8億円程度の増を見込んでおりましたが、決算見込みでは歳入見込みを2億円ほど下回りましたので、平成20年度は前年度予算より1億7,964万2,000円、4.8%の減になると見込んでおります。法人市民税は企業収益に改善の兆しが見え、5,758万6,000円、11.5%の増、固定資産税は2,785万5,000円、0.9%の増になると見込んでおります。

説明資料の2ページに戻りまして、2款地方譲与税は、平成19年度の決算見込みから推計いたしまして1,557万円減となる見込みです。

なお、道路特定財源におけます暫定税率による上乗せ分、太宰府市で1億3,000万円ほど、自

自動車重量譲与税8,000万円の減、地方道路譲与税1,000万円の減、自動車取得税交付金4,000万円減となりますが、今回につきましては減額せずに予算化しております。

3款利子割交付金は、高金利預金の払い戻しも一段落し、平成19年度の決算見込みから推計いたしまして3,130万円減となる見込みです。

次に、9款地方特例交付金であります。平成20年度から新たに適用される個人住民税における住宅ローン控除分の減収補てん特例交付金が新設されることとなり、前年度より3,656万8,000円の増を見込んでおります。

次に、10款地方交付税であります。地方税偏在是正による財源を活用した地方再生対策費の創設によりまして1.5%増の28億5,487万8,000円と前年度より4,287万8,000円の増を見込んでおります。

内訳は、普通交付税が7,987万8,000円増の25億2,187万8,000円、特別交付税は前年度より3,700万円減の3億3,300万円と見込んでおります。

また、交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債の発行は、前年度より3,570万2,000円減額されておりますが、普通交付税と臨時財政対策債を合わせますと前年度より4,417万6,000円の増となっております。

18款繰入金は24%減の2億6,975万6,000円と前年度より8,529万9,000円減少しております。

なお、今年度も当初予算で財源不足額の補てんとしての財政調整資金の繰り入れは行っておりません。

次に、21款の市債でございますけれども、2.5%増の15億7,659万8,000円で、前年度とほぼ同程度でありまして、30億円ほどの公債費を下回っております。

主なものとしましては、史跡地購入事業債7億円、臨時財政対策債5億5,429万8,000円、その他緑地公有化事業、通古賀地区整備事業、地域再生基盤強化事業、公園新設事業、小学校施設整備事業などで借り入れを予定いたしております。

なお、平成20年度末の市債残高は、平成19年度末見込み額より約10億8,000万円減少しまして、208億円程度を見込んでおります。

資料の4ページから6ページには、自主財源、依存財源の構成比、市税の状況をグラフで示しておりますので、ご参照ください。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

8ページの性質別内訳でご説明いたします。

義務的経費のうち人件費は、職員の大量退職が始まりましたが、必要最小限の採用に抑えることによって前年度に比べて1億4,987万1,000円減となりました。

扶助費は、児童手当、児童扶養手当、生活保護費及び乳幼児医療費などの増加により5,066万6,000円増加いたしております。

公債費は、ここ数年の財源不足により多額の赤字地方債を発行していることから、将来の市債残高、公債費の推移など後年度の財政運営に及ぼす影響を的確に把握し、公債費の増加によ

る財政硬直化を避けることが必要であると考え、平成19年度に行いました繰上償還等の影響により1億8,847万4,000円減少いたしております。

したがって、人件費、扶助費、公債費の義務的経費総額では2億8,767万9,000円減少いたしております。

次に、物件費は、2億1,946万9,000円減少しております。これは、参議院、県知事、市長、市議などの選挙の終了、健診事業を保険者が行うこととなったことによる健診費用の減、区画整理事業の終息、その他後期高齢者システム、じん芥収集関係消耗品、中学校ランチサービス備品購入費などの削減によるものであります。

補助費等は、大野城太宰府環境施設組合負担金や下水道会計への補助金が減少したものの、新たに福岡県後期高齢者医療広域連合負担金が発生したことにより、2億1,059万9,000円の増となっております。

普通建設事業費につきましては、佐野土地区画整理事業、通古賀地区都市再生整備事業が減少しておりますが、地域再生基盤強化事業、高雄公園新設工事、耐震補強のための小学校施設整備及び水城西学童保育所新設工事などにより1億4,720万1,000円増加いたしております。

災害復旧事業費につきましては、平成19年度で終了しましたので、2,946万6,000円減少いたしております。

最後に、繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計が平成19年度で終了したことと、後期高齢者医療制度の発足により老人保健特別会計への繰出金が減少したために4億401万3,000円の減となっております。

平成20年度の主な事業につきましては、資料の9ページから14ページに総合計画の主要項目ごとに掲載いたしておりますので、あわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、歳出については以上でございます。

終わりになりますが、議会議員の皆様のご指導とご協力をお願いいたしますとともに、よろしくご審議賜りますよう重ねてお願い申し上げます。平成20年度当初予算案の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第2、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 続きまして、平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書は235ページからでございます。

歳入歳出予算総額は62億2,854万6,000円と、前年度当初予算額に比ばまして1億3,890万

2,000円、2.2%減となっております。

まず、歳入でございますが、予算書では241ページでございます。

歳入の主なものとしまして、1款の国民健康保険税につきましては、老人保健該当者の方が後期高齢者医療制度へ移行され、国民健康保険被保険者は減少いたしますが、国民健康保険税が医療保険分と介護保険分の二本立てから医療分を医療分と後期高齢者支援金等分に分けた三本立てになります。また、本市の国民健康保険財政につきましては、医療費の増嵩に伴い、平成18年度赤字決算となり、平成19年度におきましても財政状況はさらに厳しさを増しておりますことから、国民健康保険税率の見直しをさせていただいております。

予算書241ページ、4款療養給付費交付金につきましては、平成26年度までは経過措置として65歳未満の方は残りますが、退職者医療制度が基本的には廃止されますことから、13億3,462万8,000円、対前年度比79.9%の大幅減を見込んでおります。

5款前期高齢者交付金は、新たな交付金でございますが、退職者医療制度が基本的に廃止されますが、それにかわり65歳から74歳までの前期高齢者の医療にかかわる財政調整としまして11億211万6,000円を計上させていただいております。

7款共同事業交付金につきましては、対前年度比1億2,306万円増の6億8,735万1,000円を計上いたしております。

また、9款繰入金につきましては、法定繰入金として一般会計繰入金3億7,928万7,000円を計上いたしております。

次に、242ページの歳出でございますが、2款保険給付費では、経過的に継続されます退職費被保険者等の医療費の増嵩が継続しておりますことから、対前年度比2.5%増の41億697万6,000円を計上いたしております。

3款後期高齢者支援金等につきましては、歳入でご説明いたしました老人保健制度にかわります後期高齢者医療制度への拠出金としまして6億9,373万6,000円を計上しております。

5款老人保健拠出金につきましては、過年度分の精算金のみの拠出になりますことから、対前年度比81.4%大幅減の2億2,718万円を計上しております。

6款介護納付金につきましても、介護保険第2号被保険者の減少に伴い、対前年度比9.4%減の2億8,814万4,000円を計上いたしております。

また、8款保健事業費につきましては、本年4月から各医療保険者に40歳から74歳の各被保険者等を対象に生活習慣病の予防に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられましたことから、その費用を計上させていただいております。

以上が歳入歳出の主なものでございますが、国民健康保険は国民皆保険を支える制度として住民の健康と医療の確保を図るという基盤的な役割を担っております。しかしながら、今後団塊の世代の大量退職が見込まれますことや医療の高度化等により医療費の増加は必至であり、財政運営は依然として厳しい状況が継続するものと考えております。さらには、大幅な医療制度改革が行われ、健康保険会計制度及び医療制度はますます複雑化しておりますが、国の動向

を十分に把握しながら国保運営を進めてまいりたいと考えております。よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第3、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書は273ページからでございます。

平成20年度当初予算につきましては、歳入歳出予算総額を5億1,040万4,000円、対前年度当初予算費91.4%減にて計上いたしております。これは、平成20年4月からの後期高齢者医療制度創設により老人保健制度が廃止されるため、大幅な減額となるものです。

それでは、276ページ、歳入予算からご説明いたします。

1 款の支払基金交付金は28億5,090万円減の2億7,110万2,000円、2 款の国庫支出金は16億4,500万円減の1億5,500万1,000円、3 款の県支出金は4億1,125万円減の3,875万1,000円、4 款の繰入金は4億5,977万7,000円減の4,521万4,000円を一般会計から繰り入れております。

歳出予算の主なものですが、2 款医療諸費を53億2,725万1,000円減の4億9,506万9,000円計上いたしております。

予算額といたしましては、歳入歳出とも前年度より9割減となっておりますが、老人保健制度が平成19年度で廃止されることにより、主に3月分の医療費の支払いに伴うものとなっております。

なお、老人保健特別会計は、今後医療費が確定するまでの3年間は維持をし、その後清算をいたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第4、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

現行の老人保健制度から本年4月1日より後期高齢者医療制度に移行することに当たり、高



高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、太宰府市後期高齢者医療特別会計を新設するものでございます。

これは、保険者である福岡県後期高齢者医療広域連合が行う事務の中で後期高齢者医療保険料の徴収事務及び受け付け事務が市町村事務と位置づけられたことによるものです。

予算書は289ページからでございます。

平成20年度の歳入歳出予算総額は7億8,228万4,000円を計上いたしております。

歳入の主なものは、予算書290ページの1款保険料の6億5,458万円、3款一般会計繰入金1億2,769万7,000円であります。

歳出の主なものは、予算書291ページの総務費の7億7,827万6,000円。それと、299ページでございますが、保険者である広域連合へ収納した保険料6億5,458万円並びに保険基盤安定制度繰入金8,750万7,000円及び事務費負担金として1,875万2,000円を負担するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第5、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書は305ページからとなっております。

まず、本市の介護保険の対象者の現状でございますが、本年1月末現在で65歳以上の第1号被保険者世帯は9,498世帯、被保険者総数1万3,247人です。昨年同月末と比較いたしますと、372世帯、541人の増となっております。

平成20年度予算の歳入歳出の総額は34億1,561万6,000円で、前年度当初予算の33億2,139万1,000円に比べまして9,422万5,000円の増となり、伸び率は2.8%となっております。

国庫負担金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきましては、歳出の保険給付費に見合う負担割合により予算額を計上いたしております。

それでは、歳入の主なものをご説明申し上げます。

311ページでございます。

1款第1号被保険者の保険料は、今年度7億555万9,000円を計上いたしております。前年度2.9%増、1,962万6,000円の増となっております。

2款国庫支出金は、6億8,532万7,000円を計上いたしております。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、前年度2.9%増、

2,777万4,000円を増額し、9億8,821万6,000円を計上いたしております。

4 款県支出金は、前年度の2.9%増、1,404万4,000円を増額し、4億9,198万8,000円を計上いたしております。

6 款の繰入金は、前年度の13.6%増、731万円を増額し、5億4,441万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。

312ページでございます。

2 款保険給付費につきましては、前年度の2.92%増、8,997万6,000円を増額し、31億7,124万8,000円を計上いたしております。

4 款地域事業費につきましては、前年度の10.5%増、695万2,000円を増額し、7,340万1,000円を計上いたしております。

5 款公債費につきましては、第1期と第2期に借り入れました財政安定化基金償還元金として3,226万2,000円を計上いたしております。

以上が平成20年度介護保険事業特別会計予算の主な内容でございます。新年度につきましては、平成19年度の実績を踏まえ、第3期介護保険事業計画に沿った形で予算の計上を行っております。

今後も介護サービス利用者の増加、さらなる高齢化の進行が予測される中、本市におきましては介護保険制度に適切に対応し、高齢者ができるだけ住みなれた地域で安心して生活できるよう円滑な事業運営に努めてまいります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第6、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書347ページから358ページをご参照ください。

平成20年度の歳入歳出予算につきましては、総額792万8,000円で、前年度比7.7%の減となっております。予算総額が減額となりましたのは、歳出における公債費の償還が8.3%減少したことによるもので、歳入の住宅新築資金等貸付補助金が昨年比49万円減少し、さらには基金からの繰入金29万2,000円を減額しています。

景気回復が混沌としている中、地区の生活実態は依然として厳しい状況にあります。貸付償

還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行っているところであります。今後の償還促進に当たっては、連帯保証人への償還や法的措置を視野に入れた対応を図っていきたいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第7、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 表紙の水色の分でございます。

平成20年度太宰府市水道事業会計予算について、その概要をご説明いたします。

予算書1ページの業務の予定量等につきましては、本会議での市長の提案理由説明と重複いたしますので、4ページの事項別明細書から、その主なものについてご説明をいたします。

予算第3条に定めます経営予算の収益的収入及び支出であります。収入総額を前年度比2.0%減の12億2,210万1,000円、支出総額を2.2%減の11億6,753万8,000円といたしております。差し引き5,456万3,000円、税抜きにしますと損益収支では4,984万1,000円の純利益を予定いたしております。

1項1目営業収益の根幹を占めます給水収益につきましては、平成19年度決算見込み数値をもとに前年度比1,568万3,000円、1.5%増の10億8,211万8,000円を予定いたしております。

2項2目営業外収益の加入負担金につきましては、通古賀及び吉松東区画整理事業が終了し、前年度比32.8%減の8,446万2,000円を予定いたしております。

続きまして、予算書5ページ、1項営業費用につきましては、10億9,608万5,000円で、前年度比826万7,000円、0.7%減少いたしておりますが、その主な要因につきましては、福岡地区水道企業団への受水費の減等によるものです。

2目大佐野浄水場原水及び浄水費1,737万2,000円、3.6%減でございます。

なお、平成20年度は前年度同様1日最大供給能力、1万8,900m<sup>3</sup>で給水をしてまいります。

9ページの2項営業外費用につきましては、6,075万3,000円で、前年度比911万9,000円、13.1%減少しておりますが、主な要因につきましては1目の企業債支払い利息の減によるものでございます。

次に、10ページ、11ページの予算第4条に定めます建設予算の資本的収入及び支出につきましては、収入総額は5億1,195万3,000円で、前年度比3億6,470万7,000円、247.7%の大幅減となっております。これは、主に平成18年度に購入いたしました2年国債が満期を迎えることに伴いまして、その売却代金4億9,990万円を計上いたしております。

11ページ支出総額は、9億2,271万9,000円で、前年度比4億1,288万8,000円、81.0%の大幅増となっておりますが、これは主として資金の効率運用を図るための有価証券への投資、5億円

を計上したことによるものでございます。

なお、平成20年度建設改良事業の主なものにつきましては、第6次拡張事業、配水管新設工事、国道旧3号線横断布設替工事、それから貝出及び五条雨水幹線の関係配水管布設替工事等を予定をいたしております。

以上で概要説明を終わりますが、12ページに資金計画、13ページから17ページに給与費明細書、17ページに債務負担行為に関する調書、18ページから21ページにつきましては予定損益計算書及び予定貸借対照表をつけております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案議41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 表紙の黄色の分でございます。

平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について、その概要をご説明いたします。

予算書1ページの業務予定量等につきましては、本会議での市長の提案理由説明と重複いたしますので、4ページの事項別明細書からその主なものについてご説明をいたします。

予算第3条に定めます経営予算の収益的収入及び支出でございますが、収入総額を前年度比2.4%減の16億5,249万8,000円、支出総額を4.7%減の15億6,735万3,000円といたしております。差し引き8,514万5,000円、税抜きにいたしますと、損益収支につきましては7,701万5,000円の純利益を予定いたしております。

1項営業収益の根幹を占めます下水道使用料につきましては、前年度比1,284万6,000円、1.1%増の11億8,459万2,000円を予定いたしております。

2項営業外収益は5,517万1,000円、13.4%減少しておりますが、これは主に一般会計補助金の減によるものでございます。

5ページからの支出につきましては、1項営業費用は10億1,833万円で、前年度比451万6,000円、0.4%減少いたしておりますが、主な要因につきましては、1目管渠費の修繕費、3目の業務費の人件費の減によるものでございます。

7ページの2項営業外費用は5億3,807万3,000円で、企業債支払い利息の減により前年度比7,133万2,000円、11.7%減少いたしております。

次に、8ページから10ページの第4条に定めます建設予算の資本的収入及び支出につきましては、収入総額は29億5,562万円で、前年度比20億25万6,000円、209.4%増加しておりますが、これは主として繰上償還に係る借換債17億9,300万円を計上したことによるものでござい

ます。1項企業債の増であります。

9ページの支出総額は35億2,123万5,000円で、前年度比21億4,321万3,000円、155.5%増加いたしております。これは、平成20年度に17億9,330万円を繰上償還することに伴う2項の企業債償還金の増によるものでございます。平成20年度は6%台の下水道事業企業債を対象に申請をいたしております。繰上償還額及びさきに収入でご説明いたしました資金調達としての借換債を計上いたしているものでございます。

なお、平成20年度の建設改良事業の主なものにつきましては、北谷地区下水道実施設計及び築造工事、五条及び貝出雨水幹線築造工事、水城一丁目污水管築造工事等を予定いたしております。

以上で概要説明を終わりますが、11ページに資金計画、12ページから15ページに給与費明細書、16ページに債務負担行為に関する調書、17ページから20ページに予定損益計算書及び予定貸借対照表をつけております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

今回は、3月13日木曜日午前10時から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上をもちまして本日の予算特別委員会を散会します。

散会 午後1時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成20年3月13日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について  
日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について  
日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について  
日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について  
日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について  
日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 清水 章 一 議員  | 副委員長 | 安 部 陽 議員   |
| 委員  | 原 田 久美子 議員 | 委員   | 藤 井 雅 之 議員 |
| 〃   | 長谷川 公 成 議員 | 〃    | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 〃   | 後 藤 邦 晴 議員 | 〃    | 力 丸 義 行 議員 |
| 〃   | 橋 本 健 議員   | 〃    | 中 林 宗 樹 議員 |
| 〃   | 門 田 直 樹 議員 | 〃    | 小 柳 道 枝 議員 |
| 〃   | 安 部 啓 治 議員 | 〃    | 大 田 勝 義 議員 |
| 〃   | 佐 伯 修 議員   | 〃    | 村 山 弘 行 議員 |
| 〃   | 田 川 武 茂 議員 | 〃    | 福 廣 和 美 議員 |
| 〃   | 武 藤 哲 志 議員 | 〃    | 不 老 光 幸 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（38名）

|                 |         |                  |         |
|-----------------|---------|------------------|---------|
| 市 長             | 井 上 保 廣 | 副 市 長            | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長           | 關 敏 治   | 総 務 部 長          | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長           | 関 岡 勉   |
| 健康福祉部長          | 松 永 栄 人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村 尾 昭 子 |
| 建設経済部長          | 富 田 讓   | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古 川 泰 博 |
| 教 育 部 長         | 松 田 幸 夫 | 監査委員事務局長         | 木 村 洋   |
| 総務・情報課長         | 木 村 甚 治 | 経営企画課長           | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長         | 轟 満     | 協働のまち<br>推進課長    | 大 藪 勝 一 |

|                     |      |                    |       |
|---------------------|------|--------------------|-------|
| 市民課長                | 武藤三郎 | 税務課長               | 宮原仁   |
| 特別収納課長              | 鬼木敏光 | 環境課長               | 蛭川二三雄 |
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 津田秀司 | 福祉課長               | 新納照文  |
| 高齢者支援課長             | 古野洋敏 | 国保年金課長             | 木村裕子  |
| 子育て支援課長             | 花田正信 | 保健センター所長           | 和田敏信  |
| 都市計画課長              | 神原稔  | 建設課長               | 大内田博  |
| 建設課用地<br>担当課長       | 西山源次 | 観光・産業課長            | 山田純裕  |
| 上下水道課長              | 宮原勝美 | 教務課長               | 井上和雄  |
| 学校教育課長              | 松島健二 | 生涯学習課長             | 藤幸二郎  |
| 中央公民館長<br>兼市民図書館長   | 吉鹿豊重 | 文化財課長              | 齋藤廣之  |
| 会計課長                | 和田有司 | 観光・産業課参事<br>兼太宰府館長 | 木村和美  |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから休会中の予算特別委員会2日目を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

事項別明細書56ページの歳出、1款議会費、全体ですが、議会費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、議会費全体に対してですか。

○委員長（清水章一委員） いいですよ、項目、節について。

○委員（武藤哲志委員） 議会については、議会事務局長から議員協議会で経費の見直しについて、削減について説明を受けました。全議員も理解をしていると思いますが、まず59ページに政務調査費が600万円計上されておまして、大変政務調査費については論議になっておりますが、平成19年度の決算は来ておりませんが、平成18年度の執行率について報告をいただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 議事課長。

○議事課長（田中利雄） ご質問の平成18年度の政務調査費の執行率でございますが、率でいきますと約55%でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 55%というと、大体450万円ぐらいの支出ということになるのかね。

○委員長（清水章一委員） 議事課長。

○議事課長（田中利雄） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。



○委員（福廣和美委員） 関連ですけれども、これは年度末に政務調査費の45%は市の方に戻すわけですが、この戻った分の予算の執行というのはどういう形になっていますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 残ったものにつきましては、財源が余れば繰り越すべき数字としてなると思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ですから、例えば平成19年度のやつは4月に精算してくるわけですが、平成18年度の方は今45%が残っているわけですよ。それは市に返る。そうすると、翌年度の何らかの形で補正予算としてそれは使われているのかどうか、どういう形になるのかというのがちょっと聞きたいんですよ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） その数字そのものがどこに行ったかというのはわかりませんが、基金に積み立てるなり、翌年度の繰越財源として繰り越すなりになると思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

議事課長。

○議事課長（田中利雄） 失礼しました。先ほど武藤委員の質問で450万円程度と言いましたが、55%で330万円程度でございます。600万円が総額でございますので、55%の330万円という形になります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費について質疑はありませんか。ページ数でいきますと、58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、62ページ、63ページ。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 61ページの19節の行政区事務費補助金ですけれども、これは隣組に最終的には補助でいくあれですかね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 以前、隣組事務費補助金として支出しておいた分です。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次へ進みます。

2 目文書費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 目法制費、4 目広報費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 目財政管理費、6 目会計管理費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この新公会計支援業務委託料、これが新しく会計支援業務ということで504万2,000円上がっておりますが、大体その新しい会計支援業務というのがどういう内容なのか、報告を受けておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 新しい財政健全化の指標としまして、今まで経常収支比率とか様々な指標を用いられておりましたけれども、普通会計とかではなくて、連結した様々な会計の状況を複式簿記みたいな形で新たに数字を出し直すというふうなことになりますので、例えば市有財産の数字がどうなっているのか、そしてそれがどれくらい資産があるのか等も含めまして、新たな指標づくりの会計整理をしなくちゃいけないというふうになっております。その根拠は、地方自治法の改正でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 代表質問とかでしたようにね、今までは一般会計の部分だったんだけど、早う言えば特別会計から水道、下水道会計まで連結した方向で今から先の太宰府市の経営状況を見なきゃならないという法律が施行されたんですが、私の方で請求した審査資料の2ページ、3ページ、これに基準財政収入額の平成18年度と平成19年度の差し引きが出てきておまして、この計算方式というのがB引くAはCで1億6,814万4,000円、それから次の基準財政需要額が交付税の算定になって、これが一番初め、経常経費から投資的な問題、それから借金返済までということで、これもわかりやすく平成18年度、平成19年度を出していただいて、B引くAはCという形で、これが交付税の基準になってくるんですが、今後連結した状況になってきたときにですね、一方では今太宰府市では国民健康保険が赤字になっている。それ以外はどうにかですね、黒字的な決算を続けて努力をされているんだけど、この基準財政需要額と、それから基準財政収入額の関係で、新システムになった場合に、ここの見直し関係も扱うようになるのかどうか。当然この中から下水道に対する国の補助金が入ってきて、一般会計から下水道に支出しているとか、国民健康保険に出してきているとか、そういう状況になる場合のシステムもこの新公会計支援業務委託料の中に組み込まれていくのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これは交付税の算定の数式でございますので、これはこれで今までどおりでございます。で、様々な特別会計とか、一部事務組合とか、公社とかというふうな様々な会計を連結しなくちゃいけませんので、その指標の整理と連結するシステムといいますか、そういうふうなものが必要になってまいります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） わかりました、大体。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 65ページいいんですか。

市政だよりの件ですが、今年度から議会だよりと市政だよりが一緒になって発行するようになっていますが、市政だよりと議会だよりが一緒になることによって、費用ですかね、どれくらいの差があるか、その辺のことを計算されていますかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 濟いません、手持ちに資料を持ちませんので、後で調べてご報告させていただきます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） はい、わかりました。ぜひその差額を知りたいものですから、どれだけ削減されたかですね。よろしくをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 広聴広報関係費なんですけど、14節会場等借上料ですか、これはどこ  
の会場料ですかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今年の1月から「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を  
しております。基本的に公民館を無料でご相談しておりますけれども、どうしても費用が要る  
というふうな場合を想定しまして計上しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 同じ広聴広報関係費なんですけど、13節の委託料のホームページ関係  
で、サーバー保守委託料と更新委託料、サーバー更新委託料ですね。大体見当はつくんですけど、  
もうちょっとこの3つについてまず説明をお願いします。どう違うのか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） サーバーの保守につきましては、文字どおり維持管理の費用でござ  
います。

ホームページの更新につきましては、最初のトップ画面の修正であるとか、その他中身のコン  
テンツの修正とか発生したときの費用になってまいるかと思います。

3番目の更新委託料につきましては、後で調べてご連絡いたします。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私もこれを説明しろと言われたら難しいなあと思うぐらい何か重なって  
いるんじゃないかと思うんですよね。何か理由をつけてとっているような気がするので、もう  
少しもっと整理してね、それともう一つこれに関連してですね、後からコミュニティバスのこ  
ともあるんですけど、このたしかコミュニティバスのダイヤ改正に関して150万円ぐらいのホ  
ームページ関係の予算が上がっていたと思うので、どこに上がっているのかちょっとわからん  
のです。この中に入っているんですか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今回のまほろば号のダイヤ改正につきましての分は、平成19年度に計上いたしております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） そこで言わないといけなかったんだけど、要は、動的なものか、静的なものか、いわゆる動く、いわゆるASPファイルなんかを使ったホームページなのか、そうではないのかだけど、恐らくそうでない方だと思うんですがね、だったら高過ぎると思います。職員が手づくりでつくっている部分が結構あってですね、あれで私は十分だと思うんですよ。あえて業者に特別なテクニックなんかでやる必要はないと思うので、もう少しこの辺のサーバーの委託料関係ですね、もう少しわかりやすくしていただきたいと思います。

また、サーバー更新料に関してわかりましたら、説明をお願いします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 予算書の67ページ。資料要求をいたしましたら、大変忙しい中にわかりやすく出していただいた審査資料の1ページ、この19節負担金、補助及び交付金というのがあります。福岡県市町村災害共済基金組合負担金として、これはもう法定負担金として1,000万円計上されていると思うんですね。本来ここに以前は財政的余裕があればということで、災害共済組合に任意の積み立てを行ってきた経過があります。ところが、あれだけ大きな災害が起きて、取り崩し、現在法定負担金と任意の積立分があるわけですが、現在のところもう任意の積み立ては残高としてはあるのか、ないのか。当然災害があった場合に使わなければならない法定負担金として1,000万円上げていますが、任意の残高が、私の方で資料要求した審査資料の中に、一般会計の中の部分でこういう災害共済組合の積み立てが載っておりませんので、法定分じゃなくて任意分があれば報告いただきたいというのと、それから投資及び出資金の中で390万円、金額的には余り大きくはありませんが、ここの部分について、まずこの出資についてですが、私の方もこの出資が232ページあたりの債務負担行為だとか、一部事務組合関係だとかいろいろ出てくるんですが、この出資に対する権利関係が、この資料上、当初予算の中に地方公営企業等金融機構出資金として390万円が、これは当然返ってくる金額と思うんですが、大体内容的なものがどうなのかを説明いただければと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、福岡県市町村災害共済基金の積立基金の件でございますけれども、災害が発生しましてなくなっておりますが、任意の分の積み立てはありません。

それと、地方公営企業等金融機構出資金390万円でございますけれども、新たに公営企業の機構ができて、それに対して各市町村人口割等で出資の金額が決まっております。太宰府市においては、その人口規模において390万円というふうに決められております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 地方公営企業等金融機構出資金というのが新規に上がってきたんですが、地方公営企業というのは、地方自治体が出資をして、そしてそこから起債とかそういうものを借りるための機構なのか。そこが新たに窓口的なものがどこなのか。お金を出す窓口的な事務をやる機関なのか。実質的にはここを承認を得て、農協だとか、福岡銀行だとかですね、金融機関に出すとかですね、どんな役割を果たすための新規事業として設立されたのかがわからないんですよ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） これまでございました地方公営企業金融公庫というのが廃止をされて、新たに全市町村が加入する機構という形で発足しました。そのための出資金という形になっております。だから、形は変わりますが、内容としては今までどおりの仕事の内容になってくるかと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、これは出資をしたものの、毎年こんな金額を出資をしなければならぬのか、一度きりなのか、その辺が。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 一度きりというふうな形で聞いております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これも出資したものの、もう返ってくることはないというふうにとめていいですか。それとも、権利として、以前まほろばとか、筑紫野市がインターチェンジのところを開発するときに、各自治体からですね、太宰府市はほんのわずかですが出した経過がありますが、そういう状況で権利として新たに財産的なものになるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 出資金でございますから、もしこの機構が数年後解散されれば、当然戻ってくる金額というふうには認識しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、これが最終的には今年度出資して、はっきり言って平成20年度の決算のときに、出資金として現在やっている部分の中に決算上上がってくるというふうにとめていいですね。出資金として返ってくるということであれば、その権利が、これは……。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 財産として計上されるというふうには考えております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

会計管理費までですね、6目の。

ほかにございますか。

では、私、ちょっと1点お尋ねしたいんですが、先ほど新公会計支援業務委託料について説

明があったんですが、要するに新しい今度の決算の見方という形で変わってくるだろうと思うんですね。この適用はいつからの決算になるわけですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 平成20年度決算からということでございます。平成21年度中に公表する形になってまいります。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次進みます。

7目財産管理費について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 67ページの公用車管理関係費のところでお伺いしますが、これは平成19年度と最終的には変わっているのかどうか、まず、そこから教えてください。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） この公用車管理関係費の中で上げておりますのは、管財課で管理する部分だけでございまして、30台分の管理費となっております。

ちなみに、平成18年度決算時点での市役所全体での台数としましては、107台になっております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それでね、ここの67ページで、いわゆる公用車の台数は変わっているかどうか。ここの部分だけでいいんですよ。107台云々じゃなくて、ここの30台が平成19年度と台数的には変わったんでしょうかということがお伺いしたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 濟いませぬ、平成19年度分の台数をちょっと把握していませんでしたので、後で報告します。平成20年度予算で計上している分が30台です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） というのがここで役務費のですね、車検手数料は変わって当然かもわからんけど、自賠責保険料、それから任意保険料、こころ辺の数字を見ると、増えたのか、減ったのか、一緒なのかというのがね、よくわからんのですよ。というのが、任意保険料は平成19年度の予算と同じ金額が上がっているわけですが、自賠責保険料は4月1日から安くなりますよね。けども、自賠責保険料も上がっている。だから、台数が増えているけども、任意保険料はそのままなのか。この自賠責保険料というのは、4月1日からの改定分が入っているかどうか、ちょっとそこらあたりが両方を比較しただけではわからなかったものですから、台数から聞いた方が早いかなと思ったんですが、どんなふうでしょうか。この関係性がよくこれではわからんわけね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） その点もあわせて調べて、後ほどご報告いたします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 69ページいいですか。

○委員長（清水章一委員） いいですよ。68ページ、69ページです。

○委員（小柳道枝委員） 毎回お伺いしているんですが、この14節の使用料及び賃借料のいきいき情報センター用地借地料、これは数年にわたって質問されていると思うんですよね。96万円ですかね。これはもう過去何年になるのかと、これから交渉をどういうふうにしていくのか、ちょっとあわせてお願いできませんか。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） この賃借料につきましては、いきいき情報センターの用地の中にあります部分でありまして、一部分個人の持ち主の方が所有している土地の賃借料でございます。この分につきましては、前年もご説明したと思っておりますが、当時市の方で買収した時点からですね、持ち主の方には譲っていただくように交渉はしております。現在も毎年更新の時期に所有者の方にはですね、それのお話はしておりますが、今のところ応じていただけない状況です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） これはもうずっと前々から96万円という数字が上がってきているので、その辺をですね、少しご検討なさっていただけるように、これは強く要望しておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

68ページの8目契約管理費並びに9目財政調整基金費まで質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 契約管理費関係で、この財政調整資金及び減債積み立ての見込みはあるのかということで、先ほど審査資料の1ページを見ておまして、予算書の69ページに公共施設整備基金積立金としては16万9,000円で、全体的には5,658万9,602円しかない。当然後から利息の関係もありますが、この財政調整資金及び減債基金の積み立ての見込みはということ資料を出していただきました。これを見ておまして、平成19年度の結果がどうなるかわかりませんが、財政調整資金として積み立てる額が106万7,000円で、平成20年度末残高見込が5億3,716万1,948円、大変財政調整資金が5億3,000万円しかない。それから、一番繰上償還を将来していかなきゃならないと思うんですが、減債基金の平成20年度末残高見込はたった1万7,723円しかないというのは、繰越金を繰上償還している関係もありますが、積み立ては今年1,000円と。で、平成20年度末残高見込がたった1万7,723円ですから、取り崩しができませんよね。だから、ある一定繰上償還をして、できるだけ金利の高いものを借りかえるという状況はわかりますが、ここで全体的に見てですね、特に今年取り崩し額が多いのはまほろばの里づくり事業基金、これが3,500万円で、地域福祉基金が1億円、それから灌漑用揚水ポン

プ施設管理基金というのは、農地が高くなった関係で、当然これは農業の関係ですから特別目的がありますし、学校の部分も、そういう中で佐野区画整理事業が大体終わりました、この取り崩しが1億503万円、歴史と文化の環境整備事業基金が現在のところ当初の積み立て予定額として6,223万5,000円で、2,342万6,000円を取り崩していくと。まず、一般会計の繰り越しとしては、最終的には13億3,720万2,199円ですが、この平成20年度見込みでは、全体的に見て、市民のために使えるのは財政調整資金と減債基金だけで、あと取り崩し予定額が2億6,975万6,000円、こういう状況ですが、その他の方の介護保険給付費支払準備基金については、当然法定的な基金名ですので。だから市長が言うように財政を安定させたいということではいろんな形でやっているんですが、これは今後の平成19年度の決算見込みを見て、積立額が増額になるのか、ならないのかですね。逆に、減債基金にしても、財政調整資金にしても、こういう状況になるのかどうか。見込みとしてですね、やはり太宰府市は災害があったために、2,000万円とか3,000万円の工事は単独でしなさいという形ですね、当然災害があっても予算上の少ない金額はこういう財政調整資金を取り崩したり、災害基金を取り崩してやったために、こういう基金がなくなった経過があるんですが、見込みとしてはこういう状況がやはり続くのかどうか。市長が一般質問で各議員にもお答えしていたように、繰上償還をして借金を減らすという状況で減債基金なんかはこの状況なのかというですね。私ども、今平成19年度の審査を含めて平成20年度予算を審議していますが、見込み的にはですね、先日大野城市が特調で報告されていたんですよ、新聞で。県下の中でも一番安定したというか、そういう状況が出ておりましたが、この太宰府市の預金というか、これが変化が少し、成果が見られるかどうか、この辺を見通しがあれば報告をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 武藤委員がおっしゃいますように、非常に基金の金額が少ない現状でございます。おっしゃいましたように、減債基金も災害等でかなり消えております。減債につきましては、とりあえず減債基金を充てて繰上償還するというのは、12月補正で申しました、3年間の公的免除の分以外は今のところ考えておりません。したがって、財政調整資金の方につきましてはですね、なるべく積み立てをしていきたいというふうに内部でも協議はしております。したがって、平成20年度の中で入札減とか不用が出ましたら、なるべくそちらの方に今後とも積み立てていきまして、まずは6億円、将来的には10億円ぐらいの基金を目指していきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 佐野土地区画整理事業が終わりましたね、ここにありますが4億2,036万7,150円、これをある一定財政調整資金や減債基金の方に、区画整理が終われば、これを組み替えることができないかどうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） それも視野の中に入れて、財政調整資金を増やす努力をしてまいり



たいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、あくまで特定目的基金の中で動かせるのが、はっきり言って佐野土地区画整理事業の基金だけなんです。ここがはっきり言ってもう終わりになっていますし、大変整備もされて、質問もあっておりましたが、当然この部分についてをできれば財政調整資金か減債基金に組み替えていくという、特定目的から変更することができるのはもう限られていますので、その辺ができればですね、基金の変更ができるような状況を考えていただきたいなど。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

10目人事管理費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料の17ページ、私としてはですね、ここでいろいろ職員給与費関係で、退職手当組合の負担金としてですね、2億5,642万9,000円が計上されております。質問もさせていただきましたが、この今後5年間で大量な退職者が60名近く出てきますし、こういう状況の中で、退職金としての手当、負担金として出していくわけですが、この17ページに資料を出していただいて、勸奨退職者、当然60歳で退職し、それから再任用という制度が法律にあるんですが、この当然退職者以外に勸奨退職者が今年は大体何人ぐらい、大体3月31日で定年退職以外の退職者が何人おられてですね、当然法的には加算しなきゃいけません、この部分は、私もよくわかりませんが、退職勸奨で当然掛けた分ですね、55歳で早期退職した場合は、その55歳分の退職手当組合から出る金額もあると思うんですが、勸奨分の関係だとか、当然まだ働くことができるんだけど、55歳とか58歳でやめられた方についての加算、支給割合、これは3人分で1,000万円を見込んでおるといふふうにならされているんですね。今年、退職じゃなくて勸奨で退職される場合は、この2億5,642万9,000円の中に含まれた1,000万円なのか、それ以上の必要なものがあれば負担が出てくるのかというのが1点です。だから、そういう給与関係で見ますと、職員は給与の昇給停止がっておりますが、221ページの一番上から2番目に、定年退職及び勸奨退職にかかわる退職手当というのがありまして、国と同じようにですね、20年勤続者、それから25年勤続、35年勤続、最高限度ということで、その他の加算措置はありというふうになっているわけですね。だから、ここの部分で見ますと、どういうふうになるのかというのがありますので、今年何かまだ3年、4年残っておっても退職されるという方があると聞き及んでおりますが、定年退職以外の方が何人で、そういう場合には給与の加算措置的なもので退職手当組合が負担しなきゃいけないのか、市の中から出さなきゃいけないのか、1点回答いただきたいというのと、それから同じくこの職員互助会負担金が1,562万3,000円

ですが、大変今新聞報道でも見直されておりました、裁判の判決も出ておりますが、この職員互助会の負担金についてのある一定の見直しを行ったのか、この2点について回答を求めたいと。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、退職手当負担金のことにつきましてご回答申し上げます。

ここの資料の方に提出いたしております退職手当組合負担金の2億5,642万9,000円のうちに、この中に勧奨退職で恐らく特別負担金を言うてくるであろうと想定しております1,000万円を含んでおります。勧奨退職の場合につきましては、なかなか想定が難しゅうございまして、何歳の方が出るとか、50歳の方あるいは59歳の方それぞれあるものですから、平均的なもので56歳の方が3人出たらこのくらいじゃないかなという想定の中でこういうふうに1,000万円を含んで計上いたしております。

なお、今221ページに武藤委員さんの方がご質問されました、この定年退職関係の支給率がございませぬけども、これが勧奨退職の場合はこういう形になっておりますが、もし普通退職、勧奨退職でない場合とする月数でいきますと、この20年のところが、勧奨退職は27.3月分でございますが、普通退職であれば21月分、そして25年であれば、勧奨退職が42.12月分となっておりますが、普通退職は33.75月分、そして35年勤続であれば、勧奨退職は59.28月分、最高限度の月数でございますが、これが普通退職は47.5月分という形になってきておりますので、その差が勧奨退職関係で上乗せになるという数字でございます。そういう形で、該当者の年齢及び勤続年数によって違うもので、特に平成18年4月1日からの新給与制度になりまして非常に複雑になってきておりますので、この辺は今後の推移を見守りたいというものでございます。

それと、退職者の内訳については、ちょっとお待ちください。

申しわけございません、平成19年度でおやめになる方は総数で15名です。定年退職者が9名です。勧奨退職者が3名と、依願退職とか死亡退職等についてが3名ありますので、合計が15名という形になっております。平成19年度末、この3月31日末でそういう内訳になっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 当然定年退職の場合、先ほど言いましたように、退職手当組合への負担が、そのために指摘しているわけですけど、この3名の部分についてはですね、当然私どもこんな言い方をしては大変申しわけないんですが、新規の採用をすると、等級から見まして、はっきり言って新規採用者と定年退職者の給与の格差というのが大体3分の1ぐらいの基本給の差があるわけですね、大きく見てですね。だから、そういう状況もありますが、そのために勧奨退職制度も設けられておられたという過去の経緯もありましてね、そういう状況の中で職員採用については、経常収支比率の関係があって、市長の答弁もあっておりましたが、まずこの1,000万円で勧奨退職に対応できるのか、補正をせざるを得ないのか、その見込みは今のと

ころ3名の勸奨退職者として単純に割ってですよ、333万円ぐらいになるのかどうか。それとも退職後に補正をせざるを得ないのかどうか、退職手当組合への負担の関係で、その辺は見込みがあれば報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） どれだけ希望者が出られるかということにもよりますけれども、大体大丈夫ではないかというふうに想定はいたしております。で、もし1,000万円でと言いましても、割り増しが高い方が出ると、1人で半分ぐらい使いますので、場合によっては1,000万円で不足する可能性もございますが、そのときにはこの一般職の方の退職手当組合負担金等の中から若干の分を持ってくるなりしてですね、全体の中でしたいとは思っております。今年の応募状況にもよると現在は考えておりますが、大丈夫ではないかなというふうに想定はいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 市長、こういう形で毎年退職者が出てくるんですが、221ページ、当初予算のですね。ここで見ますと、高校卒業の初任給が、国の基準でいく部分もありますが、高校卒が14万4,500円、短大卒が15万5,700円、大学卒が17万8,800円という初任給がありまして、太宰府市の平成20年1月1日現在の平均給与額が出ておりますが、今後の論議の中でもですね、人件費の割合が高いということですが、今言いましたように、亡くなられた職員も、本当に健康に留意していただければよかったです、亡くなられた方もおられますが、初任給というのは、本当安い状況ですよ。これに当然手当もつきますけどね。だから、やっぱりある一定の将来を見込んで職員採用もやっていかないと、30年勤めた方の給与と新たに採用した方の給与の違いはこんなに格差があるということもある一定考えていただきたいなというふうに思っております、今後政策もあると思っておりますが、検討いただきたいというふうに思っております。

2点目の職員互助会について、ある一定の見直しが今全国的に大きな問題になっておりますが、どのように職員互助会についてですね、一つは、祝い金を出すとかというのが、退職祝い金とかそういうものがですね、二重的なものだという判例が出ましたので、その辺は互助会としても当然法定負担というのがあって、互助会にはですね、法律上負担をしなきゃならない義務があります。ただし、その法定義務の中の予算の支出の中で、節の段階での問題点が指摘された経過がありますが、その辺で法定負担もあり、組合員の負担もありまして、これが全額職員が負担したわけじゃありませんが、見直しが迫られていますが、見直しした経過がありましたら報告いただきたい。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、職員互助会等職員の互助制度についての全国的な論議もございまして、裁判等も発生いたしております。そういうところから、太宰府市が加入しております福岡県の市町村福祉協会等におかれまして、これまで見直しがされ

ております。それに基づいて、5条の中の退職関係のですね、二重給付に当たるようなものは整理をこれまでできております。

なお、それだからいいということではなくて、本来のあるべき姿というのは常に見ていかなきゃならないと思っております。割合が折半だからいいではなくて、その中身ですね。中身の問題の検討をしなきゃいけないということで、組合の方にもですね、常々話はやっていこうということにしておりますので、今後、職員の不利益は生じないような形でですね、互助制度というのを新たな形に発展していきたいというふうには考えて、申し入れまではいきませんが、常に話はいたしておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 昨年予算特別委員会だったと思いますけども、職員採用の数について、少しこれぐらいはという数字が出ていたような気がしますが、先ほどの答弁では、合計15名ぐらい定年退職なり、勸奨退職でやめられるということだったけども、平成20年度はだめでしょうけど、平成21年度、一般質問でも出ていたけども、どれぐらいの職員採用が必要かと現時点で明らかにされますか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） ちょっと今の時点では難しいかなあと思っておりますが、今年度もし採用ということになれば、採用試験の負担金関係を途中で補正計上等しなきゃなりませんので、その時点でまたそういう論議がなされるかなあというふうに今年度の計画はいたしております。今の時点でどれだけ不足というのはちょっと難しゅうございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 市長の一般質問だとかの答弁では、若干いろいろ業務の見直しなども含めて定数なども検討を全体的にしていかなきゃならんと、そういうような話があったけれども、退職等については、明確にこの数字が出ているわけですから、現状の定数からすれば、一定どれぐらいの採用が必要かというのは、もう1年先の話ですから、一定明らかにしていかなきゃいかんというふうに思いますのでですね、これはいずれかの機会に、また議会の中でも質問をしていきたいとは思いますが、いびつな形にならないように採用計画も年次的にやっていく必要があるというように、これはずっと一貫して言っているわけですけども、その点も踏まえて対処をしていただきたい、こういうふうに思いますが、どうでしょう。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、一般質問から代表質問でも市長がお答えされましたように、事務量調査を厳格に行っていくと。その結果によって職員の不足があれば採用せざるを得ないだろうというようなお話をされておりますが、平成15年4月1日現在の正規の職員が365名でございます。その後、区画整理事業の終息、それから浄水場業務の委託、それから都府楼保育所の

民営化、それから人権センターの委託等で、職員が、その分、別の仕事をするということになっておまして、平成20年4月1日が332名の職員数になりまして、それを差し引きますと33名が平成15年4月1日から職員減になっていると。それから浄水場業務とか民間委託したものの職員は、その仕事がないわけですから、別の仕事につくことができるということで、14名の余剰職員が出てきたと。それと、平成15年に2名、平成16年に7名の職員を採用してまして、平成20年に1名で合計10名です。合わせますと24名の職員が増えたという形になっています。それを差し引きますと、現在の平成20年4月1日では、平成15年4月1日から比較しますと、9名の職員が不足していると。365名の職員が果たして実質必要なのか、不要なのかというようなことを今後の事務量調査で検証していくわけですが、平成15年4月と平成20年4月を比較しますと、実質職員数が減になったのは9名ということになっています。

今後は、やはり何回も言いますが、事務量調査を行いまして、必要定数をきちんと定めていって、不足するものであれば採用するということになるかと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いろいろ皆さんから決算特別委員会だとか予算特別委員会のときには資料を出していただくんですね。この資料というのは、私ども審査していく上で一番必要なんです。平成19年度の退職見込みは10人だというふうに平成18年度の決算特別委員会のときに出していただいた資料、平成23年までに67人が退職しますという資料を出していただいて、現在聞いてみたら、10人を上回ったというのが出てきますし、平成20年度は17名、これがひよっとしたら20名になるかもしれませんし、実質的にはこの5年間で67名が定年退職、勸奨退職は入っておりません。また、亡くなられることもあります。こういう状況の中で職員数を出して、人件費の金額までわかりやすく出していただいた経過があります。

それから、私が平成19年度の当初の予算審査の中で、こういう職員が退職するがどうするかという形で資料要求をしたときに、市の方としては、今後の採用見込みにつきましては、再任用を活用しますが、毎年8人程度の採用が必要と考えているが、今後5年間で5%の削減を目指すという国の方針の関係があって、平成19年度における採用試験も見送ったところだと。ただし、ある一定のこれだけの退職者があれば、採用も考えなければならないというのが具体的に平成19年度の当初予算審査での私の資料要求に対する審査資料として提出されているんですけど、ここでこんなに退職者が出てくる場合、ある一定の採用はせざるを得ないんじゃないかなあと。大牟田市は、給与が余りにも下がったために、応募者が少なくなったとあって、公務員の人気下がったという状況が出ておりましたが、今後、私も一般質問させていただいたり、代表質問もさせていただいたんですが、やっぱり8名というのは相当な数ですが、将来の採用計画はどうするのか。5年も6年も空白、今6年間採用してなかったんじゃないですかね。何年採用してないのかね。4年。

だから、ある一定の採用計画を、先ほど言うように、初任給が15万円から16万円ぐらいですよ。それに手当を入れてですね、大体職員の大学卒業者で手取りの16万円か17万円ですが、あ

る一定の考えがあるかどうかですね、その辺はどうでしょうか、内部的には。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 8人という数字は、たしか私が言ったと思います。大体20歳ぐらいからお勤めしますと40年勤めますので、毎年8人入っていただくとなると、40年掛ける8人で320人。この程度は平均化すると要りますよというつもりで言ったものでございます。で、一番今危惧しているのは、職員数が減り過ぎているのではないかという危惧、それから採用していないことによって、そこに団塊とか、いろいろこういうふうな谷間ができて、非常に後の職員の構成が問題があるのではないかなというふうなことの2つだろうと思います。

職員の数については、今総務部長が言いましたように、業務をかなり縮小している部分があります。上水道、区画整理、都府楼保育所、人権センターは職員がそれぞれいましたから、それは一般事務に戻しています。そう大幅に減っていないということがおわかりだったろうと思います。あとは、職員の構成がどうなのかということで、これは私たちも市長も非常に心配しております、その採用の仕方についてはいろいろ考えなければいけないというふうなことです。

今のところ、365人を基準として説明をしましたが、その後いろいろな機械化をやっています。それで、そういうことも含めて、今後事務量調査をして、今の総体的な数でいいのかどうかということをもとに把握して、採用についても年齢ごとに採用できるのかどうか、そういうことも考えていきたい。ご心配の向きはもう非常に私たちも心配しております、気持ちは同じでございますので、その辺の結論を早急に出していきたいなと思っています。

○委員長（清水章一委員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

2款1項総務管理費、10目人事管理費について、先ほど副市長から答弁がっております。なお、質疑に当たっては、簡潔明瞭によりしくお願いしたいと思います。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） また資料をお願いしましたら、まず72ページ、73ページにですね、その他の諸費という形で当然雇用保険や社会保険、労災保険の義務が発生しまして、ここで共済費という形で1,789万5,000円、毎年出させていただいておりますが、審査資料の14ページから再任用、臨時、嘱託、委託職員の各課の配置先と賃金の内容というのが14ページ、15ページ、16ページに出ております。平成18年度、平成19年度から見ておまして、この平成20年度の臨時職員や嘱託、委託職員は大幅に平成18年度、平成19年度、平成20年度で見直しをされているんですが、ちょっと特徴点を報告いただければと思うんですが。平成18年度が一番多く、平成19年度、それから平成20年度、再任用を含めてですが、この部分が相当少なくなってきたおま

す。ずっと見ておりまして、内部的にはどう検討されてですね、臨時職員や嘱託職員、これを減少されたのか、特徴点がありましたら報告を受けておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 正職員のフォローというような形で臨時の場合もありますし、年休補助あるいは産休、病休、代替といろいろあります。そのように職員の休職、休業等の発生状況に基づく臨時、嘱託の数の変動といいますかそのもの及び日常業務的なものの数字の減といいますか、その辺の変動といろいろ要因がございますが、日常的な臨時職員等につきましては、なるだけ1時間遅く来て、1時間早く帰るでありますとか、そのような経費節減という形でパート化のですね、方向性がこの数年進んできておるといのがございます。

それと、全体的な予算査定の中でも、もう一律の例えば5%カットというときもございましたし、いろんなもので非常に厳しい状況というのは、もう職員の方に頑張ってもらってところで今何とかしのいできているような状況もございます。全体的な大きな変動というのは、システムを変えたということはございませんけれども、経費的なもので非常に絞ってきておる、削減してきておるとい傾向はあるかと思えます。

今後、新年度につきましても、そういう中でやはり今後制度の改変等が福祉関係でも進んできておりまして、その辺を含んで何とか臨時等で対応する、そしてもうそれで無理な場合は正職員等を入れなきゃならないだろうというような想定も今出てきております。場合によってはですね、この現在の予算資料として上げております14ページ、15ページ、16ページだけでは、もううちの方の予算予定では足りない場合も今年はお出してくるかなというふうに、特に福祉関係のですね、制度改変が想定以上の負担が発生してきているかなあという気が今いたしてきております。

雇用関係につきましても大きなシステム変更はございませんが、経費的なものとしては、経常経費の減ということで削減という流れは来ておるところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、16ページですね。議員から質問があっておりましたが、不登校対策について、嘱託職員で適応指導教室指導員が1名、それから同じく学校支援員という形で1名、指導主事についても嘱託で1名と。こういう状況についてですね、学校支援対策もありますが、ここが嘱託で1名、1名、1名、こういう見直しが今年度中あるのかという問題。

それから、文化財については大変大きな金額が計上されていますが、当然この文化財については、原因者負担の原則がありますから、ここの人件費については、歳入があって歳出が出てくるから、ここの部分については市の負担にはならないんですが、ある一定それ以外の部分についてはですね、当然市の負担が伴ってきます、歳入とのかかわりの関係ではですね。国保年金課あたりは大変な、今のところですね、いろんな状況が出てきて大変な状況になると思いますが、後期高齢者医療のも含めて対応するために、臨時職員や嘱託、こういう委託が全然入っ

ておりませんが、ある一定これも追加する可能性があるのかなのか、このままでいくのかどうか。年度途中によって業務の多忙が出てくればですね、当然この追加もありますし、文化財、先ほど言いましたように、発掘調査については原因者負担の原則があつて、ここの大きな金額ははっきり言って全部持ち出すことはありませんが、こういうものを含めた数字で見ている部分についてですね、ある一定の変動があるかどうかを聞いておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、例えば文化財の原因者負担については、そのときの状況で原因者の方からの収入でまた雇用をするというところで五分五分というような形になってまいりますけども、それ以外に議員さんおっしゃいましたように、福祉関係につきましては、特に3月の中旬以降の文書発送等以降のですね、想定がちょっと難しいところがございます。電話だけでもひょっとするともう鳴りやまない状況も発生するかなあという想定もされますので、その辺は市民サービスの低下が起こらないような形で、応援というレベルでできるなら応援もするし、それが不可能な場合は、やはり人的対応もしなければならぬというところで、そういう臨機応変な対応でさせていただこうと思っております。場合によっては6月等にもですね、人的なもので何か補正を組む必要も出てくるかもしれませんし、その辺はちょっと4月からの状況を見守りたいというふうに現在考えておりますが、臨機応変な対応は考えて、予定はいたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 職員研修の部分ですけども、各研修会参加負担金が105万6,000円というところで上がっています。それと、73ページにですね、その他の諸費ということで、ここでも各種研修会参加負担金が15万3,000円と上がっておりますけども、これは大体職員さん何人ぐらいで、1人何時間ぐらいの研修を予定されているのか。この研修についてはですね、やはり人材育成という点からですね、非常に大事な部分であると思っておりますので、やはりそこら辺ですね、どういうふうになっているか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 職員研修につきましては、大野城の研修所の方に職員が大体1泊2日あるいは2泊3日等で行っておる分でございます。

負担金につきましては、大体1日当たりに2,600円あるいは1,300円の負担金を払っております。延べでは大体86人ぐらいが毎年研修に行くような形で予算は考えておりますが、それ以外に例えば専門的なもので民間の研修ですね、3万円ぐらいの負担金が発生するものも若干3人ほどは予定はいたしております。

その他の諸費の各研修会参加負担金につきましては、退職準備セミナーというのがございまして、退職者の方の事前準備という形でセミナーの方に派遣しておる負担金でございます。こ



れは人数もそう余り、そのときの状況によって違いますけども、8,000円の人数分とかですね、その辺で、その場所、どこであるかにもよるものですから、その辺で予定を今15万3,000円計上いたしておるものでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほどの臨時、嘱託関連の資料、もう一遍16ページをお開きいただきましたんですが、再任用職員については、今大体6名で12カ月で290万5,000円、勤務日数が3日ぐらいになっていますが、当然60歳で退職をし、早く年金がもらえるのが62歳とか63歳とか、年齢によって65歳もあるんですが、やはりこの不況時、退職して年金をもらえない期間があるんですが、市長、今指定管理者にしてしまってますね、なかなか市の職員の再任用が難しい状況があるんですが、現在社会福祉協議会にお二人の職員派遣している。それから、いきいき情報センターにある太宰府市文化スポーツ振興財団にも職員派遣している。中央公民館、図書館ですね、やっぱりここに再任用者を持っていくという方向をですね、せっかく退職したものの、再任用先がないという。で、再任用されても週3日勤務ではね、やっぱりなかなか再任用も状況がありますが、ある一定もう今指定管理者にしておりまして、なかなか1週間通じて5日間の勤務ができない状況ですが、そこいらある一定機構的なもので、今後、先ほども言いましたように、60名近くの退職者が出る場合、年限を2年なら2年という協定を結んでですね、社会福祉協議会だとか、太宰府市文化スポーツ振興財団だとか、中央公民館、図書館とかですね、市長としてそういう団体と協定を結んで、ずっとそこに勤めるんじゃないかと、そういう見直しもですね、ある一定職員を引き上げて、以前、再任用者には権限があるのかと言ったら、権限は持っておりますという部分がありましたが、その辺を見直しができるかどうか。毎年10人以上の退職者が出たときに、再任用を希望したときにですね、そういうものをやっぱり見直ししていく必要があるんじゃないかなあと。はっきり言って、部長が再任用を希望したと仮定しますよ。そうすると、部長職が窓口でというわけにはいかない部分もあると思いますしね、やっぱりその辺は法律で再任用しなさいという制度がありながら、いざそれを活用するのは難しいというか……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、ちょっと簡潔にもう少し。

○委員（武藤哲志委員） いや、だからこの再任用の関係で6人で上がるとんですから、その6人上がっている部分についても機構的な見直しが考えられるかということです。

○委員長（清水章一委員） 答弁。

副市長。

○副市長（平島鉄信） 今後大量に再任用職員の雇用をしなければいけないかと思っています。これは再任用はあくまでも本人が働く意思があるのか、そして再任用にまた体力的、気力的に十分対応できるのかという本人とこちら側からの合意によって採用していくわけでございます。まずは、もう退職しますので、年金生活にじわっと体力を、あるいは今までの知力をならしていく。今まで30年、40年の経験を社会に還元するというのも一つあります。そういうことか

ら、それを1週間またずつと来てくださいということよりも、週3日ぐらいで、だんだんと年金生活の方に移行するという形の方がよりベターじゃないかということで組合の方と協議をして、そういう形にしております。

あとはポストですが、原則的には再任用ですから、職員です。職員と同じような仕事をするというのが基本で、お給料も現役時代の5割から6割前後ぐらいのお給料は差し上げるということになっていますので、それが基本です。ただ、言われるのが、管理職を長く続けている者が一般の事務をできるかといいますと、これは相当の苦勞が要るのではないかなというふうに思っています。しかし、そういう管理職的な職が今ほとんど太宰府市の方ではございませんし、これだけの大量の退職になりますと、当てはめるのは非常に難しゅうございます。かなりその辺で門戸を開こうというふうな気持ちは持っておりますけれども、すべて対応するのは無理だろうと思います。しかし、その辺の努力はしていきたいなというふうに思いますが、皆さんに全部配分できるような形にはならないだろうと。その辺はもう一般的な事務もするからというような覚悟を決めていただいて再任用に臨んでいただくと、そういうことは今後求められるだろうと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、72ページ、73ページ、74ページ、75ページまでですが、質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まちづくり推進費の積立金のかかわりがありますが、今年の税制改革の問題でですね、市が条例をつくれれば、自分の出身地に対して寄附行為ができる。5,000円以上寄附をすると、1万円の場合は5,000円は税額控除ができる、こういう法律ができたんですよ。今みらい基金創設特別委員会というのを考えておりますが、条例をつくらないとこれできないんですね。ふるさと創生というか、ふるさと納税。ところが、太宰府市から出身されている全国いろいろおると思うんですが、そういう条例をつくらないと寄附行為の控除の対象にならないというのがありますが、歴史と文化の環境税の問題もあって、基金的に入れることのできる可能性があるんじゃないかと。だから、内部的には法令審査会で法律的にですね、ふるさと納税寄附控除の拡充という部分と、それから自治体に寄附をしたときの控除制度、これが新たにできたんですが、これは考えてないのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今よその自治体で寄附投与条例が次々とできております。太宰府市としましても、今研究中でございまして、考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、考えていきたいじゃなくてね、やっぱり受け入れができるなら

ば、早くそんな条例をね、つくるというか。だから、そんな制度があって、太宰府市に寄附してくれるならありがたいことでしょうが。しかもインターネットで太宰府と歴史の文化の環境税に、環境を守る、この歴史と文化を守る、まほろばというか、こういう状況の中でぜひ太宰府市に寄附してくださいとってインターネットで全国発信すればね、しかも税金控除ができますからって税金控除証明書を発行しますよと。国税も地方税も該当するわけですから、こんないい制度をね、やはり市が使わない方はないと思いますので、私どもにやっぱり早く条例案を出してもらいたいと。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 早急に制定に向けて努力いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次へ進みます。

2目の市史資料室費、3目のまるごと博物館推進費について質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料17ページ。市史資料関係費で資料要求をしましたら、市史の発刊は完結したが、今後の部分で必要だと。もう本当古い話ですけどね、安恒清左衛門さんがぜひこの太宰府の市史をとという質問をされて、当時からやりました。大変刊行のためにまさかこの金額が膨大な金額になるとは夢にも思っていなかったと。その後、過去に刊行した本が何冊売れたかという状況、本の販売よりも太宰府の歴史が明らかになったことはすばらしいことだと。あれだけの科学者や研究者や文学者が集まって、太宰府の市史をつくっていただいたことはありがたいんですが、こういう状況で今年はですね、878万1,000円ですが、これをずっと毎年続けていくのかどうか。前年と同じ金額が計上されているんですよ。いつまでもこんな状況をね、やっぱりやっていくのかどうか。市史はもうでき上がったけど、貴重な資料があるからまだ引き続きということだけど、ある一定の見直し時期も、この財源については繰入金と諸収入合わせて878万1,000円になっていますが、私は、もうある一定この市史は終わったものと思っておりましたら、今後公文書館法に基づいて歴史的価値を有する行政文書の評価選別と保存活用を行う文書資料部門から成る文書館の設立を目指していると。こんな部分について、私、説明を受けたことがないんですが、文書館をつくと。これはまた大変な費用がかかるんじゃないかというふうに感じているんですが、こういう方針が内部検討されて議会に明らかになりましたが、ちょっと説明をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まず、市史編さんについてはもう終わっているんじゃないかということで、もちろんそのとおりでございますが、これからはそれを活用していくために、それこそ公文書も含めました活用、整理を行っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

また、公文書館構想につきましては、今県の市長会の方で研究されておりまして、1市町村単独でつくるということではなく、広域的につくるべきではないかという検討がなされております。まだ研究中でございますので、今現時点では、はっきりしたことは申し上げられません状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今武藤委員が言われた、その公文書館の設立のことですけども、昨日、県議会で麻生県知事が福岡県の各自自治体からの集めた公文書館をつくるということを言っておられましたけども、それとはこれは違うんですか。それと関連することじゃないんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 福岡県で県内の公文書館、県の市町村のすべての資料を集めるところを一括して県がつくるという構想はございます。ただし、30年経過した公文書等については廃棄するというような公文書館構想でして、太宰府市の場合は、30年で放棄するような公文書はないし、市史編さんに集めた資料についても、そういう軽いものじゃないということから、太宰府市のこの市史編さん委員会については、皆さん先生方猛反対されています。それで、まだまだ県ではそういう設立の準備がされているようですけども、まだまだ内容的に煮詰めないと、公文書館を建てていくということにはつながらないんじゃないかというふうに考えております。

それから、今経営企画課長がお答えしましたように、公文書館の設立についても、構想的には太宰府市としても長年かけてつくった市史資料13巻から成っていますので、本としては13巻ですけども、あの本にするまでは莫大な資料が集まっています。それで、坂本の文化財を発掘した資料をお借りして今行政公文書も保存しておりますけども、その整備に今追われている状況で、平成17年、平成18年がまだ手つかずの状態、そういう職員として2名ないし3名を常時整理をさせてますので、こういう金額、人件費として八百何十万円予算を上げさせていただいているということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その2世紀、3世紀からね、蒙古襲来から太宰府の歴史というのは、本当に全国でもすばらしい歴史があって、当初私ども、市史なんていうのは簡単に思っていたんですが、毎年5億円とか6億円とかかけて、あらゆる科学者やら文学者やら歴史学者を呼んでつくったんですね。だから、その費用も大変な額だけど、そういう貴重な資料を保存をしていきたいということになれば、将来公文書館の設立ということになってくると、またその新たな構想が出てきているんでね、目指しているということで、太宰府市独自の。だから、天満宮は天満宮で貴重な公文書を持っています。それもお借りもしてきた。それと同時に、歴史的な問題もあるんだけど、だからこの部分を今整理をさせているけど、何年ぐらいあと続くのかなあと。私としては、もう市史編さんは終わったんだけど、今聞いてみて、もう膨大な、はっきり言って段ボールにしてみりゃあ、皆さんが座っているところに積み上げたぐらいな資料にな

ると思いますよ。だから、その貴重な資料をどう管理し、公開していくかというのが構想の中にあるんだろうと思うけど、新たに私も公文書館の設立で市独自ということになってくると、今財政的には余裕がないけど、5年先か10年先かわかりませんがね。だから、今国分の文化ふれあい館ですか、ここに保管をされて、管理もしていく、将来公開していくというふうに受けとめていいですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そのとおりということは、新たに文書館という建物をつくるということじゃないということですね。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 総合計画の後期計画の方に公文書館構想の調査研究ということで載せておりました、今総務部長が言いましたように、太宰府の独自の歴史、相当大きくて深いものがございまして、それを集めたものをいかにして皆さんに公開をしながら役立てていくかということで今文化ふれあい館の中でそういうことをしようと思っています。将来的には一般公開するには手狭でございまして、公文書館の設立も考えながら調査研究をしていこうということで、今もう相当の費用がかかりますので、今すぐどうこうするわけではございませんけども、将来的にはそういうことも含めて活用あるいは公開をしていこうということで考えています。市史編さんはもう終わってますので、今、市史編さん委員会となる委員会がございまして、それについても市史を活用する委員会ということで、どんなふうな形で皆さんに公開していくか、お知らせしていくか、保管していくかということは今後調査研究をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほど武藤委員の方からもありましたけど、要するに当初の意義とかそういうことがわかったから、この市史編さんということでの予算をずっと我々は認めてきたわけよね。それが一番当初の約束ともう随分かけ離れた金額がかかってしまったということも、これは事実ですよ。この非常に財政的に厳しいときに、私は一遍市史編さんが終わったんであれば、それを引き続きやっていくんじゃないかと、ある一定の期間休んでも構わんのじゃないかと思うわけよ。

（「休むものじゃない」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いや、それは市長の考えやから、今私の考えを言いよるわけだから。市史編さんをやったことは、これは意義があることだと思いますよ、当然ね。それが生かされていないと思うんよ。一番当初説明受けたように、それが太宰府の収入として皆さん方が思ったよりもほとんど上がってきていないというふうに私は思うんだけど、このことが悪いというわ

けじゃなくて、これは大事なことでしょう、歴史的なことをずっとやっていくわけだから。しかし、財政的に厳しいときにいろんなものを節約、節減しているときですから、今必ずしもこれを継続して進めていく必要があるかといったら、私はそれよりも大事なことがあるんじゃないかという意味合いで言ったわけですから。そういうふうには市史編さんについては、随分我々は皆さんから言われたように考慮しながら認めてきたという歴史がありますから、そういう意見、考えを持っているということでございます。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 確かに福廣委員がおっしゃるとおりでございますけども、市史をつくっているときの人件費の規模と、つくり終えた後の規模は相当開きがございます。それで、この市史をつくるために優秀な大学の教授等からたくさんご協力いただいております、その先生たちの助言をいただきながら、今後太宰府の市史で集めた資料を日本あるいは世界に見せていくかというような論議がされていまして、規模を縮小しながらもそういう今度は公開に向けた方法を検討していくと。それで、行き着くところが公文書館という形になるかと思えます。

それで、公文書館を建設するまでは相当の年数がかかるんじゃないかというふうに考えていますが、資料はやはり縮小した中で資料をきちんと整理をしていかないと、さあ公文書館を建てるよというときに、じゃあどういふものを公文書館に置くのかという話になって、また一からの話になりますので、規模を縮小しながら、先生方も保持しながら進めていくと、資料収集、公開の方法等を検討していくということで考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 次に入りますけど、77ページの姉妹都市30周年記念式典の負担金が380万円という……。

まだ行っとらんと。

○委員長（清水章一委員） 3目まるごと博物館推進費まで。

○委員（大田勝義委員） そこまで。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） いや、行きます。

4目交流費。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 済みません、審査資料の18ページに資料があるんですけども、金額が随分大きな金額なんですけど、どのような式典なり計画をなさっているのか。

それともう一つは、助成金を現在申請中とありますけども、大体金額は幾らぐらいを申請してあるのか、それをあわせてお願いします。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 予算書77ページで扶餘邑との姉妹都市30周年の記念事業負担金を

389万2,000円計上いたしておりますが、この中には向こうからの代表団をお呼びしての歓迎のセレモニーの分及びこちらから韓国への訪問団を30名程度でも希望者を募って行きたい、それで向こうの百済祭りの方に参加したいというようなことをメインで考えております。

財源的には、この左側の財源内訳のところ、その他の諸収入で300万円というのを入れています。これが東京の方の財団法人の自治体国際化協会、そちらの方に補助金申請を今行っておりまして、基本的にはこの300万円を非常に当てにしておるところでございます。

それで、これをもう3月の中旬に決定するというところでございますので、うちの職員の方に何度もどうなっているかと問い合わせさせましたら、つい先日連絡だけ来まして、まだ回答じゃないんですが、現在の状況でこの財団法人の自治体国際化協会のこの事業予算、補助金予算が1億円あるそうです。その1億円に対して、全国から今161団体、3億9,100万円要望が上がってきておるというところで、非常に競争が高いなというところで、今どうしようかというところで、昨日その連絡が来たものですから、その辺も含めまして、基本的に大きな予算を組むのは、向こうからの訪問団を招聘するかどうかというふうなところの経費及びこちらで市民への周知のための費用ですか、若干その辺のもの、あるいはそれ以外は余りお金を使わなくていい、今私どもの方でやっておるハングル語講座等にタイアップしたような形で、いろんなところでされる韓国関係のイベントにタイアップしたような形で、無理のない範囲でやっというふうに考えておりますが、この補助金の額の決定を受けて最終的な計画をつくり上げたいというところでございます。

以上です。

○委員（大田勝義委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ただいま説明は受けましたけども、もし最悪ですよ、これがもし外れた場合はどうするんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 外れた場合は考えたくないんですけども、幾らかなりとは来ると思いますので、その中で最大限の努力をいたしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私もこの姉妹都市を結ぶ経過はよくわかります。都府樓政庁の関係がありまして、それでその30年前から交流をし、何回か訪問団を送ったり、また受け入れてきましたが、今経済状況ははっきり言って韓国は物すごくよくなっているんですよ。以前はこちらに招聘する費用は太宰府市が持っておりましたが、やはり今回も招聘することに対しての費用負担があるのかどうかですね、来ていただくのに。今先ほど課長が言いましたように、30名代表を派遣したいと思えば、大体1人当たり3万円ぐらいの費用負担がかかるんじゃないかなというふうに考えますが、向こうから訪問団を何人ぐらい受け入れて、その費用はこちらが2分の1持つのか、それとも全額扶餘邑の訪問団が持つのか、その辺がちょっとまだこの中ではわ

からないんですよ。ただ30年事業負担金として上がっておりますが、この辺をもう少し。だから、今太宰府市がこの扶餘邑、それから耶馬溪町が合併しましたが、それと奈良市ですか、それから多賀城市との関係がありますが、海外との国際姉妹都市というのは韓国だけしかないんですが、その辺ではどうでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、向こうからお見えになる方々の向こうの代表団の方、扶餘郡守、邑長、その関係の方々の旅費は扶餘邑側の負担です。こちらから行く場合は、こちら側が自分たちで出すということで現在行っております。そして、あと先ほど言いましたように、訪問団を組織するといたしましても、基本的にはそれぞれの方に旅費は応分の負担をしていただくということで考えております。そういうことから、何十人、そう大きな数字にはならないだろうということで、30人程度を今、こちらから行く場合はですね、30人程度を想定いたしております。

まず、日程でございますが、今年の9月24日から26日までの3日間の中で、記念式典を9月25日ということで今最終的な判断をやりたいということで行っております。9月25日は古都の光の日でございますので、そういうイベントにも合わせましてお呼びしたいということで考えております。

この経費の一番大きなものは、そういうことから、この式典関係の会場設営でありますとか、こちら側でお迎えする側の方々の移動運搬費用とか、そのような物件費関係がメインで考えております。それ以外に余裕があれば、扶餘邑の方からの例えば楽団をお呼びするとか、そういうことを依頼すれば、その分の経費は出さなければいけないだろうということで想定はいたしておりますが、それも300万円来ればその辺も可能でございますけども、300万円の補助金がなければ、やはり事業は絞っていかざるを得んだろうということで、現在予定をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 前回来たときに宿泊の問題があつて、小学校の国際交流についてはホームステイしてありますが、国際交流の関係についてもホテル確保をして、貸し切りバスで送り迎えしたとか、中央公民館でレセプションをしたとか、いろんな歓迎式典をした経緯が過去にありますが、ある一定経済的な問題で、もう韓国もはっきり言って経済力は世界の中でも10位以内に入ろうか、入らないかという状況の中ですから、現在国際交流の関係で、太宰府市として向こうからお見えになった部分の事業をやっぱりどの範囲まで、国際交流協会もありますし、宿泊費も負担をせざるを得ないんじゃないかなと、どこかのホテルをですね。韓国からお見えになった方をそげんホームステイでとませるわけにはいきませんから、どこかのホテルを、やっぱり宿泊費ぐらいは持たなきゃならないんじゃないかなと。こちらが行けば、向こうもそれなりの宿泊費は考えるだろうと思いますが、この辺の宿泊費は今の段階では検討課題ですか、それともまだ9月ですから相当時間もありますが、今から詰めていこうとしているのか。



この問題について、国際交流30周年の記念事業については、いつの段階で総合計画的な問題を議会に明らかにされるのかも含めて、予算審査をして、行政側だけが国際交流するわけじゃありませんし、議会も市民も含めて対応せざるを得ませんので、総合的な計画書がいつぐらいに明らかになるのか、この辺も説明いただければと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 今おっしゃいますように、ある程度の自分たちの腹づもりの計算書は持っておりますけども、3月20日以降には補助金が確定すると思います。この300万円、現在は300万円丸々入ってくるところでこの予算書も計画いたしておりますものですから、じゃあこれが入ってこなければ一般財源をお願いするというようなことになりますので、その辺の調整をすぐ経営企画課の方とも行いまして、新年度になりましたらすぐ事業計画というのは固めて、その時点でご報告するなりしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

○委員（福廣和美委員） ちょっと、委員長。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、回答を聞きよったら2通りの回答があるわけね。最初は300万円入ってこなかった場合は事業を縮小すると言ったし、その後は一般財源化してやる、これはどちらですか。今2通りの答えをされたよ、課長は。300万円来なかった場合、事業を縮小してでもやるというのと、一般財源化してでもこれをやりますという回答したが、どちらですか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） 現在300万円の補助金が来るところで389万2,000円の計画を立てております。この予算の収入がもし入らなければ、収入不足を起こしますので、その時点でやはり財政的なものの了解をもらわないと、収入不足のまま事業の実行委員会を立ち上げて、その実行委員会にその389万2,000円の予算がありますということはまだ私どもの方がちょっと責任を持ってない、うそを言うような形になりますので、その辺を4月中に立ち上げまして、5月にはもう明確なお答えができるかというふうに考えております。

収入欠陥のまま事業計画を立てるということは、ちょっと難しゅうございますので、一般財源のそこでもこの財源内訳の中身が変わるとい形になれば、最終的には6月の補正予算等で財源内訳を変えなければならぬかなと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時58分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前中の質疑に関しまして追加回答がっております。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 先ほどは大変失礼いたしました。

まず、後で調べますとお答えしておりました市政だよりのところでご質問がありました件です。議会だよりと市政だよりを一体化したときの効果額は幾らだったのかというご質問でございましたけれども、平成18年度比で計算しますと、約39万円の効果がっております。

それともう一点、広聴広報関係費の委託料の中のホームページサーバーの更新委託料というのがございましたが、この中身につきましては、ホームページ用のサーバーが1台ございまして、これが約5年経過しておりますので、機械の入れかえの委託料でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、管財課長。

○管財課長（轟 満） 67ページ、公用車管理関係費のご説明をいたします。

役務費の中で、まず自賠責保険料の台数ですが、平成19年度は14台、平成20年度予算につきましては20台を計上しております。次の任意保険料関係ですが、この分につきましては、先ほどご説明した部分と若干違いますが、任意保険料につきましては、管財課で管理している分だけではありませんで、市全体でまとめて加入した方が効率的、経済的なものを管財課でこの任意保険料を計上しております。台数につきましては、67台分を計上しております。平成19年度、平成20年度同じ台数でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、自賠責保険料については、今年の4月からの改良された自賠責保険料で計算されておるといことで考えてよろしいですね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款総務費、2項企画費、5目女性政策費、6目地域コミュニティ推進費について質疑はありますか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 6目のコミュニティバスの部分でちょっとお尋ねします。

審査資料に出ておりますけれども、運行費が若干高くなって、それから運行経費ですね、それから運行収入が2,000万円ほど上がっておりますけれども、ダイヤ改正を行うということで、これは経費節減になるというような説明を昨年の決算特別委員会で聞いていたんですけども、これから見ますとちょっと運行経費が上がっていますし、それと運行収入の中で2,000万円ほど上がっておりますけれども、これは本当に確実にこの2,000万円ほど運行収入を見込めるのかどうか、そこら辺どういうふうなことをもとに計算されたか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 毎年これだけ多くの予算をいただいておりますけども、まず今回の運行経費に関しまして、効率的な運行を第一に目指しました。当然、お客さんの少ない時間帯、ダイヤ、それから路線の見直しを図っておりますので、今回新たな乗り継ぎ制度ということにつきましては、大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

それで、運行経費の中には、平成20年度の見積もりとしまして、ガソリンの高騰と、それから利用者に対しますサービスの一つとしまして、バスロケーションシステムの導入ということで、そういった設備費がかさんではおりますけども、この平成20年度の運行経費の見積もりに関しましても、早い時期に西鉄さんと協議をしたというようなこともございまして、それから何度もやりとりをして、4月1日の新ルートとダイヤ改正というふうに行き着きましたので、この時点からしますと大分圧縮した部分もございまして。

そういった部分も含めまして、運行経費は1億5,100万円ぐらい計上いたしておりますけども、これについてはかなり圧縮される方向で今ダイヤを見直したというところでございまして、それに伴います今度は運行収入でございますけども、これは今申しあげましたお客さんに便利になるようにというようなこともございまして、運行収入はアップするというようなことも思っておりますので、差し引きの状態でこの運行補助金の8,298万円ということに、これを上回らないような形で補助金を考えてはおります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 運行収入2,000万円、これを上げるというのは、非常に厳しいんじゃないかと思っておりますけども、今のお話でちょっと納得できなかったんですが、もう一度お願いします。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） これは運行補助金を出している分についてでございますけども、この運行補助金は、運行経費から運行収入を引いたものが毎年そういった形で補助金ということで出しております。それで、運行経費を圧縮することによりまして、運行収入、これが下がってくるというふうに思っておりますので、できるだけ今の段階ではこういった運行経費がかかるというような見積もりでございますけども、それを圧縮した分が、今、今回からダイヤを導入いたしますので、運行収入はここまでならなくても、運行補助金というのはこういった形ではかれるんじゃないかと思っておりますけど。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 運行補助金の下がる、あれですけど、この運行収入だけの単純にこの2,000万円ですね、運行収入を上げてあるけど、これは実現可能かということを知っているん

ですね。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今回乗客アップということで目標は大いに持っておりますけども、ここを確実かと言われると、まだ、これに近づきたいというふうには思っておりますけど。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私の方で資料要求をさせていただいて、これを見ておまして、やはりこの予算審議の中で、6目の部分で、私は全国でもコミュニティバスを市の職員が提案をして実施をされて、全国からも評価をされた。ところが、ある一定の全国自治体の中で、民間のバスがどんどん廃止していく中でこういう状況になったんですが、ある一定、これは基準財政需要額、国の補助金額の中に大体どのくらい入っているのかというのは分析しても出てこないんですよ、1点目がですね。だから、当初は当然国がこういう地方の市民の利便性を考えてということだったんですが、はっきり言ってこの金額について交付税措置がされているのかというのが第1点です。

それから、資料要求して具体的に運行収入が平成19年と平成20年の見込みが新たに出てきます。ところが、予算上には西鉄にこれを差し引いた金額を支出しているんですね。だから、ある一定の収入は、はっきり言ってバスカードがあったり、一日乗り放題の券があったり、そういう収入状況はどこで把握しているのか、コミュニティバスの場合ですね。

だから、昨日もあったように高雄から西鉄二日市駅へ行く分についてのバス代が高いという部分については、それは当然バスカードがあったり定期券があったりするわけですけど、まほろば号の場合については、収入は全部西鉄からの報告を受けて、その差し引きを西鉄に出しているけど、現実にはそういう1日の売上高、利用金額についての報告書が上がってこない限りには、この計算方式は出てこないと思うんですよ。

だから、私どもはやっと私がこの資料を要求して、ああ、今年は運賃収入は去年から見て2,000万円ぐらい増えたんだけど、管理費が逆に少し上がったために1,322万8,000円しか運行補助金は減ってないというのは、これを見てわかるんですけど、問題は毎日このまほろば号が市内を走っているけど、今日の売り上げは幾らだったのかと。タクシーの場合は必ず報告義務があるんですが、市はできればこういうコミュニティバスの運行収入補助金の中で括弧つきで、運賃収入の見込みぐらいは括弧つきで入れないと、資料要求しないとこの数字は出てこないんですよ。だから、どういうふうな収入、運賃、売上高が、はっきり言って西鉄の職員は手渡しで現金を受けてはならないとか、もう本当厳しい基準があるんですが、どのくらいぐらいの収入金額が1日ありましたよというのは、平均して報告を受けているのかどうか。その辺の説明を受けたいなと思って資料要求したところですけど。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 収入の状況の把握ということで、収入金額の報告というようなことは、現在では毎日の報告はいただいております。月々の乗車人員、そういったものの報告

はいただいています。毎日の分は、集計した日報を月1回もらうということで、月の乗車人員というのは把握しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、具体的に私どもはあなた方が見直しをしたいと言ったときに、どこの地域、どこの地域の関係で、どこがどのくらいの売り上げになっているのかというのは、はっきり言って説明を受けないとわからないんですよ。西鉄が全体的に今日は幾ら売り上げが上がりました、1カ月の集計が幾らですというのは、それは当然委託している以上は受けると思うんだけど、どのコースがどのくらいの運賃収入なのか。そして、ここで運行経費として運送費と管理費、車検代から含めてそういう部分があるんだろうけど、大体どこのコースでは採算的には、4つのコースがあればどこが一番黒字だとか、売上収入が高いとかというので見直しが今回されたと思うんだけどね。だから、そういうのが具体的に1カ月ごとにコースごとにやはり西鉄から報告があっているのかと。それによって見直しが今度なされたと思っているんだけど。

だから、やはりこの負担は、もう今さっき言うように、国の交付税措置がはっきり言ってこれはまだ報告はないけど、財政課としては交付税措置はまだ続いているのかどうか、まずそこからちょっと聞こう。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） このまほろば号のコミュニティバスの件につきましては、普通交付税ではなくて特別交付税の中で算定されているという話でございますけれども、その数字の明細というのはございませんので、こういう金額がこれだけあるというふうには明確な数字はわかりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、もう国は特別交付税措置をしていますよと言うけどね、ひょっとしたら100万円ぐらいしか入ってないかもわからないし、あの金額がずっと変わったことはないからね、昔から。だから、特別交付税措置されているというのは、それは国はそういう方針だろうけど、ある一定この運行収入については、今年のはっきり言って2,000万円近く増えているけど、まず今後どの路線がどのくらいの収入、そしてどのくらいの運行経費がかかっている、そして運行経費から運行収入を差し引いて、どのコースにはどのくらいかかっているかというのを今年度は検討できるかどうか。西鉄から大まかに1日当たりの運賃収入と、それと同時に1カ月の集計が上がってくるというふうに思うんですけど。

それで、これはバスカードとかそういう販売とか、そういう项目的には報告は上がってきているんですか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） カードの収入とかというようなことは報告は上がってきております。

- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） 上がってきておるといことでしょうか。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） はい。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） だから、それでももう少し路線別に運賃収入がどうなっているかというの  
もわかるんですか。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） 今現在のルートでしたら、1つのコースを回ったら、また次のと  
ころに行きますので、ずっとダイヤがぐるぐるぐるぐる1つのバスが回っています。ですか  
ら、その料金、それからどれくらいの収入かというのはわかりにくいというふうに思います。  
1日の売り上げという1台のバスの売り上げはわかりますけども、コースごとということにな  
ると、あっちに行ったりこっちに行ったりしますので、難しゅうございます。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） 今言うように、今度見直したでしょう。だから、見直したんで、コ  
ースごとの売り上げを出してほしいと西鉄に言えば、それは可能なんですか。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。
- 観光・産業課長（山田純裕） 今度ルートごとに区切りましたので、乗車人員は把握できますの  
で、コースごとのということであればできるというふうに思っています。それはそういうふう  
にしたいと思います。
- 委員長（清水章一委員） 武藤委員。
- 委員（武藤哲志委員） だから、そういうやはり今後説明するときに、やはりルート別に、ここ  
はこのくらいの収入しか上がってないとか、やっぱりここは大体収入と支出の関係で、当然車  
検も入ってくるだろうし、さっきも課長が言うように油代も要るけど、路線ごとの差し引き収  
支をしてみて、どんな状況かもやはり報告されないと、私どもがここではっきり言ってこの財  
源を見ますと、使用料手数料が111万7,000円、それから一般財源として9,981万3,000円のう  
ち、早う言えばバス運行費の収入を差し引くと、一般会計の繰り入れは1,683万3,000円です  
よ。だから、この収入が出てきて、一般会計の部分が、これ全額がこういうような状況になり  
ますけど、運行収入を差し引くとその辺の違いも出てくると思うんですよね。だから、ここ  
では運行収入が括弧つきで予定として6,803万7,000円ぐらいを入れておかないと。私どもがこれ  
を見たときに、ただ運行補助金として西鉄に出す金額の8,298万円だけしか載っていないとい  
うのが、運行収入が入っていませんから、差し引いた残りの部分をわかりやすくしてほしいな  
という予算書上の質問をしているところですので、今後そういう形にしていきたいという  
ことです。
- 委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今委員さんがおっしゃいましたように、今後のコースをいろいろ考えていく、それから状況を把握するためにも、人員とか金額の面につきましては報告をいただくような形で今後話を進めていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 今度は4区域に路線を区切るわけですけど、この中で今基地がみんな原からみんなバスが出よるわけでしょう。今度4区域にしたら、西中校区の方も月の浦から来た方が早いじゃない。そういう話はないとですか。やっぱり一括して原から出るのか。西中校区あたりは朝一番でぽつと来たら、もう本当に近いと思うんですけど、月の浦からあそこを基地として西中校区の方に来れないのかという。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） この運行の委託につきましては、本社と契約をしながら、原の方の支社と二日市交通の方の分で運行をお願いしていますので、原の方で私どものまほろば号の運転手さん、それからいろいろな管理、バスの管理も含めまして営業所を持っておりますので、月の浦の方ではまた難しいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 原の方はこっちは支社なんですよ。それで、月の浦が本社なんですよ。それは支社より本社の方が。そこでやっぱりあれするわけじゃないんですか。やっぱり支社は権限はないと思いますよ。だから、この二日市交通の社長が月の浦におるわけですから、だから月の浦の方が格が上やし、全体のやっぱりこの二日市のバス路線を把握しているわけですから。こっちは事務員はおりませんよね、ただ1人支社長がおるだけで。向こうは事務員もたくさんおられますしですね。だから、そしてやっぱり話し合いは、それは西鉄のバスの場合はキロ幾らでしょう。キロで計算するわけでしょう、この委託料は。だから、やっぱり、そうしたらやっぱり月の浦からぼんと来れば、やっぱり近いから、その分やっぱりキロ数も短くして済むんじゃないかと私は思うわけですけど、そうじゃないわけですか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今まほろば号の運転手さんが11人おられます。こちらは全部支社の方の、原営業所の方の採用ということで運転手さんはおられますし、まほろば号専任の運転手さんでございますので、月の浦と半分に分けるとかというようなこと、それから全部向こうというのはちょっと、今まで考えてもおりませんでしたけども、どうかなというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それは同じ社員ですからね、同じ西鉄の二日市交通株式会社の社員ですから。あなたが聞かれんなら、私が行って聞いてこう。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

○委員（小柳道枝委員） 済みません。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 済みません、81ページの13節の委託料、施設管理委託料とあるんですが、この場所と、その下にあります地域コミュニティ支援事業補助金、この内容は以前説明を受けたようにあるんですが、これは小学校ゾーンづくりの中の事業の補助金なのか、ちょっともう一度ご説明をお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） この委託料の施設管理委託料につきましては、開放教室関係、太宰府南小学校の南コミュニティセンターの委託料でございます。それから、地域コミュニティ支援事業補助金につきましては、私どもで進めております地域コミュニティづくり関係の校区関係での支援関係の補助金でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ここに80万円上がっていますが、平成19年度にどういうところがあったのか、その事業に補助金を出された団体の数と、今後の見通しを教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 平成19年度におきましては、太宰府南小学校区、それから太宰府西小学校区と水城西小学校区関係ですね、そちらの方は合同でされておりますので、そちらの方に補助金を支出しております。

それから、今後につきましては、現在防犯委員さんにつきまして、この前の定例区長会議の中で委員さん選出をお願いしまして、校区の中で進めていきたいということをお願いしておりますので、そういったところから増加していくものということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今言ったその防犯委員さんというのは、どういう仕事をするわけでしょうか。各区に何名か設けるようになってきているのか、その中身をちょっと教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 防犯委員さんについては、それぞれの行政区から1名ということをお願いをさせていただいております。

それから、防犯委員さんということの中で、今身近な部分としていろんな筑紫野署を主体として安全・安心のまちづくり関係で委員会とかもございまして、南小学校、それから西小学校でも防犯委員さんというところを部会として立ち上げまして、それがコミュニティ活動の中につながっていくというふうな状況もございまして、それぞれ地域の中で防犯関係の委員さんを出しただいて、まず情報交換というところから、地域コミュニティづくりにつなげていきたいということで考えております。

以上です。



○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今説明を受けましたけども、じゃあそれでは今生涯学習課の管轄であります青少年とはまた違うと思うんですけども、補導連絡協議会とか、今の現在の総務課の方でパトロールなさっていらっしゃる、何ですかね、ど忘れしましたけど、の関連性はあるんでしょうか、個々の動きなんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 防犯委員さんにつきましては、現在第2、第4金曜日に一斉街頭活動の日ということで筑紫地区で取り組みを行っております。そういったことで、そういった活動の中に入っていただきたいというのもございますし、補導連絡協議会につきましても、その筑紫地区の安全・安心のまちづくりの推進協議会の中の構成員というふうな形で入っていただいているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の説明で、第2、第4金曜日に活動をするときには、その防犯委員さんも出席をするということになるわけですか。それで、防犯ですから、夜間の活動もするようになるのか。いっぱいいろいろなところをつくると、そこらあたりがはっきりわからんと、横のつながりも何もできんとよね。区長さんに頼めばいいというもんじゃないと思うんですよ。いろいろな各種団体とのつながりを持っていかなければ、我々は話を聞くからわかるけども、聞かん補導員さんなんかは、防犯委員さんができたげなって、だれかも何もわからん、連携も何もなくなるわけですよ。そういう連携をどういうふうにこの協働のまちづくりの中で考えてあるか、そこらあたりが全然わからん。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 連携関係につきましては、太宰府市の関係で安全・安心のまちづくりの推進の連絡会議というものを組織することで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） じゃあ、それに防犯委員さんは出席するわけ、必ず。話に聞くと、名前だけでいいから出しとけということも聞いとるわけだよ。なってくださいと、防犯委員に。本当にそういうことなのか、皆さんが言う方が本当なのか、確認しとるわけだよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 本市として連携の部分につきましては、先ほど申しました安全・安心のまちづくりの連絡会議、そういった形の中でつなげていきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そのことはわかったわけです。そうしていきたいという、そのためにつくれたということはわかるわけ。しかし、今僕が言ったように、余り具体的に言われんけども、名前だけでいいよと、何も活動はないんですよということも聞こえてくるから、それと今日聞いた内容がえらい違うようにあるけんね、防犯委員さんのその活動内容を一遍まとめて出してくれませんか。お願いします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、文化振興費の関係で……。

○委員長（清水章一委員） まだそこまで進んでません。

○委員（武藤哲志委員） そこまで行っとらん。

○委員長（清水章一委員） 6目いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、7目に入ります。文化振興費について質疑はありますか。  
武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いきいき情報センター指定管理料として7,441万2,000円出しているんですが、10周年記念事業委託という形で10万円計上されているけど、このいきいき情報センター指定管理者にして10周年記念事業として10万円は、いきいき情報センターの指定管理料の中にも10周年の費用負担が入っているのか、どんな10周年記念事業をやろうとしているのかをもうちょっと説明いただきたいなど。指定管理者にしたところに記念事業委託料という形で10万円が計上されている内容を説明いただきたいのと、それから同じく文化振興事業関係費で負担金、補助及び交付金の市民吹奏楽団補助金と文化協会補助金が同額なんですよ。大変すばらしい活動をされていますが、これの吹奏楽団の47万8,000円は楽器購入費なのか。会場使用料については減免的なものを大変市長の英断に基づいてやられています、この47万8,000円と50万円、文化協会が市民に呼びかけてやられています、この補助が昨年と同額ということで、補助の主な内訳を報告いただければと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） まず、第1番目の10周年記念事業と指定管理料の関係でございますが、10周年記念事業の委託料については、指定管理料の中には入っておりません。特別に事業をするというふうなことで計上させていただいておる分でございます。内容につきましては、手づくり的な内容ということで、関係の事業所、関係課でそれぞれ催し物を考えて、7月12、13の土日2日間にわたってやろうというふうなことで、現在実行委員会で2度ほど協議を持って取り組んでおるところでございます。

それから、2番目の市民吹奏楽団補助金、文化協会補助金、その活動内容については、申しわけありません、ちょっと後ほど資料を出させていただきたいと思います。どうも失礼いたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 10万円で10周年記念事業委託ということになってくると、当然いきいき情報センターは指定管理者にしていますから、その協力なしではできないと思うんですね。だから、10万円、委託料が入ってないから新たに10万円というけど、そう大した記念事業ができるという、何かイベントをやるとかそういう部分じゃなくて、いろんな文化協会とかいろんな部分、あそこにも展示されている方々がやるための補助であって、さっきの30周年イベント事業みたいなものじゃないよと、小ぢんまりした10周年をやるという形で受けとめていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 委員さんご指摘のとおりでございます。

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） 次、福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 委員長にお願いがあるんですが、先ほどの防犯委員の書面で提出していただく件、要請方よろしくお願ひしておきます、委員長に。

○委員長（清水章一委員） わかりました。書類の方よろしくお願ひします。

次に進みます。

2款総務費、3項徴税費、1目税務総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目賦課徴収費について質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。2目の歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金なんですけど、これは平成18年度予算から比較しても若干値上がりをされているんですけども、内容的にはこれは一体具体的にどういう内容なんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 歴史と文化の環境税の関連施設整備等補助金でございますけども、これは税をそれぞれ事業者の方から納めていただいております。それで、そのお客様の入りぐあいによっては、税の金額が変わってくるわけでございますけども、その最終的に3月に税の総トータル的な部分が決定した部分での補助という形でやっておるわけでございます。その補助の内容でございますけども、これは税収、県の県民税徴収取り扱ひの委託金というものが歳入の方でも上がっておりますけども、それが大体7%で来ております。その7%で算出をしているというところでの金額でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。今の話ですと、要するに駐車場の経営者に対してという、どこにこのお金を出されているのかがちょっとわからなかったことと、結局平成18年からこれ

が平成20年は増額になっているのは、その分その税収が増えたからというふうに解釈を  
しているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 1番目のご回答をさせていただきますけども、これはこの税ができる  
ときに駐車場協会というのをつくっていただきました。そちらの方に補助金という形で差し上げ  
ることをございます。

それから、2番目でございますけども、その税収の確定額によって7%しますんで、それで  
補助を出しているということでございます。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 85ページにまたがりますが、いいですか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、どうぞ、いいですよ。84、85ページまで。徴税费。

○委員（武藤哲志委員） 2点ほど資料要求をしておりましたら、滞納整理指導員については具体  
的にこういう指導をしているというのがわかりましたが、その前の過誤納付金還付金の内訳と  
いう形で7,820万円という金額、前年度1,920万円だったんですが、大変な金額が。それで、こ  
の説明を読むと、市民税が6,400万円、固定資産税が800万円、法人市民税が620万円で、昨年  
と比較して590万円ですか。

○委員長（清水章一委員） 5,900万円。

○委員（武藤哲志委員） 5,900万円増額になっていると。こういう説明があっておりますが、1  
つは、大企業減税というか、法人税をはっきり言って30%を21%に政府が下げました。それか  
ら、研究開発費という形で、それにかかった費用は全額経費算入に入れるということで、法人  
税がまたこれ減額になると。それから、取得費が全額編入されるようになると。だから、本来  
車とか設備で1,000万円かかった場合は、100万円は早う言えば最終的には認められなかったん  
ですね。それが取得費は全額経費算入になると。しかも、耐用年数も短くして落としてしま  
うことができます。だから、そういう企業に対する有利な税制改革が行われたんですが、そうい  
う状況の中で、今年の申告によって法人市民税あたりは物すごい還付請求がなされるんじや  
ないかなという問題があります。

だから、地方税法の改正で、法人税に対する減税をはっきり言ってもう丸々研究費は何億円  
かかっても全部経費算入できる。固定資産税の取得の1割も全額経費算入。おまけに法人税  
30%が21%に軽減された。こういう状況でこんな金額が出てきたのか、それともまだこの法  
人市民税620万円というのが増えるのかどうか、この辺の見通しはどういうふうになっている  
んでしょうか。ちょっとこの部分で、個人市民税が不況でこれだけの部分となるのか、ちょ  
っとここいらが私の方も国の税制改正とあわせて見ておってわからないところがありまして、  
説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） ここに還付の分を上げていますのは、個人住民税の還付金でございます、それぞれ昨年からの予算に対しまして5,900万円の増額ということでいたしております。これはお示ししていますとおり、個人の市民税の還付金ということだけで資料を提出させていただいております。今武藤委員さんの方から言われました法人税の20、30、それから取得税とかそういったもろもろの全額の還付の分については、ちょっと私の方ではちょっと情報をとってないもんですから。

それで、来年といいますか、平成21年度ぐらいにそういうのが出てくるんでなかろうかというふうに考えておりますけども。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今年の申告に減価償却の早う言えば最終的には取得価格の10%、これが経費算入に入れられるようになったんですね。だから、そういう以前の部分もさかのぼるということになりますから。だから、減価償却率ががぼっと上がると、還付請求になるんですよ。だから、太宰府市にある大変大きな企業の、名前出して申しわけないですが、薬品会社の大変高い税金を納めていただいているところが、新たな薬の研究開発費、これが利益率が全部そちらに持ち込まれたら、法人税は入ってこない。水道部品をつくっている会社が、新たな研究開発費として利益をそちらの方に持っていけば、法人税は入らない。こういう状況ははっきり言って今後の税制改革で、国会通りましたから、物すごく法人税に対する減税措置が研究開発費としてなったときに、太宰府市の法人税に与える影響が。だから、東京都は物すごい減税になると。逆に北海道は物すごく税金が増えると。そういう状況が全国各地で、東京一極集中制をやはりやめようという形でやってきた経過もありますしね。

その辺の部分で、太宰府市がどういうふうになるかは今後の問題。会計管理者が言っているように、減価償却とか研究費の問題で、太宰府市は法人は少ないんですが、ある一定の影響があるんじゃないかなと。ちょっといずれの問題もあるけど、ちょっと検討しておかないと、予算の編成に大きな狂いが出てきたら困るということもちょっと考えておいてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） わかりました。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、それから2目の住居表示費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款総務費、5項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙常時啓発費等について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2 款総務費、6 項統計調査費、1 目統計調査総務費、2 目指定統計調査費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款総務費、7 項監査委員費、1 目監査委員費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 目老人福祉費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 目障害者対策費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4 目障害者自立支援費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 目援護関係費、6 目重度心身障害者医療対策費、7 目……。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと委員長、申しわけないですが、戻っていいですか。99ページ。

○委員長（清水章一委員） 何ページ。

○委員（武藤哲志委員） 99ページ。

○委員長（清水章一委員） 99ページ。

○委員（武藤哲志委員） いいですか。

○委員長（清水章一委員） はい、どうぞ。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと私、貴重な時間に資料をいただいております、資料の20ページに、大変忙しい中に資料を出していただいた部分がありまして、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この平成18年度と平成19年度との関係で、給食サービス事業委託料が昨年度より減額になっているということで、資料をお願いをしたんですよ。そうするとですね、ここに書いている内容は、利用者の入院、入所、民間給食への移行等により減少傾向にあり、平成20年度予算において年間食数を前年度比5,000食減として算定したということですね、平成18年度は3,058万7,887円の部分がありまして、平成19年度は3,390万7,000円だったのが、今年度は3,125万7,000円ということで、5,000食というのは、その関係で配送料だとかそういうものが減額になってきたと思うんですが、逆に高齢化してきている、買い物にも行けない、行政区によっては全く店もない、こういう状況の中での減額というのが、ちょっと私の方としてはそん

な状況かなと思っておりましたが、予算査定の段階では、やはりこういう状況なのかどうか。私は、逆に高齢化していくは、なかなか買い物もですね、今44区の中で、本当半分ぐらいが店がないんですよ。買い物に行こうといえ、今まほろば号を使って、以前も質問したことがあるように、お年寄りの方が衣料品を買いたいと思えば、西鉄ストアまで来ないとない。セブンイレブンとかローソンとかありますけど、そんなもん、弁当ぐらいか、そういう部分ですね。だから、そういう野菜を売っているところというのは、肉とかというのも少ないんですが、現実にこんなに、5,000食も減るのか。大体人員としては何人ぐらいを対象としているか説明を受けておきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 5,000食の減につきましては、平成19年度は約4万9,000食という形で見積もりをとっておりました。で、現状では、3月末の予定で約4万4,000食程度になる予定でございます。で、予算としては、平成20年度は過去の状況を踏まえて4万5,000食の予算を計上させていただいております。

で、ここに書いてありますが、結構、これは死亡を入れてませんが、死亡、転出、それから病院の入所、それから施設への入所等ですね、それぞれ状況が異なりますけど、やはり各家庭によってですね、やはり今問題になっている介護予防になりますけど、やはりそういう状況の中で減になっているという部分もある状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 後期高齢者医療が制度化されるとね、早う言えば、将来死を迎えることだからもうということで、医療もいろんな制限があったりして、ぜひ自分のおうちで終末を迎えてくださいというのが大体の内容なんですよ。

それと同時に、今病院はですね、3カ月するとほかの病院にかわらなきゃならないように医療点数制度が改悪されていて、そういう状況の中で、お年寄りがやはり自宅に帰ってくる、老老介護という問題が出てきたときに、本当にこれが減るのかな、増えるのかなと。だから、これは、将来その補正も、逆に追加もあるというふうに受けとめとかなければいかんのかなと。

で、老人医療制度がもうなくなって後期高齢者医療、それから介護の問題についても、介護も、やはり要支援1から要介護5までも物すごい制限が厳しくなって、なかなか利用ができない、デイサービスもできないというふうな状況になれば、逆にこの給食サービス事業の充実が求められるというふうな感じがするんですが、減るといふじゃなくて、前年度よりも私は増えると思っていたのが、資料を出していただいたら下がっておりましたのでね、これは変動があるというふうに受けとめといていいかどうか、この辺、再度回答を求めておきます。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今申し上げましたように、今年の実績の4万4,000食で、予算的には1,000食上積みをして計上させていただいております。で、あくまでも予測ですので、今武

藤委員が言われたみたいに、やはり多くなるという場合もそれは予測はされます。その場合に  
つきましては、やはりサービス低下にならないような形で補正を組ませていただく場合もある  
と思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 101ページの障害者対策費の障害者福祉都市推進費のところの下にです  
ね、昨年は19節で心身障害者共同作業所運営費の補助金として220万円あったんですけども、  
今年度はないけども、この理由を。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 昨年まで確かにございましたけども、障害者自立支援法に基づきまして  
の運営をですね、今その共同作業所が行わないということで、今年度は該当者がいないというこ  
とになりました。それによってこちらの方に計上はいたしておりません。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もう一つ。103ページの104細目、地域生活支援事業関係費のうちの13節  
委託料の中で、昨年は地域活動支援センター事業委託料が750万円あったんですけども、これ  
もなくなっているんですけども、この理由も聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） その負担金につきましてはですね、事務の見直しがございます、これ  
は4市1町で行っているものでございます。議員の皆様方もご視察いただいたように、つくし  
びあの運営でございまして、4市1町の委託の中に持っていておりますので、こちらの方の  
計上はありません。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もう一つ。その下の105細目、特別障害者手当等関係費で、重度障害者  
福祉手当、これは前年度はなかったんですけども、今年度は2,000万円載ってますけど、この  
理由も聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これは前年度から開始した事業でございまして、平成19年度におきまし  
ては年度の中途からでございまして、半年分の手当を支給したものでございます。したがいま  
して、平成20年度は12カ月丸々の分をここに掲げておるものでございます。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○副委員長（安部 陽委員） 99ページに戻りますけどね、老人クラブですかね、これが各単位ク  
ラブが減ってきているんですね。で、これで計算すると40クラブぐらいしか考えられんです  
よね。やはりこの老人クラブがしっかりと元気な高齢者をつくらんと、医療費も、先ほど出て  
いますけど、こういうのが増えてくると。それで、市の方からてこ入的に、やっぱりいろん  
な魅力のあるような指導をせんといかんのじゃなかろうかと思えますけど、そういう点の考え



方、ちょっとお願いします。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 高齢者支援課といたしましても、老人クラブの減少、今言われたように40クラブしかございません。で、会長さんとも話したんですけど、全老連ですか、でももう減少傾向にありますし、太宰府市の老人クラブも減少傾向にあります。で、今後また区の役員さんと話しながらですね、いかにそういう老人クラブの魅力をですね、啓発していくかという部分は、平成20年度の大きな課題ということで、近々役員さんと協議しながらですね、人数を増やす方向で検討するようにしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

8日後期高齢者医療費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 審査資料の20ページとあわせてお聞きしますが、負担金、補助及び交付金のところははり・きゅうの助成ですね、これは広域連合の自治体の中でも、はり・きゅうの助成をやっているところとやっていないところがあるというふうに聞いていますけども、この申請者見込みの200人の方はずいぶん、今までと、今通っているその同じ鍼灸院で引き続き治療を受けられるのかということと、あと鍼灸師会とかそういったところにはこの補助金のこの制度のところは連絡が行っているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） この高齢者のはり・きゅうにつきましては、今まで国保の会計の方で、国民健康保険の被保険者に年齢関係なく補助制度として事業を実施しておりましたが、後期高齢者医療制度ができたことで75歳以上が対象から外れることになりまして、福岡県の広域連合は、はり・きゅうの助成を実施するかどうか、ずっと協議をしてあったんですけども、福岡県下一斉に同一の基準での助成事業は無理だということで、広域連合は実施しないという結論を出しましたので、筑紫地区です、今まで共同事業として統一の事業をやっておりましたので、一般事業として、高齢者対策としての助成事業を一般会計で予算化したということです。ですので、今まで対象でなかった社会保険からの高齢者の方も当然対象になりますし、どこの治療院で治療されても構わないということになります。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） もう一点、濟いませぬ、鍼灸師会の、鍼灸師のそういったところへの連絡というところをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 濟いませぬ、事務局の方から連絡をしております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 濟いませぬ、この4億1,300万円のです、算出根拠、負担金です、広域

連合への、これはどういった根拠でこの値段になるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

（武藤哲志委員「そのはり・きゅうの問題で。その後に渡邊委員が質問するのは構わんけども、委員長、ちょっと、私が資料要求をしているんだから、私はちょっと聞きたいことがあって」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） いいですよ、まだ。渡邊委員の後で。

（武藤哲志委員「渡邊委員の後でね」と呼ぶ）

（「関連、関連、はり・きゅうの関連よ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大体人が質問の通告を出しとっちゃけん、聞かせてもらわにゃ、あんな。

この制度は評価しますよ。国はやめなさいって言うてんですからね。全国的にもやられてない県がいっぱいあって、やめなさいという中で、今課長が言いましたように、福岡県は続けましょうと、新たに社会保険の方もいいですよという形で、広域連合も含めて行政側、市長の施政方針と、この近隣と県下の中でやろうということになったんだけど、これは、国がある一定ペナルティーをかけてきたときにどうするかという問題があるんですよ。もう、そりゃもう独自政策でやっていいですよという形で続けていただければ一番ありがたいんですが、もしこれが補助対象にならない、もう単独事業ですから、それをやっていることは、物すごく私どもは評価します。ただし、これはずっと続けていただくかどうかというものが一番大きな問題になっているんですよ。だから、今課長の答弁では、続けましょう、社会保険の人も該当しますよということで、資料要求したところでは200名という数字を出していただいているけど、これが、はっきり言って国は、そういう余裕があるならば、もう補助金を、国民健康保険の独自政策としてね、ペナルティーをかけて、基盤安定とか徴収率の部分のペナルティーがかけられる可能性はないですかというふうに聞いたかったんで、私は続けていただきたいし、どうするのかという形で資料要求したんですが。独自政策ですから、これはね、今度は。だから、ずうっと、一時的に、来年になったらもうやめますよということのないようにお願いしたいんだけど、それはどうですか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） この事業につきましては、国民健康保険事業でもかなり長期間継続している事業ですし、現時点ではやめるという予定は全くありません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ない。ぜひ続けていただきたいなど。法令を読みましたらね、こういう部分についてとか、はよ言えば、寡婦医療については2年間ではっきり言って段階的に廃止するとか、そういうのが国の方針の中に入ってきているんですよ。だから、私の方としては、はり・きゅうを今後続けてくれるのかどうか、その心配があって資料要求をしたところ、太宰府

市は答弁では続けるということですので。国が、そういう状況ですね、福岡県もある一定、乳幼児医療は就学前まででしょうか、そのかわり入院したときには最高月額1万円までは負担していただきますよとか、そういう制度的にはなってますから。ただし、このはり・きゅうの問題は独自政策ですので、続けるということですので、そういうふうに使われます。

以上です。

○委員（小柳道枝委員） 委員長、ちょっとこれに関連で1ついいですか。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 関連なんですけど、今ここにありますが、後期高齢者の分でははり・きゅうが出ているんですが、以前はたしか全世帯で、希望すればこのはり・きゅうの証書がもらえたようにあるんですが、ここで聞くべきなのか。その辺まだ可能なのか。国民健康保険ですか。

○委員長（清水章一委員） 後期高齢者医療制度。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 参考までに教えていただければと思ひまして。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はり・きゅう助成制度につきましては、平成19年度までは国民健康保険の事業として、保健事業としてやっておりましたので、対象はあくまで国民健康保険の被保険者ということで実施しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今言っているのは、国民健康保険の加入者は該当しますが、後期高齢者は該当しないというのが課長の説明やね。

だから、皆さんが入っている国民健康保険の加入者はあれやけど、早う言えば、後期高齢者になった保険証をもらった人ははり・きゅうは受けられませんよということですよ。だから、私の方としては、できれば後期高齢者も受けられればいいんだけど。

（「一番最初の説明と全然う」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 社会保険の74歳までは受けられる。

（「いやいや、違うよ。後期高齢者になった者が受けられる」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 静粛をお願いします。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ちょっと整理をさせていただきます。

今までははり・きゅうの助成事業は国民健康保険の事業でしたから、国民健康保険の被保険者だけ、75歳以上でもですね、国保の老人として受けられたわけです。で、今回4月以降は、後期高齢者医療保険に75歳以上の方が移行されますので、今までの国保事業としては受けられなくなりましたよね。150人ほど対象者、受給者証を受けていらっしゃる方はいらっしゃる

ましたけど、その方たちが受けられなくなると。で、広域連合ではり・きゅう助成事業を実施するかどうかを検討した結果、広域連合では実施をしないということになりましたので、太宰府市独自の単独事業として、一般会計で、75歳以上の方は一般の高齢者対策としてはり・きゅう助成事業をいたしますということにしたわけです。ですから75歳以上の方はすべて対象者になります。

○委員長（清水章一委員） 一般財源でできるということよね。

（武藤哲志委員「うん、だから一般財源ですということ」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、渡邊委員の質疑について答弁をお願いします。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 福岡県後期高齢者医療広域連合負担金の4億1,300万円、これは太宰府市の後期高齢者の療養給付費の見込み額をおよそ54億円ということで算出しまして、それに対する市の負担分、医療費に対する市の負担分が4億1,300万円ということになります。

（「298ページにその内訳が書いて」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時14分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に続きまして会議を開きます。

一応本日の予定ですが、4時から議会運営委員会をする予定でございますので、予算特別委員会に関しては、本日は4時ごろをめどにひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

じゃあ、審査を続けます。

3款民生費、1項社会福祉費、9目国民年金費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10目人権・同和政策費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変努力をいただいているところで、給付費について、自動車技能取得訓練補助金、それから敬老年金、それから老人医療費、5歳未満児医療費、介護サービス費ですが、ある一定県が、5歳未満が就学前になってくると、これは10万円ぐらいしか計上してありませんが、これはもう要らなくなるのかどうか。

それから、老人医療費について280万4,000円計上されていますが、この部分についてが、今後75歳以上、後期高齢者医療になったときにはこれがどういうふうな状況になるのかというのが1つあります。

それから、敬老年金は、年齢制限をしてある一定金額を下げたということですけど、大体敬老年金については前年と同じぐらいの状況なのかというのが1つですね。

それから、資料請求もしていましたが、ここに太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則の中で、第3条に「その他の市長が適当と認める者」と、こうあるんですが、大体7名以内でどういう適当な人を認めるのかをちょっと聞いておきたいなと思っていますが。運動団体はかえって入らない方がいいんじゃないかというふうに質問しておりましたが、識見を有する者と関係行政機関の職員、当然市の職員ですが、適当な人というのは大体どの範囲を考えているのかを聞きたいと、この部分です。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（津田秀司） 順不同になりますけど、最後の質問からお答えしたいと思います。

審査資料の21ページをお開きいただきたいと思います。第3条の、審議会は7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうち市長が委嘱するということになっております。

この7人の中には、今ご質問が 있습니다ように、団体の代表者は入れないということで予定しております。団体の代表者を入れると、どうしてもこの人権についてはイデオロギーが発生しますので、そちらの代表者の意見で左右されやすいという形になりますので、代表者は今回は入れないということで、別の機会でもってその意見は聞くということにしております。

で、識見を有する者といったらどういう者になるかという、例えば弁護士とか、人権擁護委員さんとか、そういう形になろうかなというふうに思います。それから、関係行政機関の職員という、法務局の職員だとかそういう形になると思います。それから、その他市長が適当と認める者については、一般公募で適当と認められる識見者という形になろうかというふうに思います。それが1点目です。

それから、先ほどの諸扶助の関係で、給付関係費がそこに出てきております。で、1番目の5歳未満児医療費につきましては、今年の10月から5歳未満児という形で、4歳未満から5歳未満に引き上げるという形になりますので、これが一般対策費として、同和対策事業も移っていくかなということで考えておりますので、この時点で同和対策事業は一般対策へ移行という形になります、と思っています。

それから、老人医療費について、今年度、高齢者の新しい医療制度になるわけなんですけど、ここにおいても本人負担というのが必ず発生してきますので、ここで言う1割負担ならば、その1割分を今後同和対策事業という形で負担していくという形になっています。

それから、敬老年金につきましては、対象者を本年度の71歳から平成20年度は72歳に引き上げてまして、金額的には5,000円から4,000円に引き下げております。したがって、その対象者については少なくなってきました。現時点では大体15名程度という形になっていますので、だんだんだんだん減ってきているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変ご苦勞いただいてですね、次のページに運動団体に対する補助金内訳の資料を要求しましたら、こういう状況で、解放同盟筑紫地区協議会に対する補助金、それ

から全日本同和会太宰府支部、それから福岡県地域人権運動連合会ということで、昨年度から見て大変努力をいただいています、まず何%減額したのか。

で、今後も、この団体に対する補助金をどうするかというのは、福岡市も大きく見直しを行うというような形で市長が答弁しているようですが、大変今回努力もいただいて、大幅に減額になっていますが、これは2年ぐらいなのか、それとも今後また見直していくのか、その辺も聞いておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（津田秀司） この運動団体補助金につきましては、4市1町の筑紫地区人権同和行政推進協議会でもって協議の上、決定しております。今現在の、平成19年度までについては、平成17年度から平成19年度までの3カ年という形で来ましたが、今度の平成20年度からどうするかということで、運動団体とも協議をしております。で、平成20年度からにつきましては、平成13年度を100%と見まして、平成20年度から3年間、平成22年度までにおいては50%の補助率をもって補助するという形にしております。現在の、平成17年度から平成19年度の70%をさらに20%削減しておるということでしております。で、先ほどの福岡市の例も言われましたので、その分も含めて、今回こういう数字で決定しているところでございます。

で、今後につきましても、この補助金の趣旨からして、やはり縮減の方向で、また3年後には進んでいくものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 濟いません。予算書の111ページの人権尊重のまちづくり推進審議会委員費用弁償のところをちょっとお聞きしたいんですけども、環境厚生委員会のときにも、この審議会の議案が審議されたときに、そのときに審議会の委員は7名以内というふうに伺ったんですけども、7万9,000円を仮に7で割ると1万1,285円、ちょっと小数が出ますけども、ちょっと高額になってくるんですけども、一体何回分の審議会の費用弁償としてこれは計上されたんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（津田秀司） 今回予算に計上しておりますのは、7回分を計上しております。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 審査資料22ページのですね、運動団体の補助金ですけども、この全日本同和会太宰府支部、それから福岡県地域人権運動連合会なんて聞いたこともないんですけどね。これは一体どういうふうな団体、そしてメンバーがどういうふうな人がいるのかね、人数はどのくらいいるのかね、それはわかりませんか。この福岡県地域人権運動連合会とかね。

（「そっちだけやろう。全日本同和会は知っとるやろう」と呼ぶ者あり）

○委員（田川武茂委員） うん、そりゃわかるけど。

(「わかるやろ。両方ともと言うたろうが、今」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 人権政策課長、答えられますか。

市民生活部長。

○市民生活部長(関岡 勉) ずっと前からこの3団体については補助金を支出させていただいておりますのでご理解がいつているかと思いますが、いわゆる運動団体3団体と言われておまして、そういう形の中で、運動団体の中ではそういう形の中で進んでおるといことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

3番目の福岡県地域人権運動連合会、これは名称が変わっております。昔は、いわゆる「全解連」と言っていました部分がこの「人権運動連合会」という形に変わってはきておりますね。これはもう昨年からそういう形になっておりますので、ご理解いただいているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長(清水章一委員) 次に進みます。

11目人権センター費について質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) では、3款民生費、2項児童福祉費に入ります。

1目児童福祉総務費、2目児童措置費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目保育所費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 審査資料のお願いをしておりますので、22ページの方とあわせてお伺いしますけども、117ページの乳幼児健康支援一時預かり事業関係費のところですね、事業委託料の対象人数について審査資料の方に利用児童の定員は4人以上ということで資料をいただいておりますけども、これは4人集まらないとこの事業は行わないということでしょうか。

○委員長(清水章一委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(花田正信) 定員が4人以上ということで、1人であろうと2人であろうと実施はいたします。

○委員長(清水章一委員) 藤井委員。

○委員(藤井雅之委員) 最大で、4人以上で、その最大では何人ぐらいまでは見込んでおられるのでしょうか。

○委員長(清水章一委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(花田正信) 4人以上ということになっておりますが、最大で現状は4人でございます。部屋の関係等がありまして。

○委員長(清水章一委員) 次に進みます。

4目学童保育所費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5目乳幼児医療対策費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6目家庭児童対策費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、それから2目の扶助費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) この生活保護の問題についてですが、資料要求の中で聞いておりますけれど、国及び県が5億2,038万5,000円の補助を出しております、ここで見ますと、生活保護費について、歳入の関係では国庫支出金で318万1,000円、一般財源という形になっておりますが、その扶助費のところ、今度は逆に国庫支出金として、124ページに5億1,720万4,000円、県と合わせてですが、最終的にはこの生活保護に対して1億2,406万8,000円で、これが一般財源の持ち出しですが、ここの部分の中で、さっき審査資料の2ページ、3ページの中で、この小さい数字がいっぱいある中でですね、大体生活保護世帯の、まず、小さいから見にくいと思うんですが、3ページに小さい字で書いているものですからわかりませんが、上の方のところに、生活保護費、人口とかずうっと来まして、最終的にはこの1億2,406万8,000円の基準財政需要額の中に入れておまして、これが全額何か市が持ち出しているような感じがしますが、費用単価としては1人当たりの6,580円で、補正後という関係で、逆に今年は210円の減額になって、最終的には基準財政需要額の算入が少し減額になっているんですが、財政課として、この1億2,406万8,000円は、本来生活保護については国の責任があるわけですが、交付税措置には大体どのくらい入っているかの算定はされたことがありますか。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) お手元の資料3ページの中に、今ご指摘いただきましたように、数字としては前年度に比べると落ちておりますけれども、2億394万円ということで数字は把握しておりますので、基本的にはこの金額が入っているというふうに思っております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) その基準の中に入れていただけで、それがそのまま入ってきているわけじゃないけど、基準財政需要額の算定基礎の中に入れてられていると。だから、実質的には1億2,400万円のうち大体どのくらい入っているかというのはわからないけど、この交付税措置の中に入っていますよということになってね。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 生活保護の分につきましては、この数字が交付税の中に入っております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。



○委員（武藤哲志委員） だから、最終的にはこれの少なくとも3割か4割は交付税措置される、全額には入らんやろう。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 補正係数とかがありますのではっきりは言えませんが、ほぼ100%に近い数字が入っているはずでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そしたら、何で交付税増えんのかね、毎年毎年下がってくるが。入っているというけど、計算出してみたら去年よりも少ないと。だから、国にもう少しやっぱりね、働きかけるとか、陳情するとかして交付税を増やさないと。基準の中にこういう交付税措置の計算方式として、基準財政需要額と、まず収入額の調整をしてね、その差額を交付税にというのが、どこの自治体も同じように行政をなささいというのが原則なんだけど、これを見ると、一般財源をいっぱい入れているねというふうな感じがしますがね、交付税措置がされているよという状況で受けとめていますけどね。

それともう一つは、一般質問もあっておりますが、今後生活保護世帯が増えた場合についても適切な指導をしていきたいという回答が福祉部長からあっておりまして、相談に応じてですね、やるということです。やはり生活困窮が出たときには、もうこれが最後のところですので、適正なやっぱり運営を行っていくというか、適正な指導をするという状況に対応していただきたいなど。北九州市の問題で大きく、日本全国大きな問題になって、厚生労働省も指導されているようですので、その基準に従って生活保護の行政を行ってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款1項1目保健衛生総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目保健予防費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目母子保健費について質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 審査資料の25ページとあわせてお聞きします。133ページですね、妊産婦健康診査関係費ですけども、一般質問のときにちょっと気づかなかったんですけども、今回委託料ですね、1,324万4,000円予算書には計上されていますけども、審査資料で5回分までの見積もりといたしますか、それを出してもらったんですけども、本市では3回というのはもう一般質問で伺いました。で、この審査資料の1回目から3回目までの金額を足しますと

1,760万円になってですね、当初予算のところと435万6,000円の差が出ているんですけども、これはどういうことでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 当初積算しました折がですね、当時医師会の関係、県医師会とのやはり契約というふうになってまいります関係で、またそこもはっきりしていなかったということはございまして、それともう一つ、そういうのもありまして、本年度、いわゆる平成19年度の金額でここを計上しているのと、もう一つ、人口が思った以上に、若年層ですね、伸びているということで、母子手帳の発行件数とか非常に増えておるという関係で、結果的にこの審査資料で出しました金額にさせていただいております。

で、その差額につきましては、9月か12月か、まだ推移を見ながらになるとは思いますけれども、補正対応ということで提案させていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。それで、1点確認ですけども、場合によってはこの審査資料にいただいているこの800人で見られているところがですね、もっと、800人を超える可能性もあるということではないでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 平成18年度、平成19年度というふうに見てまいりますと、平成20年度が大体800人ぐらいになるかなというところでこれは見込みをさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 国が14回までというその通達を出してきているのは受けとめておりますか。

○委員長（清水章一委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） はい。受けとめております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、14回した場合について、2分の1を国庫補助と。ところが財政的な問題があって、市長としてはというのがあったんだけど、国は、はっきり言って、これは病気じゃないもんだからね。だから、病気でないから、少子化対策として健診を14回までしていいですよ、それをするならば国の補助金として2分の1出しましょうと、こうなっているんだけど、一般質問では、市としてはあれだけど、今出産するのにやっぱり40万円ぐらいかかるんですね。で、それと同時に、今度は生まれたときも大変なまた負担もかかるんだけど、一般質問があっただけ、厚生労働省の通達を見たら14回まで認めると、こうなっているんで、やっぱり今後、来年度予算には少しちょっと見直しをしていただかなきゃいかんなど。そりゃ強制じゃない、通達として、少子化対策、国の方針として14回までしていいですよ、その補助

金交付は申請しなさいと、こうなっていることは、ちょっと内部検討していただいて増やす必要があるんじゃないかなと。で、全額金額が出ておりましたけど、それは交付税というか、補助金対策に、保険基盤の対策になっていますので、財政部、担当部、市長部局、ちょっと協議は、今後の見通しとしてね。

そうせんと、産婦人科はなくなりますよ。もう産婦人科としては成り立たないというか、そういう状況もあって。今、産婦人科は保証金を入れてくれという状況になりよるそうです、もう成り立たないから。で、子供が、やはり少子化傾向で、保険の適用にならないもんですからね、だから保証金を入れてくれとって、もう患者さんが逃げないようにしている状況。そういう状況の中で、健診が多くなることによって、今太宰府は1カ所しかないんじゃないですか、産婦人科は。これがなくなったらもう大変なことになりますよ。だから、そういう少子化対策のためにも、ぜひひとつ内部検討いただくようお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連してお尋ねしますが、市長、聞いてってくださいよ、市長に、もう後ろの担当者は14回までしたいと思うわけですから。財政的に厳しいから、もういろいろあって今回は3回までと。で、今武藤委員が言われたように、5回までは通達が来ているし、14回までやってくださいと。これ、あれでしょう、4市1町足並みそろえて大体行くというふうにとらえていてよろしいんですね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 初めがそういったスタンスであったようですが、事務的に。で、バランス的に多いところ、少ないところは実質あります。しかしながら、基本的にその考え方に近い形でいきたいなというふうなことを思っております。当面は3回というふうな形で考えておりますけども、推移を見ながら。何せ財源等々があるもんですから、今いっぱい一ぱいの予算で平成20年度を提案させていただいておりますから、そういった形の中で考えていきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そういう形になると思うんですが、今武藤委員が言われたように、もう14回までやっているところも現実的に日本各地であるもんですから、それは我々も随時ですね、まずは5回を目標に要求していきますし、最終的には14回までになるように、なるまで言い続けていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

4目老人保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に1項保健衛生費、5目環境衛生費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料要求をさせていただいたら、審査資料25ページに太宰府市の大野城太宰府環境施設組合負担金として5億9,526万8,000円が出されております。で、この大野城太宰府環境施設組合の決算認定が大変遅れる関係ですね、決算時に1年遅れの部分が出てくるんですね。で、これを見ておりましたら、大野城太宰府環境施設組合に5億9,526万8,000円を支出をして、その大野城太宰府環境施設組合が福岡市に一般廃棄物中間処理業務委託料として8億429万1,702円を出していると。だから、この金額は、大野城太宰府環境施設組合から、この福岡市の南部と臨海と西部まで都市高速を使って持っていつている処理料を払っているということになるわけですが、平成17年度の環境施設組合のごみ処理費については13億2,935万6,000円になっております。で、少しごみが減っているのか増えているのか。これは平成17年度しか私どもに決算書が配付されておりませんからわかりませんが、ごみが増えているのか減っているのか、その料金の関係ですね。で、その辺を少し、直接福岡市に支払うんじゃなくて、窓口を一步置いていますので、環境施設組合の決算を見ないとわからないと。だから、環境課としてはですね、太宰府市のごみの持ち込み量は増えているのか減っているのか、環境施設組合とのかわりがありますので、その辺をちょっと説明いただければ。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） ごみの持ち込み量、これにつきましては、若干の微増でございます。

福岡市に払っておりますごみの焼却……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 環境課長、あのね、平成17年度の決算書を見よつたら、福岡市に払った金額が7億8,181万1,643円になっている。今年は8億429万1,702円と。微増ということは、はっきり言って、平成17年度だから、17、18、19、20、3年あるわけだけど、こっちは8億円、それから平成17年度は7億8,000万円、微増ということは、大体2,000万円が微増なのか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） ごみ処理の委託料の額が、平成17年度と平成18年度はそう変わっておりませんが、この持ち込み単価が毎年変わります。このことによって、福岡市に払うごみ委託料というのは変わってきております。それで、平成18年度で申しますと、5万tをわずかに切るという数字になっております。これが2市ですね。それで、今の状況で言いますと、やはり5万tを超えないように努力するということで、両市で減量に取り組むように考えております。

○委員長（清水章一委員） 次、よろしいですか。

6目公害対策費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 6目の公害対策費、137ページのテレビ受信障害対策費補助金についてお伺いしますが、審査資料で対象世帯数を出していただきましたけども、平成18年度の予

算書と比較しますと、このところの予算が40万円ほどちょっと増えているんですけども、今後、アナログ放送が停止されてデジタル放送が始まりますけども、今後この部分がですね、予算は増えていくというふうに考えているのか、それともデジタル放送が始まることによって減っていくというふうに考えておられるのか、その認識を教えてくださいませんか。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） このテレビ受信障害対策費補助金につきましては、空港騒音対策地域、本市で言いますと水城区の一部のみがかかっております。その180世帯のNHKカラー契約・普通契約についての補助ということになっておりまして、基本料が上がらなければ上がらないというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） その基本料が上がらなければ上がらないということなんですけども、そこで気になるのが、じゃあ平成18年度と比較してですね、40万円増えた理由というのは一体どうということなんでしょうか。

後でも結構です。

○委員長（清水章一委員） 後で教えてください。

ほかにございませんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 私はですね、相談を受けているわけやけど、福岡空港、それから住宅騒音防止対策事業、これについてですね、課長にはちょっと去年お話ししましたですね。この辺を、白川あたりをですね、飛行機が朝通ると。で、眠られんというお話を、私ご相談受けているわけやけどね、その騒音をはかってくれないとかかですね、航空機騒音防止条例に該当しないとかかですね、そういう相談を受けているわけやけど、これに対してですね、私ちょっと課長にもお話をしたんですけど、回答もないしですね、その資料は一応もらいましたよ、でもそれで本人が納得しないわけですよ。で、私も非常に困るとるわけですけど。そこら辺をですね、何か対策はありませんか。

だから、その騒音をね、市ではかるとかですよ、そういうあれはありませんかね。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 航空機騒音につきましては、苦情がございましたら福岡空港事務所の方に連絡を入れております。もちろん市独自で調査ということではございません。また、福岡空港事務所の方では、太宰府市では長浦台の共同利用施設を含めて、大野城市、春日市で定期的に騒音の測定をしております。なお、一応ILSといいまして、計器着陸装置、このコースというのは、都府楼南駅上空を通過してそのまま空港に入るようにはなっておりますが、空港の過密化、天候の状況によりまして、若干待機のためにそのコース外に飛行機が存在することはありません。ただ空港の方には伝えておりますが、騒音の苦情がありましたら、今後とも速やかに空港の方には連絡をし、住民に安心していただける環境を整えていただ

くように今後も努めてまいります。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） それじゃですね、そういう苦情があればですよ、課長おんみずから空港事務所の方に行ってそういうお話をしていただけますか。それで、騒音測定をすとかですよ、そういうことをしてもらえばですね、相手の方にも私からそれお伝えしますが、そういうことでよろしいですかね。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 騒音調査実施するかどうか、ここでは私明言できませんけれども、当然窓口になる分にはやぶさかではございません。

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。

7目環境管理費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 141ページ、いいですか。

○委員長（清水章一委員） 今136、137ページです。

それでは、次の2目塵芥処理費について質疑はありますか。

武藤委員、はい、どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） 資料を出していただいてですね、まず審査資料は26ページ、この福岡都市圏南部環境事業組合に対して大変大きな金額が、この1,806万9,000円の議会費については、4市1町の均等割が20%で、事業費については、平成18年度の可燃ごみの搬入量割合の13%としたということで、環境事業組合にこんな大きなお金を毎年出さなきゃならないのかなと。福岡都市圏南部環境事業組合、さっき環境課長が説明したように、焼却とは違って、この南部環境事業組合に、1つは、太宰府市は、見てですね、大野城太宰府環境施設組合があって、そこからまた福岡の処理、でそこにまた均等割と搬入量割があるということで、ここをもう少し、私どもは2つの組合に対する負担金を出さざるを得ないと。で、福岡市では、何で太宰府と大野城のごみを持ち込むのかという論議が議会でされているようですが、ここをちょっと説明いただきたいというのと。

それからですね、ここの中の13節に、先ほどから環境課長が説明していますが、微増だと、持ち込み量がですね、可燃分。それで、ここに、収集運搬2業者に3億9,045万6,000円ですが、平成18年度から見て1,133万5,000円増額になっているんですよ。それは、都市高速を使つての往復の何回かの費用も入っていると思うんですけど、1,133万5,000円も搬送量が増額になったというのが、ちょっとなぜ微増がこんな大きな金額の搬送量、福岡市まで持つていく、私どもは春日市にある施設に入れられると思つとった。ところが、九州電力の発電契約を守らな

きゃならないから、高速自動車道を走って持って行っていると、こういう問題があってこれが増額になったのかという問題と。

それから、その下に指定ごみ袋シール委託料として1,557万6,000円ありますが、この審査資料の6ページ、事業者がですね、料金が引き上がったことについて、その事業用のごみを処理していただくのはありがたいが、入れたらすぐ破けると。ペットボトルなんかは、はっきり言って、そういうものについてはあれですけど、ここを見ていただくと、6ページにですね、太宰府市の可燃ごみの事業所用、下の欄、低密度ポリエチレンで0.03mm。ところがですね、筑紫野市は0.04mmですよ。で、その下も、特大から大についても0.01mm違うと。で、不燃ごみは0.02mm違うと。それから、ペットボトルは同じと。で、他の自治体を見ますと、右側の方に具体的に出ますが、この春日市とか大野城市とか那珂川町がありますが、やはり事業用のごみにはいろんなごみというか、その燃えるごみでも、入れる場合によってはですね、家庭で出たごみ、今はもう本当に家庭のごみというのは、加工されたものが入ってきて、もう自分の家で魚の料理をして骨を入れるとかというのはもう少なくなってね、今子供が、焼き魚食べて骨が刺さったとって文句を言われるんですよ。うちは3回ありました。本当ね、今子供が魚の骨があるものを食べきれない、全部刺身みたいなものになる。そうすると、こういう料理屋や事業所は、骨を入れたりしなきゃいけないと。ビニールに刺さる、破ける、こういう不満が出てきているんだけど、ここで、家庭用の一般の可燃ごみ袋と同じように、太宰府市はしていますが、この事業所用のごみ袋はですね、少なくとも筑紫野市みたいな状況に、少し厚目にするのができないかと。料金は上がったわ、袋は破けるわ、こういうのはね、本当に事業者から寄せられたら、あんたたちは何しよるとなと、そりゃ事業用のごみだからお願いしているのはわかるけど、すぐ破けるよというのが出てきて、審査資料を出していただいたら、やはり0.01mm違うというのがわかりまして、逆に大野城市なんかは0.045mmですよ。だから、0.015mm違うという。その単価がどんな状況かわかりませんが、可燃ごみについても、不燃ごみについてもね、ちょっと見直しを、できるならばしていただきたいというのがありますので、ちょっと3点について回答いただきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員）　じゃ、3時15分まで休憩します。

休憩　午後3時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後3時14分

○委員長（清水章一委員）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄）　まず、藤井委員さんからのテレビ受信の関係ですけれども、藤井委員がおっしゃられましたのは、平成18年度決算額61万8,450円と比べて、予算額101万8,000円になっているので、これは多くなっているのではないかとご指摘ですが、決算は実数でございます。で、予算につきましては、対象世帯数のすべて、つまり最大を一応見込むことからこ

のずれになっております。

次に、武藤委員さんのご質問、1点目の2つの組合に払っている関係でございますけれども、大野城太宰府環境施設組合は、現在の可燃ごみの中間処理と最終処分を行っております。福岡都市圏南部環境事業組合は、現在の福岡市のクリーンパーク南部の施設、これが平成27年度まで使用というふうになっておりますので、平成28年度以降の可燃ごみの処理と最終処分場を組合で建設をしていこうということで進めている組合でございます。そういうことで、2つの性格、組合の扱うごみの年度が分かれることになっております。

それから、可燃ごみの量はそう増えていないのに収集運搬委託費は上がってきているというご指摘でございますけれども、収集運搬費の主なものは、筑紫地区統一で1世帯単価を決めております。そのために、世帯が増加することによりまして費用が上がっておるというのが実情でございます。

それからもう一つ、袋の関係ですけれども、この審査資料の6ページ、7ページに示しておるのが筑紫地区の状況でございます。厚いところ、薄いところ、様々ですけれども、新しく袋を導入をされた春日市、福岡市とほぼ同じの厚さにしたものでございまして、このことによりまして、ごみ袋の1枚当たり単価も上昇カーブを描くところを逆に下げることができたということと、ごみの減量約30tにも寄与していただいたというふうに思っておりますので、市民の皆様には丁寧に袋に接していただきまして、10kg以内での搬出をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今南部環境事業組合に建設するためにこういう形で、毎年1,800万円から2,000万円をずっと出していくということは、いずれ南部清掃工場に施設をつくる時にある一定負担は少し少なくなるのかどうかね。普通ならば、今ごみの処理費について福岡市に払っておるんだけど、将来そのつくる時の費用として、議会費としてこんな金額を4市1町から出されれば、毎年1億円近い金額が、福岡市の人口割でするならば大変な額だと思いますよね。大野城市だって、春日市だって人口10万人近くあるわけですから。だから、その負担は、少しは、その建設のときに少なくなるのかどうかというのがちょっと1点ありますが、余りにも、何でこう2つの窓口でお金を出さなきゃならんのかな、処理費は処理費として出している、福岡都市圏南部環境事業組合に加入したばかりにこんなお金を出さなきゃならないのかという矛盾点も1つ出てきてますが、これはその建設のときにも、また大野城太宰府環境施設組合はもうはっきり言ってなくなるのかどうか。もう南部環境事業組合ができればね、今焼却灰だけです。新たに焼却灰は中につくろうとしている。そうすると、もう大野城太宰府環境施設組合はもう要らなくなるのかと。南部環境事業組合だけ一本になるのかというのもちょっと将来明らかにしてもらわないと、払っているところが2つもあるというのは問題がありますから。その辺は検討していただくというのが1点。もうそれは回答要らないです。



それからね、ごみが減ったと言いながら、世帯が増加しよるからというけど、高速料金もこの中に入っているんだろう、都市高速料金。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 入っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、わざわざね、遠いね、西区まで持って行ってね、往復何回もしなきゃいかんけど、割引券あれして、今ETCかなんかにしていると思うけどね、やっぱりそういう費用がかかって、逆にごみは微増と言いながらも処理費はこんなに増えていますよというのがここに現実出てきているんでね、質問したわけですけど、改めてまた機会があったら聞きます。

それから、優しく入れろと言うけど、優しくは、ちょっとやっぱりごみの中にね、もう少し、せっかく事業者に高いね、二通り、一般家庭はごみを出すときの袋だけ買えばいいんですよ。ところが、出す量と袋と両方負担させるんだから、やっぱりそれなりに、今言うように春日市にあわせたというけど、できればほかの自治体が厚みが違うんでね、やっぱり事業者から不満が出ているということは受けとめてくださいよ。その辺は……

（「大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 何が大丈夫。

（「いえいえいえ」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 優しく入れる方がいいとな。

（「違う違う」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） ちょっとあんたも言うてやんな、何か。長いつき合いしとるっちゃけん。

だから、少なくとも可燃ごみについてはね、少し見直しをしてほしいという要望があることは受けとめてください。ほかのところと違ってね、そらあもうすぐ破けるのと破けないとじゃ、破けたらまた新しいのを使わなきゃいかんという。そりゃ事業者にしてみりゃね、あれですから。それにこたえるようにお願いをしときます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。3目し尿処理費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款3項上水道費、1目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款労働費、1項労働諸費、1目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款農林水産業費、1項農業費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6款農林水産業費、2項林業費、1目、2目、3目、4目について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 審査資料26ページに、4年間凍結していたということで、大佐野ダムの上流が産廃処分場にならないために用地の買い上げを行うという形で以前論議をされてきたわけですが、緑地保全138haのうち20%、28haを買い上げを行いましたということですが、まず総額で20億9,000万円、予想金額ですが、できればですね、道路から進入できないところを買い上げる。筑紫野市であれだけ産興の問題がありましたが、反対側に処分場がつくられようとしたんですが、筑紫野市がその周辺の入り口を全部買収してしまったと。で、中に入れないようにしてしまったという状況で筑紫野市が対応したんですよね。で、業者はその周辺を、奥の方を持って、当然道があったために通ることができたんだけど、その道を通させないと、使用制限をして、そしてごみを持ち込ませないようにしたという経過があるんですが、できればその周辺の字図をとってですね、中に入れないようにすれば、こういう買い上げをしないでいいんじゃないかなと。緑地の保全もですね。だから、これを見直すことによって今のところ、今年はですね、5,000万円近くの支出を出していますが、やっぱり緑地保全と、産廃処分場にならない部分だけを買って上げていって緑地保全すると、この費用の節約になると思うんですが、そういう方法を検討してみる考え方はないかどうかです。

○委員長(清水章一委員) 観光・産業課長。

○観光・産業課長(山田純裕) この緑地購入につきましては、太宰府市緑地保全に関する条例に基づきまして、大佐野ダムの上流を緑地保護の地区として指定いたしまして、水源涵養林ということで、森林の保全を図るために公有化事業を実施するというようなことが条例で定められております。それに基づきまして購入しているわけでございますけども、まず条例に基づいた指定面積というのをここにお示ししています130haが保護地区の指定面積でございます。これによって指定されたものを現在順次、4年間の凍結はございましたけども、購入を始めたところでございます。まず指定をされているというようなことがございますので、全体の水源涵養はもちろんでございますけども、指定面積というようなことからの保護地区、そういったものの定めがありますので、そういったことで進めさせていただいているということです。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) だから、財政的な支出というのは、20億9,000万円というのは当然、史跡の買い上げなら国の補助金が出てきてね、それなりに交付税とか補助金として返ってくるんだけど、これは完全な緑地のために20億円も使うという状況よりも、何らかの方法で、産廃処分場とか、そういう緑地保全のために、もう最低な部分、そげん山のとっぺんまで買う必要はないと思うんでね、やっぱり見直す必要があるんじゃないかというのが1つです。

それから、やはり将来、今産廃処分場がですね、あちこちでできておって本当に困っています。初め土砂捨て場という形の申請をしてくる。で、土砂捨て場を最終的には1品目、2品目、3品目、4品目、5品目という形で次から次に、だから今一番困っているのは合併した上陽町とか旧山川町とか川崎町とか、そういうところがどんどんしているんですが、今やっとな例化して、もうこれ以上つくらせないというのをやりよるんですよ。もうそれは後追いですよ。だから、事前に太宰府市は産廃処分場としてのやはり物すごく厳しい規定をつくれば、この緑地保全も産廃処分場の部分にならないと思うんですよ。だから、こういうのをちょっと内部検討してみて、この20億9,000万円、もう21億円のお金を使わないでいいような方向も検討いただければというふうに考えておりますので、内部検討していただきたいということです。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 先ほど20億円というお金ですけども、これは大体何年間で買い上げる予定になっているんですか。年数はわかりますか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） 今回、4年ぶりということで鑑定をいたしまして、その金額をスライドさせておりますので、40年ということになります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。7款商工費、1項商工費、1目、2目、3目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目観光費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 観光費のところの観光行事関係費ですね、予算書の151ページですけども、史跡地周辺ライトアップ事業委託料というのが計上されていますけども、控室にもライトアップされている写真が張ってあるんですけど、韓国の南大門が焼失したときにですね、あれは放火という形だったんですけど、発生原因の一つにライトアップの漏電が原因じゃないかって、発生当初そういった疑いもあったんですね。それで、そういった貴重な文化財のところですけども、そういった防犯の対策というのはきちんとされているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 観光・産業課長。

○観光・産業課長（山田純裕） このライトアップにつきましては、業者に委託して当然やっているわけですけども、そのあたり、私どもも含めまして業者も含めまして四六時中待機しながらですね、そういう体制をとっております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 太宰府館の管理運営費のところですね、館運営協力者謝礼というのがあるんですけども、これが平成18年度は300万円で、平成19年度が9万円という形で、これ

骨格予算で落ちたのかなと思っていたんですが、またこれ9万円になっているんですけども、平成18年度まで300万円あったものですね、9万円になったということで一体どういった経緯でこのような形になったのか教えてください。

濟いません。3,000円だったものが9万円になっているんですね、濟いません、失礼しました。3,000円が9万円になっているんですけども、これが一体、協力者謝礼というのが一体どういった方にどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 太宰府館長。

○太宰府館長（木村和美） 今年度ですね、この9万円につきましてはですね、いろんな、やかたの方でイベントを行っていただいております、そのときに市が呼びかけてやっていただく部分もございますので、そういうときですね、謝礼として一応3,000円の30人分を予算化させていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 濟いません。太宰府館の管理運営費のところでは1点お伺いしたいのがですね、155ページの自動車駐料のところ、自動車駐車料43万2,000円と、結構高額に感じるんですけども、これは何台分なのか、それとも何か車種が大型なのか、それとも期間を一定長い期間借りているのか、どういったことなんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 太宰府館長。

○太宰府館長（木村和美） これも昨年と同様でございますね、一応6台分をですね、近くの民間が持っておる土地をですね、お借りいたしまして、一応6台分、6,000円の6台の12カ月分計上させていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項道路橋梁費、1目、2目について質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 159ページなんですけれども、街灯設置工事とはどこの部分を指すのか教えてください。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 市内各……、場所はまだ固定しておりません。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） わかりました。決算のときにまた資料請求の方をさせていただくようにしたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長（清水章一委員） 次に、3目道路新設改良費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4目交通安全対策費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3項河川費、1目河川管理費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4項都市計画費、1目都市計画総務費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 2目公園事業費について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目土地利用費、4目土地区画整理事業費、5目下水道事業費、6目土地開発費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 審査資料28ページです。それで、ここですね、下水道事業の中で前年から見て8,655万4,000円の減額になっておりまして、その他の財源で4億5,895万2,000円、一般財源を2億5,169万9,000円ということで、計上されています。これを見ると下水道事業に対して市民の税金をというふうに受けとめられるんですが、当然都市計画税の部分も入っておりますが、審査資料の28ページに、1つは、先ほども言いましたように、審査資料の2ページ、3ページの基準の中で、3ページにですね、基準財政需要額の中に下水道費、人口6万7,084人で、補正の総数で、単価で4億7,042万3,000円が基準財政需要額の中に平成18年度は入っております。ところが、平成19年度はこれは入っていないんですが、どういうことですかね、基準財政需要額の中に。そして、全額ここでは市税を4億5,895万2,000円、一般財源を2億5,169万9,000円で、合計7億1,065万1,000円を下水道事業会計ということですが、基準財政需要額の中に全く入っていないというのはどういうことなのか。

○委員長(清水章一委員) 経営企画課長。

○経営企画課長(今泉憲治) 審査資料の3ページの上の方に下水道費という欄が、小さい数字ですけども、人口があって、ずっとあります。平成19年度で言うと、4億9,800万円ですかね、それがあまして、下の方に、今度下段の方に、下から3番目ぐらいに包括算定経費というのがございます。で、投資的経費、下水道の投資的の部分につきましては、この包括算定経費の方に計算の仕方が変わったということで方式の変更がっております。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 審査資料の28ページに、ここで見ると、基準財政需要額は単位費用100円掛ける補正後の数値で1億98万8,000円、そうすると平成18年度のところの数字と合うんですよね。ね、平成18年度と合うやろう。そして、下の方の単位費用124円、これは4億7,042万3,000円、これが平成18年度と合うやないね。うちに出してきているのは、平成18年度のこの基準財政需要額で出してきた、この金額に大体見合うような形になってきているだけ

ど、何で私は、今年はここに、上の方の部分だけがあって、下の方の部分がないのかなど。上に一挙に1億98万8,000円が4億9,880万5,000円に上がって、下が消えていたのでね、その辺の説明がわからなかったんですよ。さっきのこの部分については平成18年度で見ているから、だから平成19年度はこの基準財政需要額の入れ方が変わったと。そうすると今、課長から説明があったように、経常でもない公債費でもない、下の方の包括というところの部分の16億2,630万6,000円の中に入るとということ、そういうことになるのかね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） そういうことになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いつから国がそんなふうに変えてきて、ここの基準財政需要額の1億98万8,000円がこの中に本当に入っているかどうかというのはわからんことになるよ。包括というのはね、何でもかんでも包括なんです。包括、だからもう包括というのは何が包括かわからないけど、私もこれを見よって何で算定方式が変わったのかなというのが、そうすると包括算定経費というのは何と何が、2つもありますから、包括には。人口割の中に下水道が、はっきり言ってこの6万7,084人の単位費用124円で計算をして、上の方の人口割で100円の計算をしてというふうな形で見ていかなきゃいかんと。今後、下の方の計算方式が、あなたたちもなかなかわからんことになるたいね。私もなおわからんことになったからね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） おっしゃいますとおりでございまして、平成18年度のように非常にわかりやすいんでございますけども、国の大きな方針としまして、地方交付税については大きく人口、面積を基準にしていくという大方針がある関係上、平成19年度からその一部がこういうふうにされたというふうを考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それじゃ今後お願いをしたいのは、包括的経費、ここの中の1、2というふうに入れて、この中には何と何が入ってますよというふうにせんとね、私どもはあなたたちが本当大変な状況の中で出していただいたものがどうなっているかというのは、こういうものを見ていかないとわからないわけですから。だからこの金額が全部市税というふうに、ここに書かれている財源の内訳は市税に4億5,895万2,000円、これは全体的に見たら市民の税金が全部この中に入っているよというふうに受けとめられても仕方ないですよ。当然、本来は国、県の支出金や地方債や交付税と、だからここは市税じゃなくて交付税に書いていただきたい。私はそういうふうにするんだけど、考え方が違うかね。もう市税っちゃあ、交付税は市税やけど、基準財政需要額の中じゃ国がこういうふうに出しなさいと、こうなっているんだからね。だから、今後説明をわかりやすくしてください。計算しててね、どこに消えたかわからんで、私も困ったからです。私を困らせるためにこの資料を出したのかどうか。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費について質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 市営住宅維持管理費の中に、私の方から、おととも質問しましたけれども、住宅用の火災報知器ですね、それは市営住宅にはもちろん市の方がつけなければならないというようになっていっていると思いますけれども、その分については、この中ではどこで、説明をしていただきたいと思っています。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 169ページが一番下ですね、工事請負費、臨時工事費の中で、本市で所有します3つの公営住宅、部屋数としまして36室、そこに火災報知器を平成20年度つけるように予定しております。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） この357万7,000円の分につきましては、戸数は36世帯とわかりましたけれども、単価は、経費というんですかね、そういったものはわかりますでしょうか。

それと、国からの財政補助的な制度というものはありませんでしたか。どうなっているのかちょっと質問して、県から、国から……、国はもうなくなって県からの分だけですかね。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） そこで上げています357万7,000円、それは平成20年度に行います臨時工事費の総額でありまして、内訳としましては、先ほど申しました火災報知器のほか水道メーターの取りかえ、ガス管の敷設がえ、その他の住宅の改修工事費が入っております。火災報知器関係につきましては約80万円ほど予定しております。で、補助としましては県支出金、37万8,000円ですかね、県の方から補助が来るようになっております。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） わかりました。どうもありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費、5目災害対策費について質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 濟いませぬ。173ページの消防施設整備関係費の消火栓新設負担金というのがありますがけれども、これはどこの部分か教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 現在、手持ちで資料を持ちませんが、消火栓5基設置するということでは予算化をしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 場所の部分は後で説明お願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか、協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） はい。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、1項教育総務費に入ります。1目教育委員会費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目事務局費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目同和教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目就学指導委員会費、それから5目の幼稚園費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、2項小学校費に入ります。1目、学校管理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目教育振興費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目特別支援教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、3項中学校費に入ります。1目学校管理費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 中学校別の給食ランチの利用実績、審査資料の29ページ……、大変忙しい中に教育委員会、平成19年度の学校別ランチサービス利用実績というのをいただきまして、これを見ておりましたね、一番利用率が高いのが太宰府中学校です。2番目が太宰府西中学校で、平成19年度494人ということになって、それからその次が太宰府東中、一番少ないのが学業院中学校ですが……

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 逆かな……

（「太宰府東でしょう」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） そうか。これとあわせて購買はやっぱ利用率があるんですか。弁当を買わずに、購買をそのまま残しているはずなんですよ。だから、パンとか、そういう部分。



だから、弁当を頼むところもあればパンも利用しているのもあると思うんですが、やっぱりその辺、購買は今、弁当を頼まずにパンも利用という状況もあるんですが、こういう貴重な資料を出していただいておりますが、改めてまた別な角度で聞きたいと思うんですが、できればパン、購買の利用率もですね、できればどのくらいのパンの仕入れがあったとか、そういう部分もちょっと調査をいただければというふうにですね、お願いを、平成19年度決算で出るかどうか分かりませんがね、教育委員会にお願いをしたいなというふうに考えております。この状態だとですね、はっきり言って月20日ですよ、学校の勤務状態が、土曜日曜がありますから。それを月割りして生徒割りするとね、本当に少ない状況になりますね。4月に47人、50人、49人、32人、合計178人を学校別によって。だから最終的に私が一番心配するのは、事業者がもう採算がとれないという形で撤退されたときの問題があります。だから、一つの学校に10人分とかね、こんな状況になる可能性があるんですよ。だから、もう少し、こういうランチサービスがどうなのかというのも問題もありますし、弁当よりももうパンを買った方がいいという状況もあると思いますし、利用総数が余りにも少ないなというのがちょっとありまして、今後の課題としてね。事業者がもう撤退されたときに、大野城市が一度そういうのがあったでしょう。そうなったときにどうするかもありますから、利用がどういう状況か、それからある一定、1年たちましたので、アンケートをとってみるとかですね、そういう方向もちょっと教育委員会で検討していただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 関連です。

○委員長（清水章一委員） 簡潔にね。

○委員（橋本 健委員） 喫食率の、200食で前後していますけれども、その点は置いて、食材費が今上がってきてますよね、やはり原油の高騰、それから穀物の高騰で。給食費が値上げになるという学校も出てきているみたいなんです。それで、鳥栖給サービスさんからそういう値上げの話が出ているかどうか。上げてほしいという。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在のところ鳥栖給サービスの方からは非常に台所事情が苦しいというような状況等はお聞きしておりますけど、具体的にどのくらい上げてほしいとかという数値についてはですね、現在のところ上がってきておりません。ただ、皆さんご存じのようですね、諸物価が高騰しております。そういうふうな実態等もありますので、その辺は、値上げするしないはちょっと別にしましてですね、状況等の把握は行っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 仮にですね、鳥栖給サービスさんがどうしても上げてほしいという相談

があったときに、幾ら金額が上がるかそれは交渉次第だと思うんですが、それが上がった場合に保護者負担になるのかですね、スライドさせて、その辺の対応をどういうふうに考えていくか、お考えがありましたらお願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 現在のところですね、どういった形になるのかといったところまでちょっと予想が付きませんので、現段階ではですね、保護者負担を求めるのか。値上げをするのかがまずあります。次の段階として保護者負担なのか市負担なのかといったところがありますので、その辺の状況についてはその事態が来たときに考えたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今日、回答は要りませんけども、我々はこのランチサービスでもどうですかということを市民の皆さんにお伺いしたときは、あれだけ利用しますと言った人がこれだけしか利用しないということはどこかに原因があると私は思うんですね。いや、それはね、保護者にあるかもわからんですよ。学生にあるかもわからん。それから、この制度そのものにあるかもわからん。給食をつくってくれているところのその食材にあるかもわからん。いや、皆さんの方で、いやここが悪いというふうに言えるところがあれば教えていただきたいと思うけども、やっぱりどこかに原因が私はあると思うんですよ。それを……。

○委員長（清水章一委員） いいですか。

○委員（福廣和美委員） ちょっとまだ、今日回答は要らんのやけど。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 太宰府市の場合ですね、弁当を持ってくる割合が非常に高いから、このランチサービスの利用というものはですね、初めから、だから大体ずうっと同じようなレベルでいっているんじゃないかと思います。ただですね、制度的にお金の支払い方とかですね、そういうふうなところにやっぱりいろんな課題があるのは事実ですが、それに伴って今度は事務的に手といいますかね、職員の方ですね、その辺との兼ね合いをどうするかというのが1つ残っているというふうに思っています。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） いや、別にそういうところを僕は批判しているつもりも何もないんで、しかし我々があれだけ市民の皆さんに聞いたときにはですね、8割方やってほしいという声があったわけですよ。それがこの結果じゃあね、我々も何かだまされたような気持ちがありますよ、市民に。あれだけやってくれやってくれ、導入してほしいと言った人たちがランチせんわけでしょう。サービスを受けてないんですから、現実には。そらあもう現実ですよ。それはどこが悪いかわかりませんが、我々もね。悪くないかもわからんけども、あれだけ弁当は嫌ですと、ランチにしてくださいと言ったお母さんたちがしないんですから。いや、首振られるのもね、それは現実ですよ。我々は選挙のときにね、どれだけ、30代、40代のお母さんに聞きました

か、もう10人中10人といっぴいほど早く給食にしてほしい、ランチサービスでもいいと言ったんですから、お母さんたちは。その結果がこれじゃあね、もう全く情けないというか、どこかに原因があるんじゃないかと疑い、どうかわかりませんよ、原因はどこか、そう思わざるを得んように私は思っているんですよ。それで、これが廃止にでもなつてね、一番の問題は、朝も食べてこない、昼も食べない子が果たしてなくなつたかどうか。

(井上保廣市長「そりゃもう家庭ですね」と呼ぶ)

○委員(福廣和美委員) いや、そりゃそうでしょうけどさ、そうかもわからんけども、いや市長がそげん言うたら、小学校でさえ朝食べてこん人にね、学校が用意しよるところもあるわけですから、そういう子供たちを一人でもやっぱりなくさないかんと思うんですよ。だから、そういう子がね、もうなくなつたんであればね、なくなつて弁当ですよと、もうこれだけしか来ませんということになればまた、もともとからのランチサービスそのものを考え直す必要があるかなとは思ふけども、もう増やす必要もないんであればね。しかし、どっかにそういう問題がありはしないかと思ひますので、これは今後一つの今からの課題としてね、我々も考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしておきたいというふうにお思ひます。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) この審査資料の説明の仕方でもうちょっと、教育委員会からちょっと説明受けたいんですけど、いいですか。

○委員長(清水章一委員) いいですよ。

○委員(武藤哲志委員) これはね、早う言えば人員の合計が出てはいるんですが、学業院中学校から太宰府東中学校までの4月の月に178人というのは、1人の人間がずうっとお願ひをしているのか、それとも47人という違ふ生徒が利用しているのかがちょっとわからないんですが、弁当をですね、もう早う言えば1週間なら1週間お願ひした実数なのか、延べ数なのか、生徒になりますから、その辺はどんなふうなんですか。1人の人間がずうっと弁当をお願ひしているのか。だから、この数字を見たときに、全体から見ると1%ぐらいしか弁当が利用されてない。だからその辺、教育委員会としてこの学業院中学校から太宰府西、東とありますが、大体生徒が1カ月に何人ぐらい、だから注文する人はずうっと前もつて予約ですから、だから弁当を利用した児童・生徒数として見ていいのかどうか、この辺の資料の説明ちょっと受けたいと思ひます。

○委員長(清水章一委員) 学校教育課長。

○学校教育課長(松島健二) この資料につきましては、喫食する前に、1カ月ぐらい前に注文をとつております。で、その生徒の人数でございます。で、この中には教職員も一部含まれております。

以上でございます。

(「47人の方が1カ月間ということですか」と呼ぶ者あり)

○学校教育課長(松島健二) 実数でございます。47人の方が注文をされたということになりま

す。

(福廣和美委員「そういうことでしょう。だから、47人が1カ月間利用したということでしょう」と呼ぶ)

○委員長(清水章一委員) 勝手に発言しないでください。委員長の許可をもらって発言してください。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) じゃあもう一度確認しますよ。学業院中学校で4月の月に47人の生徒が利用したというふうに見ればいいわけですね。そうすると、600人のうち10%ね、10%という形というふうに見ればいいということですね。はい、わかりました。

○委員長(清水章一委員) 長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) 今までプール監視委託料があったと思うんですけども、今年のはのってないんですよね。もう中学校のプールは、4中学校やめるということですか、夏休み。

○委員長(清水章一委員) 学校教育課長。

○学校教育課長(松島健二) 中学校についてはですね、プール監視員はお雇いをしてないということでございます。小学校にはございます。

○委員長(清水章一委員) 長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) プール開放はもう全部やめるということですね。

○委員長(清水章一委員) 学校教育課長。

○学校教育課長(松島健二) 中学校の分でお答えすればよろしいんですか。

○委員(長谷川公成委員) はい。

○学校教育課長(松島健二) 中学校の分については監視員はおらないということです。

○委員長(清水章一委員) 長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) じゃあ、今までこれ平成18年とか平成19年にのっている監視委託料というのは何をしているわけですか。

○委員長(清水章一委員) わかりますか。

学校教育課長。

○学校教育課長(松島健二) 濟いませぬ。調べてご報告させていただきます。

○委員長(清水章一委員) 17日、月曜日お願いします。

続きまして、2目の教育振興費と3目の特別支援教育費までやりたいと思います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) それでは、本日は平成20年度太宰府市一般会計の10款3項3目までとし、3日目の予算特別委員会は17日午前10時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(清水章一委員) 本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成20年3月17日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について  
日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について  
日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について  
日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について  
日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について  
日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について  
日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 清水 章 一 議員  | 副委員長 | 安 部 陽 議員   |
| 委員  | 原 田 久美子 議員 | 委員   | 藤 井 雅 之 議員 |
| 〃   | 長谷川 公 成 議員 | 〃    | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 〃   | 後 藤 邦 晴 議員 | 〃    | 力 丸 義 行 議員 |
| 〃   | 橋 本 健 議員   | 〃    | 中 林 宗 樹 議員 |
| 〃   | 門 田 直 樹 議員 | 〃    | 小 柳 道 枝 議員 |
| 〃   | 安 部 啓 治 議員 | 〃    | 大 田 勝 義 議員 |
| 〃   | 佐 伯 修 議員   | 〃    | 村 山 弘 行 議員 |
| 〃   | 田 川 武 茂 議員 | 〃    | 福 廣 和 美 議員 |
| 〃   | 武 藤 哲 志 議員 | 〃    | 不 老 光 幸 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                 |         |                  |         |
|-----------------|---------|------------------|---------|
| 市 長             | 井 上 保 廣 | 副 市 長            | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長           | 關 敏 治   | 総 務 部 長          | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長           | 関 岡 勉   |
| 健康福祉部長          | 松 永 栄 人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村 尾 昭 子 |
| 建設経済部長          | 富 田 讓   | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古 川 泰 博 |
| 教 育 部 長         | 松 田 幸 夫 | 監査委員事務局長         | 木 村 洋   |
| 総務・情報課長         | 木 村 甚 治 | 経営企画課長           | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長         | 轟 満     | 協働のまち<br>推進課長    | 大 藪 勝 一 |

|        |       |                     |       |
|--------|-------|---------------------|-------|
| 税務課長   | 宮原 仁  | 納税課長                | 児島 春海 |
| 特別収納課長 | 鬼木 敏光 | 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 津田 秀司 |
| 福祉課長   | 新納 照文 | 高齢者支援課長             | 古野 洋敏 |
| 国保年金課長 | 木村 裕子 | 子育て支援課長             | 花田 正信 |
| 都市計画課長 | 神原 稔  | 建設課長                | 大内田 博 |
| 上下水道課長 | 宮原 勝美 | 施設課長                | 大江田 洋 |
| 教務課長   | 井上 和雄 | 学校教育課長              | 松島 健二 |
| 生涯学習課長 | 藤 幸二郎 | 中央公民館長<br>兼市民図書館長   | 吉鹿 豊重 |
| 文化財課長  | 齋藤 廣之 | 会計課長                | 和田 有司 |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 白石 純一 | 議事課長 | 田中 利雄 |
| 書記     | 伊藤 剛  | 書記   | 浅井 武  |
| 書記     | 花田 敏浩 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） では、審議に入ります前に、先日の委員会で要求があっていた地域コミュニティ関係費についての資料が提出されていますので、お手元に配付をいたしております。また、消防費の消火栓新設負担金について、追加説明があります。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 先日の予算特別委員会において、後でご報告することにしておりました9款消防費の消火栓新設負担金の内訳でございますが、消火栓の新設につきましては、上水道の布設がえ工事等にあわせて行っておりまして、当初予算において予算を確保し、新設箇所については今後施設課と調整することになっておりましたので、ご報告し、訂正させていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に、プール監視員についての追加説明があります。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先日の特別委員会におきまして、10款3項1目13節のプール監視委託料でございます。これにつきましてご質問等ございましたが、十分に回答仕切れていませんでしたので、回答をさせていただきます。

この委託料につきましては、夏休み期間中のプールの開放に伴うものでございます。このプールの開放につきましては、当該学校長とPTA、子ども会等で話し合いにより実施されているところでございますが、平成19年度につきましては27万8,000円の予算計上を行ってまいりました。しかしながら、この話し合いによりまして、平成19年度については執行されておられません。それで、平成20年度の予算編成におきまして、学校長に問い合わせを行いましたところ、平成20年度については夏休み期間中についてプールの開放については行わないということでございましたので、平成20年度の予算計上は行ってないものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） いいですか。そしたら4中学校の校長先生がもう開放はしないっておっしゃられたんですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） ちなみに平成18年度につきまして同じ、同額27万8,000円の計上を行ってまいりまして、平成18年度に執行されたのは太宰府西中学校のみでございました。それで、平成19年度については4中学校ともに予算執行をされてないと、開放しなかったということでございますので、平成20年度につきまして当該学校長4校につきまして照会をいたしましたところ、開放しないということでございました。

以上でございます。



○委員長（清水章一委員） じゃ、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから休会中の予算特別委員会を再開します。

本日は平成20年度太宰府市一般会計の194ページの10款4項1目から始めます。

1目社会教育総務費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目にいきます。

2目青少年教育費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目青少年対策費、4目図書館費について質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。4目の図書館費について質問します。

予算審査資料のですね、30ページとあわせて質問しますけども、203ページの備品購入費の図書810万円の内訳を要求しましたけども、その中で映像ソフト、CD等については購入の計画がないというふうに資料の方で書いてありますけども、これは例えばもう市民の方からそういうリクエストが上がってももう一切対応しないという形になるのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今のところですね、予算の都合上、なるべく選書委員の方で選択してもらって、どういうものが一番いいかというリクエスト等を考えた中で判断させていただいておりますので、今のところ映像ソフトとCDについては、購入の計画は持ってませんけども、ただ要求等がですね、いろんなことで上がれば再度考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） もう要望にとどめますけども、やはり図書館というのは市民の皆さんに知識の部分還元する上で重要な役割を果たしていると思いますし、それは蔵書だけでなくCDや映像ソフト等にも値するところがあると思いますので、ぜひリクエストがあったときには柔軟に対応していただけるようお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 3目の青少年対策費の、ちょっと戻りたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（不老光幸委員） 19節の青少年育成市民の会の補助金が90万円ありますけども、この青少年育成市民の会の活動はどういうことをしていращやるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） その前に、13日に武藤委員の方から市の文化協会、吹奏楽団の予

算の中で、お尋ねの部分で不十分なお答えしかできておりませんでしたので、ちょっと補足を先にさせていただきたいと思います。

平成19年度の吹奏楽団の予算については、楽器の購入に充てるのであろうというふうなお尋ねでございましたが、平成18年度の決算から見ますと、確かに楽器の購入に充てていただいております。平成19年度については楽器の購入と楽譜の購入というふうなことで計上ですが、平成19年度はなされておるとというのが状況でございます。文化協会についても、吹奏楽団についても、事業費、活動費、負担金等にその補助金については充てられておるというふうなことでご説明をしたいと思います。

それから、青少年育成市民の会でございますが、事業につきましては、市内全般の青少年、市子連の活動を支援していくというふうなことが主な祭り、それから市のイベント等にも参加するというふうなことで、具体的にはボランティア活動として落書きの防止事業とか、そういうふうなことで市の青少年教育全般にご支援をいただいておりますというふうな内容でございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 青少年の方が何らかのイベントに実際に参加をして、やっていらっしゃるのか、あるいは青少年市民の会としての会員さんがいらっしゃるわけですけども、その方々がしてあるのか、どちらですかね、それは。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 運営委員会として各種団体、学識経験者、ジュニアリーダーのOBの方、いろんな団体の代表の方々が構成されて、組織運営をなされておるというふうなことで、具体的には18の団体の代表者が運営委員会を形成して、活動していただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） それでは、実際に青少年の方々を何らかの形で指導したり育成したり、そういった実態はしていらっしゃるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） ただいま申し上げましたように、補導とかですね、PTA活動とか市子連の活動、スポーツ少年団、いろんな形の中での青少年のかかわりに地域の代表というふうな形で参加して、ご協力を願っておるというふうなのが実情でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） わかりました。例えばですね、その運営に少年の船協会の云々とあるんですけども、これは実際に子供たちをどちらかに毎年何らかの形で研修に実行してあるわけですね。だから、私はこの青少年育成市民の会の本来の姿をもう少し検討し直してもったらい

んじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私も同じような考えなんですけど、これ実際はいろんな団体ですね、議会から持っていったかな、保護司会やら補導連絡協議会等ですね。出て、だからその方々が実際何かの活動をするんじゃないくて、年に1回か2回、理事会ですか、何か役員会等を開いて、実際の事業というのは年に1回か2回、何か折り込んであるチラシとか、会報とか、ぐらしか活動されてないと思うんですがね。だから、今そういうふうな質問をされたんであって、私もはっきり言うて、市民の会として何なのか、必要なあというふうなところはちょっと疑問ですね。その辺、いや、絶対この額に見合うというたらあれだけど、そういう活動されてあるというんだったら、まあそうかなというんだけど、もう少し説明が欲しいです。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 具体的に言いますと、昨日も実は青少年、市子連の組織が50団体ありますが、その団体のリーダーさんの研修を3月27日、28日、1泊でやるというふうなことでのリーダー研修事前学習会を水城小学校の体育館で行いました。そのときにも市子連の副会長の山口さんという方が具体的に子供たちの指導をしていただきまして、非常に行政としては感謝申し上げておるといふふうなことで、いろんな事業にそういうふうな形でかかわっていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） だから、それは市子連がやっているんですよね。市子連は市子連、補導連絡協議会は補導連絡協議会、保護司会は保護司会、その他、各それぞれの活動はやっているけど、この市民の会というのが大体何なのかなというね。だから、そこの各事業にどうかかわっているかという、実際はかかわってないんじゃないですかね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 委員会組織を構成してありまして、PR活動とか企画、それから環境問題とか、いろんな活動はなされておるといふふうに認識いたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、公民館の図書費について資料を要求しておりましたら、具体的に810万円の部分について一般図書、児童図書、その他という形で出されております。市長、それから皆さんも図書館ができたときに、私も何回も論議もしてきた経過がありますが、当初2,000万円近く図書購入費を計上しておりました。唯一市民が利用できる社会教育活動といえますか、全く無料で図書館が利用できるという、こういう状況の中で図書費が、2,000万円が財政が厳しいというか、ある一定の見直しということでこういう810万円に、約40%になった

状況なんです、当然新しい蔵書も出てきますし、今また、先ほど出てきました映像ソフトの問題もありますが、現在810万円という形ですが、今後増やす考え方があるのかどうか。

今、広域利用ができて、図書館の、清水委員長の方も以前質問したことがありまして、どこの図書館もということで、一時この太宰府市民図書館ができたときには全国1位、2位という大変すばらしい実績が、坂井館長のもとで行われた経過がありまして、その後利用率もどうか、どういうふうになっているかわかりませんが、まずこの図書費がどんどん、購入費が減っている部分について、今後やはりある一定増やす必要があるんじゃないかなと思います、この辺はどうでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 武藤委員さんのおっしゃるとおりで、私ども所管としてはもうできるだけ予算をいただきたいという判断、お願いをしているんですけども、やはり全体の市の政策、優先順位等々の総合判断から現状の予算になっておりますけども、今後財政的にそういう要望時期が来れば、ぜひお願いをしたいというふうには思っています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、図書に対する寄附を、金額的にはわずかですが、寄附もいただいているようですが、ぜひまあ、そういう部分があれば受け入れて、購入費に充てていただきたい。

それから、市民から蔵書というか、そういう寄附があっても、なかなかこれには対応できないと思うんですね。いろんな部分、寄贈の希望があっても、これに対応する人員が確保できるかどうか。貴重な文化的な資料的なものもあれば、一般的に普及されて大変困って、どうしようもないという状況の中で、市の図書館に寄贈したいとって来るけど、これに対する図書司書の対応ができないと思うんですね。だから、蔵書を寄附したいといったときの対応はどう考えているのか。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今、武藤委員さんが言われましたように、蔵書の提供ということでPRはさせていただきます。ただ、蔵書の内容につきましてですね、百科事典とか、何とか全集とかというのは、既に市民図書館にもありますし、寄贈される本が、私どもが欲しい本とはなかなか合わないのが実情でございまして、引っ越しされるのでちょっと受け取ってくれとか言われますけど、原則的にはもう新刊とか、新しいとかですね、そういうの以外はですね、ちょっと遠慮はさせていただきます。ただ、蔵書を持ってこられた方をですね、即返すというわけにいきませんから、一応預かってもらってですね、ただ対応の仕方といたしましては、図書館でもし置ける場所とか、必要であれば置きますけども、もし置けないときは、リサイクルというような形で、月に1回ぐらい図書館の入り口のところにご自由に、その本でですね、自由に使っていただきたいというふうな方法で、今現在は対応させていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これ、私が資料要求したわけじゃないんですが、以前からも何回もこの質問をしているところですが、当然図書館カードに基づいて図書をですね、貸し出したが返却が期限内にない場合、ここでは資料として電話、ファクス、郵便による督促を行っているという部分が指定管理料に含まれていると、ただし貴重な蔵書とか、そういうものであればですね、返却を求めることはあれなんです、その判断は指定管理者に、その人件費ですね、借りた人に対するこの返却をしてくださいという事務的な問題や電話、郵便、ファクス、この料金がはっきり言って逆に本を買うの方が安上がりになる可能性もあるんですね。私も言ったように、返却施設は今図書館の1カ所ですが、以前いろんなところに行きましたら返却ポストが、わざわざ図書館まで来なくても西鉄の駅に図書返却とかですね、そういう返却のポストをつくることによって、効率的なものもできるんじゃないかという質問もさせていただいたことがあるんですが、現在返却窓口は図書館1カ所だけですかね、その辺を含めて。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 返却はですね、図書館1つの場所で行っております。閉館、今日も閉館ですけども、その場合は別に、返還する窓口を別に設けておりますので、そちらの方で返していただいております。ただ、その返すものもですね、本とかそういうのであればいいですけども、CDとかですね、壊れやすいのは遠慮させていただいております。

先ほど武藤委員さんも言われましたように、どこか、ほかのところにポストを設けるとかですね、これ前質問されたと思うんですが、私もちょっとその内容を読んだことあるんですけども、実際やっていますと、なかなか本がその中でごちゃごちゃになってですね、破損の可能性があるのでですね、余りこう全国的にはやってないという情報をちょっと得てますけども、今後いろんなところをちょっと聞いてですね、本当によければ、今後とも考えてはいきたいと思っておりますけど、そういう状況で本の破損が激しくなるというようなこともちょっとお聞きしていますので、それでも今後いろんな形で検討させていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一つはですね、郵便局だとか、それから太宰府ではスーパー的なものもありますし、本屋さん、ちょっと今五条書店だけしかありませんが、あと西鉄ストアの中にもありますが、そういう買い物かたがた行ってですね、早言えば委託をして、図書をですね、受け取るというような方向、そういう一番図書館、今シュートボックス方式になっていまして、連休明けなんか行きますとたくさんの返却がなされていることはわかりますし、今館長が言うように、ポストをつくっていろんな部分の破損の可能性もあると思うんですが、できるだけ返却しやすいような方向をですね。それから、やはり私としては図書というのは、太宰府市全体の中の制度として図書館だけが無料なんです、買えばお金が要りますけど、図書館に行って

本をお借りして、知識を得ることは無料。やはり行政の職員の方々は、これだけ市民が税金を納めている中で図書館の重要性、それを考えて図書費の増額というか、税金を納めていただければ、そのお返しとして社会教育の図書館の充実というのを基本に今日まで、開館から20年近く実績を持ってきているわけですが、この予算がどんどん削られることについては、今後見直しをぜひしていただきたいなというふうをお願いをいたしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員）　じゃ、よろしいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　次に行きます。  
5目公民館費について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員）　公民館費、ちょっとお伺いしたいんですが、毎年行われる敬老会あたりのことについて、もう今の公民館では、各公民館では開催が難しくなっているというふうに理解してますが、市として今地域コミュニティということで、小学校区あたりで云々ということがありますけども、近い将来、小学校区とか広い立場で敬老会あたりを開催しようという考えがあるのかどうか。あくまでももう今各区の各自治会のやり方にお任せするというやり方でいけば、当然各区の公民館は約、そうですね、8割方来ればもう間違いなく入り切れない状況にあるし、50%でもやっとなじまないでしょうか。今からまた高齢化が進めば、もっとそういう、もうほとんど入れないという状況が生じてくるというふうに理解しますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員）　高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏）　敬老会の開催につきましては、高齢者支援課の方で実施している状況でございます。たしか今、福廣委員が言われました校区単位でまとめてという話もですね、市民からも、一部あるところでございます。ただ現在、地区の公民館での敬老会活動についてもですね、結局高齢者の中でも元気な方は来られるんですけど、なかなか地区に公民館の敬老会に、実際ひとり暮らし、寝たきり、その他ですね、やはり外出が苦手な方は出ていけない状況でございます。そういう状況の中で今のところはですね、やはり敬老会については地区の中で、やはりもう少し多くの高齢者が参加できるような形で、当面は取り組んでいきたいという形で考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員）　福廣委員。

○委員（福廣和美委員）　もうそれは、そういう考え方でいいと思うんですが、いわゆるこの負担金、補助金及び交付金のところに地区公民館施設整備補助金、本年度は854万1,000円というのがあるわけですが、多分各区の要望というのはまだ大きいと思うんですね。ここの費用が、負担が、私は今からますます増えてくるだろうというふうに思うわけですよ。公民館を広くでき

るところはいいけれど、もう広くする範囲のない区もあるでしょうから、ここらあたりの兼ね合いですね。そういうことからの要望が来れば、今のこの財政難のときに果たして、公民館を扱うことが可能なかどうかというのが非常に心配があるわけですよ。そのような質問をさせてもらったんですけども、現実的に私がおる水城台の方ももう入り切れない。今度増設をすると、そうするとそれにお金が随分かかると、市の負担金もかかる。だから、そうすると今後について、要望にこたえ切れない場合は、もう入り切れない人はどうしたらいいのかという問題にもなってくるわけですね。その点、市の支出の問題も当然出てくるでしょうから、各区の状況というものをよくにらんでほしいというのものもあるし、ただ単なる敬老会のときだけではなくて、いわゆるふだんの老人会のいろんな催し物をしたりするときにも、もう狭くて使えない状況が来ているという、今後そういった地域コミュニティというものを考えていくのであればですね、もう高齢者の方が多くなってくるわけですから、その点もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、ちょっと関連を許可願えますか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私も、今副議長が言いましたように、敬老会、私の地域の通古賀ですが、ちょっと44行政区の中でですね、人口がはっきり言って6,000人、今度は通古賀区画整理で増えますとまた、分区委員会などを1年かけてやりましたが、分区になると区費が上がる、公民館をつくらなきゃいかないとかというのがあって、分区委員会をつくりましたが、アンケートの結果、市民がやはり反対だというのがあってですね、分区ができないような状況があったんですね。

敬老会ですが、今共同利用施設、ちょうど国の補助金いただいて、このくらいの、2階がこのくらいの部屋です。これにですね、敬老会に出席をいただくかいただかないかといって、まず私ども隣組もして、組長もしておりますが、一軒一軒を前日からずうっと当日確認に伺うわけですね。一番の悩みはお祝いですから、弁当の用意もしなきゃいけませんし、出席しますと言われると悩むんですよ、よく。本当に敬老会に来ていただくことはありがたいんだけど、出席しますと言われるとどう配置するかと、入らないんですから、身動きができないと。通古賀の共同利用施設は2階ですから、区の役員また隣組長も含めて階段で全部支えながらとか、後ろにつきながら上がっている状況ですが。ある一定、敬老会についてはお酒も、やはりお祝いですから飲食しますけど、ある一定もうこんな、行政区的なコミュニティもありますが、教育委員会として小・中学校の体育館でそういうものが利用できるかどうか。飲食を許可するかどうか。

以前はですね、昔の町の時代には使ったことがあるんですよ、共同で敬老会を祝うというか、行政、合同敬老会ですが。だから、特に国分、それから通古賀、この辺は敬老会が高齢化してくると、敬老会に参加しても運営する部屋がないという状況になる。将来は、学校開放を

特別にそういう敬老会に使えるように規則も変えなきゃいけないと思うんですが、こういうものが内部検討できるかどうか。この辺を市長部局と教育委員会部局と協議をしていかないかとですね。そりゃ今年みたいに雨が降るわ、外ではできないわね、こんな状況があつて身動きもできないと。それこそお年寄りの方が現実のところトイレに行きたいというと、ちょっとお年寄りの方皆さんお立ちいただいて、そして80歳ぐらいの方が通るといえばあれですけど、そういう状況の現実もあります。できれば合同でですね、水城小学校だとか国分、それから学業院中学校、こういう施設を借りて行政区の合同になる可能性もあるかもわかりませんが、敬老会の会場提供ができるかどうか、回答を求めたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、公民館で敬老会があるときに会場が狭いという話は、いろんなところで聞いております。ただですね、各行政区の区長さんの方からそういうふうな話というのは、まだ全然聞いたことはございません。それから、先ほど話がありましたように、いろいろな状況を聞くということでございますので、今後話になるんじゃないかと思いますが、敬老会の会員の皆さんが合同でやるというようなことを望んであるのかどうかというようなものも出てくるんじゃないかと思えます。そういうふうなことをですね、いろいろ考えながら、敬老会を主催している市長部局がございまして、必要性があればですね、いろいろ楽しみにしてある面もありますから、いかにして開催できるかということ、そういう前向きに検討しなくてはならないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一つはですね、区長会あたりに行政側からですよ、大きな行政区については敬老会の会場確保が大変だと思うが、合同で小学校、中学校の体育館を敬老の日ですね。敬老会でも行政によっては子供たちが来てお年寄りを祝うとか、またその舞台を使っているんなものやっています。公民館の中で、もうはっきり言って舞台ももう使えない状況、世帯の少ないところはいいでしょうけど、特に国分だとか通古賀の場合は。だから、そういう、ここは通古賀区ですよ、ここは国分区ですよという部分も含めてですね、やはり合同で楽しく企画もするというようなことも、できれば区長会あたりで、もう小学校のとか中学校の体育館を使うことを認めますよというふうに提起もしていただかないと、もう頭からできないものと思っている。自分たちの行政区でやらなきゃいけないというふうに思っていますので、そういう行政側の方が区長会あたりに提案をしていただくことが可能かどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今、武藤委員が言われたみたいに、大きな所帯の区とまた小さな所帯の区で、やはり言われるみたいに違うと思えます。そういう部分を踏まえてですね、今後、今教育長が言われましたように、区長の意見また地元の意見も聞きながらですね、そういう部分は前向きに、また教育委員会とも連携しながら検討していきたいというふうに考えてい



ます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 公民館整備についてですけども、今、福廣委員、それから武藤委員の方から質問がありましたように、敬老会についてはそういう状況ということで、そのほかの分です、やはり公民館ができてから相当年数がたっている施設が多ございますので、今の増設の分、それからこれから補修等がかかってきますけども、年間に854万1,000万円ということで、そういうのが賄っていただけるのか。それと、今後ですね、公民館のそういう補修とか増設とか、そういうことについての今後の方針について、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今委員さんが言われましたようにですね、公民館施設整備補助金ということでですね、平成20年度の要望書を提出させていただきました。そして、平成20年度は総工費で約5,700万円ぐらいで、補助金としてはやはり3,000万円ぐらいの要望が上がっております。これもやはり、昨年と同じようにまだ経済情勢が悪いのでなかなか予算的には難しく、平成18年度から854万1,000円ということで推移をしておきます。その中で、やはり何を優先するかということになりますと、危険性があるもの、緊急性があるもの、それとこの補修をしなければ、また後でお金がいっぱいかかるようなところと、それからある程度順番待ちです、待ってある方とかですね、そういうふうな形で今のところ選ばせていただいております。私の方も本当これ、補助金としてですね、予算が許せば対応したいというのは本心でございますけども、やはりこれも全体的な流れの中で854万1,000円になったと思いますので、今後とも財政担当とはいろいろ相談をさせてもらいたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に進みます。

6目女性センタールミナス費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化財保護活用費、それから8目文化財調査費、廃目になっていきますが、文化ふれあい館費等について質疑はございますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 史跡地公有化事業関係費について、水城跡の件は一応終わるといふふうに、たしか施政方針の中で書いてありましたよね。

水城跡の整備で、今2カ所言われているわけですが、今年いっぱいどこまで、もうあれで終わりなのか、ちょっとそこを教えていただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度と平成20年度で水城跡東門周辺整備工事ということなんです。

ね、整備をさせていただいております、今年広場の整備、来年この予算計上させていただいております1,500万円、トイレの設置工事ということでハードの部分、一定の整備をさせて完了ということで、今後、平成20年度の予算の中にも上げさせていただいておりますが、水城跡の保存箇所の調査あるいは植生調査ですね、立木の調査等を平成19年、平成20年度もさせていただいて、今後の水城跡をどう保存して、どう市民の方に見ていただくか。もうこれについては今後の、既に保存活用計画の中に整備方針つくっておりますので、その方針に基づきまして予算建てをしながらですね、今後進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そのトイレというのはどこにつくるんですか。これだけはどうしても、どこかなと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度はダイハツ跡地広場を今整備しまして、今広場として開放をさせていただきました。その北西側というんですかね、一応ダイハツ側に計画を、約20㎡のバリアフリーのトイレの設置ということで計画をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、今後の、この史跡地公有化ということでお伺いしたいんですが、平成20年度に調査をすると、平成20年度じゃなくて平成21年度になるのかな、そういう調査をもう一遍やるということなんですが、いわゆるあそこの一帯のその史跡地の購入が大体どのぐらいかかるのかなと。常々公有化の問題が文化財で毎年買われておるんですが、できれば集中的に水城跡をですね、今このときに私はやるべきじゃないかというふうに思っているわけですね。そういったことが可能にできないものなのかどうか。もうこういう厳しい折でもありますし、全体的なこともあるかもわかりませんが、一時期ある一定のところ集中をですね、史跡地の公有化が進められないかどうかというのをですね、ぜひお伺いをしたいんですよ。これは今後の問題にはなると思うんですが、できればご回答をいただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 太宰府市の文化財指定地、ご存じのように453haほどございまして、平成20年度の予算で公有化率が50%という状況でございます。その中で、今ご質問の水城跡につきましては、現在の指定区域の公有化率は70%ということで、さらに、ご案内と思いますが、水城跡の福岡側60mライン、そして水城跡の太宰府側が50mラインという指定拡張計画というものを持ってましてですね、その部分も含めると、その70%はもっと率が落ちるという状況で、それに対して、今現在国、県の方から特別にこの用地購入、公有化を進めるための予算建てをさせていただいております。そういう予算確保させていただいておりますので、基本的には積極的に公有化をですね、水城跡、それから太宰府市の蔵司ですね、水城跡と蔵司というものを重点的に公有化を進める。なお、まだ買い上げ要望というのが55haほど既に出ておりますので、その部分については史跡対策委員等で協議いただきながらですね、進めていくという

ころで考えております。

○委員長（清水章一委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 史跡地の問題ですけど、先ほど福廣委員も言われますごと、集中的にですね、やはり購入すべきだと思うんですね。例えばここにも家屋調査委託あつてますが、この大宰府政庁跡付近をどのようにするのかということで、やはりそういうところを中心にですね、水城跡あるいは政庁跡、やはり今買っているのがほとんど山林ですね。そこで、山林の費用をこちらに早く充てて、本当の史跡地の跡地をですね、早く買収すべきじゃなかつたらと思いますが、その点の考え方を。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 例年、近年では7億円の用地公有化事業をですね、国、県95%の補助をいただいて進めております。その中の3億円については、水城跡と蔵司というか大宰府跡周辺を公有化を進めるためにですね、国、県から特別枠という形で数年前からいただいて進めておると、その残りの4億円、4億円について、まあ4億円の中ですね、また2億円、2億円について地元の要望が55haほど出ておりますので、2億円についてはそういう史跡対策費の中で協議をいただいておりますけども、基本的には先ほど言いましたように、7億円の中の5億円については基本的に太宰府市が計画的に、積極的に購入できる枠を持っておりますので、その辺、今おっしゃられましたように水城跡、大宰府跡周辺を積極的に公有化をですね、進めていきたいと。しかし、今言いましたように、まだ莫大な公有化面積が残っておりますのでですね、計画的に、今言いました大宰府跡、水城跡を重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今議会の議案第6号でですね、今年度の買い上げについて議会で承認をされて、5億1,660万8,070円という形で議会が全会一致で史跡の買い上げを承認をしたところですね。当初予算で6億3,520万円計上しておりましたが、現実のところ今年も6億6,520万円、前年よりも増額になっているんですね。それで、まず当初予算よりも少ない買い上げになっていますが、この当初予算からのそういう部分については、もう文化庁に買い上げできなかったからとか、買い上げ要望がたくさん出ているはずなんですけど、この予算上は6億3,520万円という部分に対して5億1,660万円、この差額の部分についてはどうしたのかというのが1点です。

それから、先ほど今年度も6億6,520万円計上してありますが、買い上げ要望が出ている中に対応、この金額が対応するのかどうか。以前は、よそが買い上げ切らなかつたから、ぜひ太宰府で買い上げてほしいという形で追加要望もあつておりましたが、当初予算との差が1億円近くありますが、1億円はないか、やっぱり1億円あるね、この辺を。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 予算書の205ページの平成20年度予算のですね、331の史跡地公有化事

業関係費の中に17節の公有財産購入費と22節がございます。基本的に、先ほどから7億円という数字を説明しておりますが、17節の土地の部分と22節の物件移転補償ですね、この費目2つ、約7億円ですね。この事業として平成19年度も平成20年度もいかせていただくということで、国とも県とも協議しておりますし、今後もこの枠を継続いただきながら進めていきたいというふうに考えております。だから、補償物件が年によっては若干前後する部分が用地の方にちょっと食い込んだり、補償物件がなければ土地すべて7億円充てるというような形で進めておりますので、減額になったということではございませんので。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化庁としてはね、余り山ばかり買わずに、できればその建物、そういう、この今庁舎の前にあります史跡地に指定されている都府楼、政庁跡周辺を含めてできるだけ建物の買収もということですけど、建物を買収すると大変高い金額になるんで、議案第5号で示されているような、あ、6号ですか、こういう状況になると思うんですが、文化庁としてはできるだけ建物の買収ということで、私も長年対応していますが、建物買収というのはもう年に1件か2件しかないんですよ。だから、建物買収ができない状況という、また建てかえも特別に認めてますので、こういう状況になると思うんですが、今年の1件上がっているものは移転補償3,500万円ですか、これはもう一件ということでもいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 1件の補償物件ということで、国分の物件を計上させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 特別史跡水城跡ですがね、これは太宰府市だけの問題じゃないと思うんですよ。大野城市も恐らく買い上げていると思うんですけどね。これで一体のものでいろんな史跡地の有効利用をしなければならないと思うんですが、そこで大野城市の買い上げ状況というか、情報というか、そういうのわかっていたら、100%もう向こうは買い上げているんですか、その辺はどんなですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 買い上げ率、買い上げ面積まで、ちょっと今ここに、手元に資料ございませんが、まだ公有化率100%にいてないという部分、そして太宰府市と大野城市で水城跡整備推進協議会なるものをつくって、一緒にですね、連携して進めていこうというのは、両市長入っていただいた推進協議会をつくっておりますので、その中で進めております。今言われたように、公有化は大野城も平成20年度も予算要望して公有化予算をとりながら、今進んでいるという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） わかりました。その公有化率ですかね、どれくらいまでは今買っている

とか、ある程度範囲というか、その辺の情報もちょっと知りたいもんですから、よかったら資料をお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 後ほど数字を確認してまして、報告させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 何といたしますか、家を建てたりいろんなことするときに発掘調査しますね。発掘調査をしますが、市内にですね、無指定のところがあるわけですけど、これはどういうふうな取り扱いをしてあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 基本的に市街化区域、調整区域、その都市計画法の線引きとは別に、基本的に埋蔵文化財で土地の下に遺構があるかないかをまず試掘調査をして、その試掘の結果、遺構があるということであれば、建物の目的によって行政が発掘調査をする場合と原因者の負担をいただいて発掘調査をするという方法をとって、埋蔵文化財の調査を進めております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） わかりました。ちょっと気になったのが、国民年金保養センターの跡に建てますよね、あれとか、今、内山道の三条から突き当たったところの下にですね、随分と重機で掘っているんですけど、ああいうところはもう試掘か何かされたんですか。

○委員長（清水章一委員） わかりますか。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 三条の突き当たったといいますと。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 三条から内山道に上って行って、九州情報大学がありますね。ほいで、菅谷団地があって、それから下に、向こう側に今度は内山区になって、下に下がったところに今造成、田んぼやったところを造成をしてまして、かなりもう重機が入って深く掘っているんですね。その点は、試掘をされたのかどうかというのをお聞き……。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 情報大学の運動公園計画ということで進めてある造成工事だというふうに理解……。

（「違う違う、35号線沿い」「下下下」「場所はわからんじゃろ」  
「35号線沿い」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 後で調べて報告を求め、わかりますか、場所。

（「リサイクルセンターか何か」「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 突き当たって左に曲がりますよね。すると、バイパス通ってますよね。

そのバイパスのこっち側。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 失礼しました。筑紫野・古賀線沿いの一角の造成されて、現在鉄骨の。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） いや、そうやなしに、今まだ何にもされていない。今造成をしているところ。その鉄骨の建っている後ろ。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） じゃ、場所を特定させていただいて、試掘の調査をしたのか、発掘調査をしたのかを報告させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 後で報告をお願いします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化財についてですね、今年もはっきり言って、1万9,000坪買い上げております。それで、予算書の234ページ、ここに教育債としてですね、この文化財を、今年も買い上げた6億円は、はっきり言って地方債として57億7,114万8,000円の、こういう中に含まれると、最終的には補助金として95%県が出して、太宰府市が持ち出しが5%になるんですが、これに対する交付金、補助金という形になるんですが、毎年1万坪から2万坪の土地を購入していけば、当然固定資産税が入らないようになる、ですね。だから、文化財として保護することはよくわかる。ただし、地方債として、これは52億7,000万円、これについては大変優良な国が保障している交付金として入ってきますから、地方債の中でこれは全額国が責任を持つと、市の持つのは5%だけだと。だから、問題は文化庁に全国でも類のない、こういう指定地域の中で毎年6億円から7億円買い上げていく。そうすると、固定資産税がやはりその分減ってきていますので、だからその特別交付税に入れているというけど、一度計算を出してみてくださいね。昭和30年から買収始めまして、少なくとももうこんな長い年限で、はっきり言って固定資産税で見ると、ここにある地方債の52億円の半分はね、固定資産税に該当するような状況になるんですよ。だから、はっきり言って国有地化されて、早言えば国有化されたものが、はっきり言って今筑紫野市では、たばこ産業あたりの固定資産税がたくさん入ってきています。本来、独立行政法人ですから、国立博物館も固定資産税を本来払っていかなくやらないけど、教育施設ですから、こらもう免除されている。こういう状況もいろいろありますので、今後これだけ買い上げを30年からやってきたが、どれだけ固定資産税が少ないのかどうか文書化してですね。やっぱり国会とか文化庁だとか、それから福岡県選出の国会議員に、やはりこれだけ太宰府は負担をして文化財を守っているんだけど、交付税措置が余りにも少ないという状況を含めて、国に要望していただくようなことをですね、市長指示もさせていただいて再三にわたってね、言っていたかないと、経済効果が国立博物館があって、それに見合うような経済効果があるじゃないかというような言い方じゃ、こら困るわけですね。少し、一度

この機会に見直していただくことが可能かどうか。それが1点です。

それから2点はですね、こういう、先ほども議長が質問しておりましたが、この209ページと、それから211ページに、以前も質問したように、今なかなか仕事がない中で文化財の発掘整理員という状況の中で、金額的には7,851万4,000円の、それ以外にまた急遽発掘が出てくると、この金額が増えてくるんですが。この方々には源泉徴収を行っておるのかどうか。当然源泉徴収を行うことによって、課税対象にならなければ還付になります。還付になるということは、申告書が提出されるということです。提出されるということによって、適正な課税ができるという問題があります、ですね。ただ課税対象に税金だけは取られて、本来は課税にならない人なんか、いろいろ税金制度というのはありますが、これは源泉徴収を義務づけているのかどうか。この辺もあわせてで、休憩の後に報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 武藤委員さんの質問の1点目にお答えします。

確におっしゃるとおり、史跡地の公有化につきましては、95%が国、県、残る5%が市の持ち出しになっております。そして、公有化が進めば進むほど固定資産税が減るというのは当然のこととございまして、それにも増してまた維持管理がかかってまいります。特別交付税につきましては、その維持管理費用が年間こんだけかかっているという数字を出して、特別に下さいねというふうに県に言っておりますが、その数字が幾ら来ているのかというと、非常にわかりません。

それと、ちなみに筑紫地区の近隣の特別交付税の数字を見ますと、大野城、春日は10万人都市にもかかわらず、太宰府の方が特別交付税としては額が大きいという状況ではあります。これはなぜかといいますと、学校とか史跡地の面積が他市と比べて特別に大きいということで加味されているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 先ほど佐伯委員さんのご質問の特別史跡水城跡の大野城市の公有化比率ということで、平成19年度末現在で95%という状況でございます、大野城市につきましては。

次に、不老委員がお尋ねの内山の調査箇所、大字内山527-1番地ということで、明日試掘をするということで、今、業務的には進めておるという状況でございます。

それともう一点、武藤委員さんお尋ねの発掘調査員の源泉徴収をしているかということで、

源泉徴収はしておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ずうっとこれだけ史跡地の買い上げによって固定資産税がはっきり言うてですね、交付税に入っているとって、幾ら入っているかというのは、特別交付税にしても、いただいた資料を分析してみたらね、本当入ってる入っていると云うんだけど、現実に特別交付税として幾らなのか、文化庁あたりにもね、言って、それから固定資産税もこれだけ敷地を買い上げているんだけど、草刈りの部分については古都保存協会に委託もしてね、㎡当たり50円出しとるというけど、本当に50万円出しとんならば、維持管理、これだけの面積買い上げて、㎡50円出しとんなら、こんな金額になるはずだというのは、数字上は出てくると思うんですよ。だから、もう少し国に対してね、やはり特別措置を考えてくれんかというのを、再三にわたってやる必要があるというのが1点です。

それから、今課長が言いましたように、当然源泉徴収はすべきだと思うんですよ、事業者についてですね。だから、源泉しないでもいいという法的根拠に基づいてやられているのかどうか。だから、必ず源泉徴収義務が、はっきり言ってね、本来あるんですよ。だから、源泉徴収して後で還付ということになるんですが、あなた方がどの審議会に出たって源泉徴収しとるでしょ。私どももはっきり言って源泉徴収をされておりまして、大変高い所得税を源泉徴収で引かれているわけですが、これだけ文化財発掘に20日以上勤務して、単価が6,500円とか7,000円の部分であれば源泉徴収はすべきだというふうに思うんですよ。それは税金の申告の還付によって戻ってくるという状況もありますし、それがほかの所得と合算して課税対象になるかどうか適切に見る判断があるんですが、こういう文化財発掘については、担当者と源泉徴収義務について協議をしていただくことが可能かどうか。だから、源泉徴収があれば、年金を受給している人でさえ源泉徴収をされてきているわけですから、それを計算してみて、雑控除で計算して返ってくるならば、申告を国民健康保険税の納税だとか介護保険料だとか、合わせて申告書を提出して還付を受けるということになるんだけど。まず、税法上の関係ではそういうふうになっていますが、こんな大きな金額、将来は1億円近くにも、文化財発掘に対して人件費がその中で占める割合はですね、今出ただけでも7,851万4,000円という、源泉徴収で単純に7%引きますと120万円ですよ。だから、その辺を検討いただきたいというふうに思っておきますので、今のところしていないということですが、今後協議をしていただきたいと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 再度、会計管理者の方とも協議して、進めていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 今、史跡地を買い上げしていますよね。その史跡地の買い上げの金額が2,000万円までは無税だということを聞いているんですけど、その無税になるのが税額控除、史跡地に売るということで税額控除が2,000万円ということですが。1回だけというか何回も



税額、年間に1回ですか、その辺の何か15%になったということも聞いているんですけど、その辺のちょっと税額控除の内容を説明していただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 昨年の税制審議会の中で租税特別措置法がですね、改正されまして、文化財の史跡地並びに特別史跡ですね、につきましては2,000万円控除が毎年適用されていたということでございましたけれども、昨年の改正によりまして、今後については一つの事業、例えば特別史跡大宰府跡という史跡地の購入事業というものが一つあります。あるいは大野城跡も一つ事業としてあるわけですけど、また水城跡とかですね、その例えば大宰府跡にAさんという方が土地をお持ちの場合に、平成20年度購入した場合、平成21年度は2,000万円の特別控除はもう一回で、2回目からはすべてかかるという意味じゃございませんで、あくまで公共用地としての協力をいただくわけですから、特別措置法では14%の課税をしますよと、2回目、同じ方が同じところの、同じところというか同じ大宰府跡の区域をお持ちの場合、2回目からは一般的な土地売買は20%ですが、長期譲渡所得はですね、通常の場合は14%の課税をさせていただくという変更といいますか、改正がっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

なければ、次に進みます。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 13目ですね、トイレの清掃委託料467万2,000円あるわけやけど、これは何カ所ですかね、清掃場所は、箇所かな。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化財課で管理しておりますトイレの設置箇所は7カ所ございます。週に3回をですね、シルバー人材センターの方に委託しまして清掃業務を行っています。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） いや、それがですね、私はちょっと汚いよと、そういうふうには、これは特に女性の方のトイレですけど、汚いという苦情をちょっといただいたもんですからね。そこから辺のねえ、もう少し、今から桜見とか今度はそういう観光客が多くなるわけですけど、特にね、そういう時期に、シーズンはもう少し3回を4回するとかね、そういうあれはできませんかね、これ。特に政庁跡のトイレでしょうけどね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） トイレ7カ所ございます。そのうち4カ所が政庁跡ということですね、あと水城跡、国分、観世音寺でございます。それで、1カ所、年間ですね、1カ所当たり100万円ほどの維持管理費が、上下水道、水道、清掃代等ですね、かかっておる状況でございます。経費的に最小限のですね、経費で維持管理を行っていきながら、また利用いただく方にはですね、快適なというところまでは実際今いってない分があるかと思いますがけれども、

極力清掃の中身につきましても、シルバーさんとも十分協議しながらですね、できるだけそういう清潔的な形でご利用いただくように進めていきたいと思いを。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 前向きに検討をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連ですけれども、これは今、田川さんが言われたように、清掃の問題よりも、今全国各地といいますか、道の駅とかいろんな施設ができて、トイレがきれいなところは結構多いんですね。そういうところへ行かれた方が政庁跡のあのトイレに行ったときに、この大宰府政庁というのと、このトイレと比較したときにね、どうもこのトイレじゃもう古いし、汚いし、暗いしというね、そういう苦情は数多く我々も聞いておりますよ。すぐそれをきれいにしろとはなかなか言えない部分があるけれども、やはりこの大宰府政庁、都府楼政庁跡に見合ったようなトイレがね、今後についてはもう一遍やっぱり考え直す必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、要望として聞いてってください。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。福廣委員の要望に重なりますけれども、今その観光地のトイレというところですね、結構チップ制を導入しているところも多く見られます。言われたとおり、そういうチップ制を導入しているところは本当きれいなんですよ、温水ウォシュレットもあって、トイレトーパーダブルで、本当に快適に利用できるトイレが多くありますので、9月議会で原田議員が1人10円ということで一般質問をされてますけれども、そういったところがあられるのがこういうチップ制のトイレのところもあると思いますので、その導入も含めてぜひ検討していただきたいと思いを。

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、5項保健体育費に入ります。

1目保健体育総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目施設管理運営費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款公債費、1目元金、2目利子について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） その次の廃款になっておりますが、災害復旧費について質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 予算審査資料としてですね、30ページ、災害復旧残高、まああれだけの

災害がありまして、本来災害というのは、太宰府は激甚災害に指定されておりましたが、前の議会でも大変論議になりました。災害にこんなにお金が必要なのかという状況がありまして、ところが国が軽微な災害復旧については、単独でやりなさいという状況だったんですが、その後、災害復旧債として返済をしておりますが、現在災害復旧債現在高見込額の3億7,589万8,000円、これが当然交付税措置になっているはずなんですが。まず234ページ、当初予算書の中でですね、去年の当初はですね、4億3,245万6,000円だったんですが、元利償還して今年度は3億7,589万8,000円になっております。当然災害復旧債として補助事業と単独事業と二通りに分かれておりますが、まず、先ほど委員長が言いましたように、災害復旧費について218ページには廃目になっていると、事業はないけど問題はこれだけの借金を、地方債をですね、払っていかなきゃならないんですが、交付税で元利償還95%と42%の交付措置で行っておりますというけど、交付税は、さっきから言うように、史跡地の買い上げであれ、何であれ交付税、交付税って、こう言うけど、全く交付税は増えなくて減る一方だと。だから、私としては何で交付税が、今度の場合は地方税まで、国は逆に市民税や県民税を合わせて10%にしたからという形で裕福になったという形で、交付税を減額したりしてきた経過もあるんですよ。だから、交付税措置、交付税措置と言うけど、本当に入っているというのがねもう、どう、あなた方が出していただいたこの交付税算定基準の、はっきり言って、私は、その2ページと3ページを計算してもね、そのとおりに入るとんなら物すごい金額になるんですよ。ところが、この計算方式の中で交付税が措置されていると言うけど、あなた方も一生懸命苦労しよるのはわかるけど、全く入ってないと私は思う。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 地方交付税、交付税につきましては、ご承知のとおり、日本のどこに行っても基本的なサービス水準を得られるというのを大前提につくられた制度でございまして、計算方式としましては、ここにいろんな計算方式があります。基準財政需要額、いろんな数字を埋め込んで、その数字を掛けていった分の基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きの数字が交付税として入ってきますので、計算根拠としては、それぞれ数字を全部入れて計算されております。交付税につきましては、国の交付税枠のうちの94%を、特別交付税については6%というふうな割り振りがされておまして、特別交付税につきましては、日本で激甚災害があればそちらの方へがさっと持っていかれるというふうなこともございますので、余り見込むなというふうに県の方からも言われております。

したがって、結論といたしましては、いろんな数的根拠データに基づいて算定されておりますけれども、結果的には交付税として入ってくるお金は、基準財政需要額と基準財政収入額の不足分というふうな形でしか入ってこないという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのね、その普通の交付税と違って激甚災害、この災害というのは特別なんですよ。普通の事業とか、そういう部分じゃなくて、激甚災害に指定されて、これだけの

被害があったために災害復旧というのは、早言えば、交付税として最優先せざるを得ないということなんですよね、激甚災害法に指定された場合。その部分でそれぞれ、はっきり言って元利償還金に対して95%、そうすると1億円近くの交付税が入っているかということ、基準額の中に入れてしまっているから、そこに矛盾点が出てくるんですよね。だから、これは切り離して本来は交付税措置を95%しなければいけないのに、基準の中に入れていくと、ほんの1億円のうちに1,000万円か2,000万円かしか入ってないと、こういうことになるんじゃないかと、私は見る、ね。

だから、国が本来は激甚災害に指定した場合は、ここの部分で234ページに枠組みの2と3とあるように、2は災害の場合は国が責任を持ちなさい、地方自治体とあわせて対応しなさいということなんです。3番目のその他の臨時対策債と減税補てん債は、国のお金がないから地方自治体に借金してください。これも本来は保障しますよということで、こういう状況で地方自治体に国が押しつけてきた内容ですよ。ところが、基準財政需要額の中に入れられると十把一からげ、そういう状況の中では災害に遭ってこれだけの40億円近くのお金を支出したけど、本来は1億円の交付税措置をせざるを得ないのにしてないというのが、ここの中に出てきていると私が言いよるんですよね。だから、国に対して文句も言っていたかかないと困りますよと。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まさにおっしゃるとおりでございます。うまくだまされていると言えはそうかもしれません。それで、ちなみに昨年市長が国に要望に行かれております、交付税をもっと下さいということで、だそうでございます。それと、普通交付税につきましてはおっしゃるとおり、元利償還金の分については普通交付税の方に算定されておまして、激甚災害になったときについては、その年に特別交付税枠で少し余計に来たりはしております。

以上でございます。

いずれにしても、もっと欲しいというのが実情でございますので、事あるごとに要望をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（清水章一委員） ここで、歳出全体について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 前回のときに聞けばよかったんですけども、行政区事務費補助金というのがありまして、これは各隣組長さんへの事務補助になるかと思うんですけども、これにつきましてはですけども、平成17年以前は、各隣組当たり1万円の補助金が出ていました。それから、平成18年に減額されて9,000円。いつのときか隣組の単位ですかね、世帯数が20世帯を1つの隣組として計算して、これまた算出されたと思うんですけども、平成19年度は8,000円になりまして、今回、平成20年度の予算の中では昨年より20%減額をされて、隣組1つの20世帯とすれば6,400円になるわけです。この減額になった理由をお聞かせ、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 行政区事務費補助金につきましては、確かに平成20年度につきましては、平成19年度に比べまして2割の削減ということとなっております。これにつきましては、新年度予算関係につきましてはの予算の枠というものがございます。そういった中で私どもの所管する予算の中で整理させていただいた結果、この行政区事務費補助金について2割減というふうなことになったものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 非常にですね、やはり市の財政的には今厳しい状況でございまして、やはり各部署に対する枠も減らされてはいると思いますけども、内容によってはですね、これは減らしてもやむを得ないんじゃないかというのと、これは減らすのはとても、ちょっとどうかなというのもあるわけですね。私はこの件についてはですね、今のご説明では皆さん方に理解をしてもらうということは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。そのほかに理由はないわけですか、それだけですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 新年度予算の枠の中で調整をさせていただいた結果ということでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） じゃ、私の考え、意見を述べさせていただきます。

今ですね、地域コミュニティを図ろうというふうに推進をしようとしておりますですね。この地域コミュニティの中で、やはり行政の一番末端で大変なご苦勞をお願いしているのは隣組長さんですね。隣組長さんは、回覧を回したり、広報を配ったり、そういうことだけでなく、各行政区の中で区費を徴収したりですね、それから今、今度の提案がっておりますように防犯組合を各行政区につくろうともしているわけですね。これの防犯組合、防災組合、そういったものの中心的な役割をするのは、やはり隣組長さんだと思うんですね。だから、そういった中で、これは感情的に逆なでするような措置じゃないかなというふうに私は思っているわけです。隣組長さんは、それだけやなくてもですね、地域活動の福祉とかですね、安全・安心とか、そういった皆さん方の暮らしも注意しながら毎日毎日ですね、やっているわけですね。そういった中で、ただ財政的に苦しい、枠が、範囲内がこれだけに決められているから20%削減しましたというようなことで、私どもはこれに納得するわけにいきません。どなたか、これに対するご返答をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 私のちょっと聞くとところなんですけども、関連で区長さんですかね、区長さんが今たしか、勘違いじゃなかったら740円掛ける世帯数プラス均等割やなかったなあとと思うけども、その分は変わりはないのかなあという部分と区長さんの報酬の算定基準をちょっと教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 区長さんの報酬につきましてございますが、平等割がございます、それと世帯割ということでございます。世帯割については、年額の720円の世帯数というふうな形での算定になっております。平成19年度と平成20年度については、変更の予定はございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 組長手当の件についてお答えをいたします。

事務費補助金ですが、いわゆる組長手当ということですが、そのほとんどがですね、自治会活動となっています、組長さんが行われている仕事についてはですね。それで行政としてお願いしているということは、広報を区長さんのところに配付しまして、それを区長さんのところで組単位に振り分けして、それを組長さんがいただかれて、自分の組にそれを回覧されるなり配付されたりということで、ほとんどが自治体活動というような行動ということで今回予算の枠を狭めまして、配分したということでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もちろん、そのとおりではございます。各区ですね、行政区の中で隣組という組織をつくっているんですけども、隣組の組長さんというのは任意になるわけじゃなくて、それぞれの隣組の編成の中で必ずどなたかがなってもらおうというシステムでございます。そういった中で、区長さんが隣組長さんをどなたかお願いするときに、じゃ何にもなくてですね、お願いするのが本当にベターなのか、あるいはその行政区の中でですね、確かにいろんなことをお願いするわけですね。それはまず組長さんをお願いするわけ、そういった中で市からこういうふうに事務補助金をいただいたものをですね、それのみとか、あるいは業績によってはですね、少しそれをプラスして組長さんにお渡しする、あるいは組長の中でこれをどういうふうに使われるかは、またそれはそれぞれあると思うんですけども、一つの状況としてですね、ただ今部長がおっしゃったように、これは市は組とは、自治会の中でやっていることだから市は関係ないとおっしゃるんだっただけですね、そしたら広報とか、そういったものはもう郵送とか、そういったものでやった方が、これは安上がるわけですね。これは地域のコミュニティと私が言いましたように、協働のまちづくりの中でこれは十分に考えられたことでの返事かどうかということをもう一度伺います。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先ほど組長さんにつきましては自治体活動の一部として活動されているというふうなお答えをしたんですけども、まさに輪番制でですね、手当が出ているから組長をするというようなところはないんじゃないかなと思います。区長さんのもとで組単位でまとめていただいているというようなことは重々わかっていますので、その分についてはやっぱり2割を削減した残りを手当として支給するというので、今回そういう措置をしているというこ

とですので、ご理解していただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） これはですね、もう部長と堂々めぐりでやってもしょうがないんですけども、この件についてですね、もう少し検討していただいて本当に市全体ですね、協働のまちづくりの観点から、そして私がこれ申し上げますのは、昨日この書類をある区長さんからいただきましてですね、どこまでこの費用を下げんだというような苦情を言われました。だから、区長さんそのものがですね、納得してなくて、やはり不満を持ちながら持ち帰っているんじゃないかなというふうな気がいたします。で、そういった中でやはり議員にそういうふうなことについてどうなったんですかというふうなことを聞かれるということ、私どもは真摯に受けとめて今私も言っているわけです。もう一度再考されるかどうかお伺いします。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成20年度の予算につきましては限られた財源の中で縮小を加えながら歳出予算を計上しておりますので、ぜひ今回提案しております予算でご承認いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もう予算は組んでいらっしゃるからですね、今さら予算を云々というのなかなか難しい問題はあると思います。1年間まだあるわけですけども、その中で考慮いただいて補正なり何かの措置をしていただけるかどうか、お伺いします。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 当初予算を現在議会の方に提案しているわけですので、補正を考えるとというようなことはここで発言は避けさせていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません、ちょっと質問、漏れまして2点お願いします。

1点目が、総務費で後からご回答いただいた分で、またホームページサーバーの件ですけど、これがレンタルなのかそれとも自前なのか、もしレンタルだったらその更新、新しいのに変えるのは業者の問題ですから払う必要ないと思うんですよね。その辺がどうなのかが1つ。

で、もう一点が、10款教育費に関しまして、昨日中学校の卒業式に出席させていただいたんですけど、相変わらず学業院中学校ですけど混合名簿なんですよね。恐らく他の小学校、中学校もそうじゃないかと思うんですけど、そもそも非常に議論あるところで、男女をそういうふうな形のごちゃごちゃするやり方ですね、制服も違うし座つとう場所も違うわけですよね。しかし、何で名簿で一緒にするのか。聞くところによると職員は、いわゆる役に立たないようなもんじゃなくて、きちんと自分たちは別に男女別に分けたものを持ってやっていると。ああいうふうなところでやるというのは、まあどこかやっぱりいわゆるイデオロギー的ですね、政治的なものも感じるので、やはりこれは以前に戻していくべきじゃないかと思うんですけ

ど、教育長ないし市長のお考えを聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） いいですか、教育長。

○教育長（關 敏治） 今ご意見を伺いましたけど、まあこのことについてはいろんなご意見があると思っております。しかしながらですね、いろんな流れの中でこういうことになっておりますので、どうかぜひご理解いただきたい。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 理解がなかなかできなくてですね、ほかにもたくさんそういうふうな声を聞きます。場合によっては、じゃあうちの子供はその名簿に入れなくて、枠外に入れてくれというふうな声もありますけど、実際そういうのが、じゃあ声が出てきたらどう対応されるのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに申しましたようにですね、現状をいろいろ考えていただいて、やはりこれがいい方法じゃないかと思っておりますので、議員様からもどうかそういうことを考えんで認めてくれというふうにしていただければありがたいと思っております、はい。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） もう次の、回答を。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 詳しくはちょっと後で調べて報告しますが、5年たって入れかえというふうに言っておりますので、多分リースではないのではないかとこのように思っておりますが、確認してご連絡いたします。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 189ページなんですけれども、この中ですね、耐震診断委託料というのがあるんですよね。これはどこなのかということと680万円という金額が出てますが、これの根拠をちょっと聞きたいんです。ページ数は189ページです。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この耐震診断委託料につきましては、本年度ですね、平成19年度、耐震の診断をいたしております。小学校3校、中学校1校でございますが、これの国庫補助、工事を行うため第2次評価委員会、そちらの方にですね、評価の審査をお願いする委託料でございます。したがって、この審査を受けることによりまして2分の1相当額の国庫補助申請を行うためのものがございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） いいですか。

大田委員。



○委員（大田勝義委員） 根拠はわかる、これ金額の……、根拠がわかります。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 根拠につきましては、これは審査委員会につきましては県の外郭団体でありますところに見積もりをとりまして、その数字を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に、20ページ歳入に入ります。

（「いや、歳出終わります」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） あっ、歳出まだ、あります。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 組長の手当の減なんですけども、今不老委員さんもねえ、言われたとおり、私もそのとおりだと思います。私もあの区長からねえ、これ、うん、田川さん今度は組長をする人が今度はおらんばいと、私は区の選考委員長をしとる関係上ですね、やっぱりそういう役員をつくるのに一苦労なんですよね。だから、やっぱりそこら辺はですね、で、私が一番こう懸念は、平成18年9,000円、それからねえ平成19年8,000円、何で今年だけ20%カットで、あのねえ、そういう疑念があります、うん。まあこっちも10%でええんやったらですね、まあそりゃあ出た区長さんたちもそうあの腹立ちはなかったろうと思うんですけど、特にそういう関係上ですね、またこれやっぱり今不老委員もおっしゃるように補正か何かでですね、またするとか、そういう検討を市長、これそういった検討をしてくださいよ。そうせんと区が混乱するからですね、毎月1回組長以上の会議をしよるしですね、そういったやっぱり今度は、それがもうねえこういうことであれば区長さんもなり手がなかったらですね、もう区が本当やっぱり混乱するから、区長が今度はまた非常にねえ、区長に今度はなり手が無いわけですよ。まあそういうことですから、ひとつ何とかですね、この問題はやっぱり慎重に市長ご検討をお願いします。要望として申し上げておきます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと今日、後からということになっていると思うんですが、私はこの歳出の関連のある給与明細、それから当然この歳出の関係では債務負担行為ですね、これもその先にして総括的な、また一部事務組合に対する歳出の関連があるんですが、ここまで審議をして全体的歳出全般についての審議をしていただきたいと思っておりましたが、改めて給与明細、債務負担行為それから土地開発公社に対する債務負担行為、一部事務組合に対する債務負担行為、それから地方債残高、これは歳出が終わった後にするともうこの部分では審議が終わればそのままということになります、関連が歳出にかかわる問題については、歳入全般、歳出全般が終わった後にこれをやるということになるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 審議事項としてはですね、この段階で歳入を一応終わります。次に歳入に入りまして、そしてそれが歳入の審査が終わった後に債務負担行為それから地方債、そし

て給与明細書、さらに234ページまでの各調書についての質疑を受けまして、最後に歳入歳出全般についての質疑を受ける方向で考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

今までのとおりですね。そうでしょう、だから従来どおりでございます。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あっ、そうね。

○委員長（清水章一委員） はい。

（「よし、行こう」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、ほかに歳出、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ここで休憩に入りまして1時から歳入に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議をさせていただきます。

午前中の委員会で武藤委員から質問がございました源泉徴収の問題について、会計課長の方から補足説明がありますので、よろしくお願ひします。

会計課長。

○会計課長（和田有司） 午前中、武藤委員さんの方から発掘作業員の賃金、これに対する源泉徴収票の発行ということでお尋ねがございましたので、私の方が統括をしておりますので私の方から回答をさせていただきます。

発掘作業員の賃金につきましては、基本的に給与所得の扶養控除等の申告書、これを提出はさせておりません。したがって、源泉徴収は基本的に税額は0円ということで源泉徴収票、要するに支払い金額に対する源泉徴収票を発行をいたしております。これに基づきまして50万円を超える支払い者に対しては税務署に源泉徴収票を送付いたしております。それ以外につきましては各市町村の居住地ですね、居住地の市町村に送付をしておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、20ページの歳入の方に入ります。

1款市税、1項市民税、1目個人、2目法人について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変忙しい中に資料を出していただいて、予算審査資料の4ページですね。今委員長からありました歳入の20ページに滞納部分が4,879万6,000円、滞納の部分については特別収納課では大変努力はいただいております。それでここに書いておりますように、平成18年度の滞納額約3億8,200万円、平成19年度における収納状況、2番目に個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税について平成19年度の滞納見込みということで、出していただいて、滞納額について収納した内容と収納率が出されております。

しかし、現在のところ市民税から都市計画税までの滞納額が3億7,467万6,855円、これが平成18年度で、まだ5月31日までありますが平成19年度について、滞納見込み額として1億4,431万2,000円と、収納率については98%がやはり99%ぐらいになるんじゃないかと思いますが、滞納繰越分として計上しとる金額は合わせて5億6,000万円ぐらいのうち、法人市民税の滞納見込みが、512万2,000円と大きな金額になっていて、事業がうまくいってないとかの事情もあると思うんですが、この収納率向上によって歳入歳出の関係でもですね、事業の進捗が補正でできるわけですが、この部分について滞納状況を、当然もう市民でない方もおられるだろうし、ただ一番問題なのはこの法人が倒産をして平成18年度73万4,270円が法人市民税の滞納になっているのかどうか。それから、固定資産税についてがですね、平成18年度2,266万7,000円、それから平成19年度が5,959万8,000円という、固定資産税の滞納がちょっと大きい金額が出ておりますが、この辺の特徴点がありましたら報告をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 全部一緒くたについて私の方で徴収に回っているんですが、今年ですね、平成19年度は国から地方へ3兆円の税源移譲と定率減税の廃止になっております。その関係で、市県民税が平成19年に比べて1.4倍、約16億円ぐらい増額となっております。その関係で徴収にかかわってきておりますので間違いのないような数字で上げてきております。大体もう少し上がると思いますけど、今年は結構難しい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただある一定、こういう状況で滞納が5億円、市民税だけでですよ、5億円ですから、この徴収を大変努力はいただいていると思うんですが、計上しているのは4,800万円ぐらいだと。だから、これが、その収納率が向上されれば歳出の関係でも様々な一般質問も行われている事業もできるわけですが、やはり徴収率、固定資産税とかこういう問題やら市民税もありますが、昨年決算ではですね、この決算第15条に基づくのがもう大量にこうもう取れないという形で議会承認を求めたことは事実でしょう。それでその以外の部分がこんな状況で残とるわけですから、だから収納率向上には努めていただかないと、やはり5億円というのは大変な金額です。

だから、私の方としては4,879万6,000円が見込みとして5億円ぐらいの大体今年はですね、平成18年までのというのは平成14年からの部分もあるかもしれませんが、固定資産税について

差し押さえしたものになっているかもわかりませんし、いろんな情勢が内容的には15条の関係もありますが、ある一定処分するときには地方税が最優先する場合がありますしね、だから今年の見込みとして5億円ある中でたった4,800万円しか滞納繰越分として計上しているのか、余りにも差が大きいんで、収納率の向上をどのぐらい行うのかというふうにお聞きしているところですよ。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 収納率向上に向かってはですね、今現在ですね、夜間訪問、それとその話に行って調整がつかない滞納者についてはですね、今インターネットで公開をしておりますし、そのインターネットについては今日ですね、今日までホームページで見ることができます。

それと、その前にどうしても悪いところについてはですね、家宅搜索と申しますか、家に入って搜索を行っている状況でございます。職員一丸となって5月まで夜間訪問で徴収に努めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 1款2項固定資産税の1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款市税、3項軽自動車税、4項市たばこ税について質疑はありませんか。  
福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、市たばこ税の減額はその要因は何ですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） たばこ税につきましては、この減額ということで減っております。それで、減の理由につきましては、皆様もご承知だと思いますけども、受動喫煙防止をうたった健康増進法というのができました。そういった影響を受けているものと、あと嫌煙権と申しますか、そういう嫌煙権の拡大ではないかということですね、私どもの方は予測いたしております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、この見込み額どおり減額された方がいいということですね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） いえ、そうではないんです。私どもの方も市の方でもたばこ組合というのをつくってありますし、そちらの方で広報活動それからいろんな、太宰府市内においてたばこを買っていただくようにとかですね、買い置きについても太宰府市内でお願いしたいということで、たばこ組合の方にも申し上げます。そういった活動もなされていますので、上がるよ

うにですね、努力はいたしております。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

1 款市税、5 項特別土地保有税、6 項都市計画税、7 項入湯税、8 項歴史と文化の環境税までご質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 歴史と文化の環境税ですけども、駐車場事業者が代行して税を徴収しておられるわけですけども、その事業者が納めるというか、納税の件数ですね、事業者の中で皆さんこの歴史と文化の環境税を納めていらっしゃるの100%の、額じゃないですよ件数ですよ、事業者の件数なんですけど、それが皆さんしておられるのかということと。

環境税がこれができたときの事業者、指定事業者の基準でですね、当初年間10日以内は免除する、あるいは5台以下だったら免除するというふうな、基準があるんですけども、国博が開館したことに关しましてですね、状況が少し変わってきて、10日以内で今まで課税してなかったところが10日以上やっているとか、あるいは5台が少し増えているとか、そういう状況が変わってきているんですけども、それについて見直しとかというようなことはされたのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 歴史と文化の環境税でございます。現在の事業者数につきましては29事業者でございます。当時導入を平成15年にしておるわけでございますが、その当時が大体19事業者でございましたけども、平成16年に25事業者、それから現在29事業者ということで推移があっておりまして、それぞれ加入されて支払いの方をですね、税の納入をしていただいているという状況でございます。

それから、国博の関係で効果が結構上がっているということで、今回のことにつきましても6,800万円という税収があっているわけでございます。それで、その効果それから5台という云々が条例の中でもございますけども、私どもの方の職員も駐車場の方を回るといいますか、どういう状況かなということで、2人職員がおられますけども、立ちどまって見るわけにはいきませんもんですから、車でですね、移動しながら一応確認といえますか、どういう状況かということだけですね、把握させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） では、次に進みます。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、2 項地方道路譲与税について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、2 款の地方譲与税で、自動車重量譲与税が1,150万5,000円のこの減額ということですが、今年はこれだけ1,150万円も減額というか、こういうその自動車の重量税、車検時とかそういういろんな部分もあるんですが、見込みとして前年より1,150万円下げたというのは、見通しをどこの、今年の歳入と比較して引き下げたのかという部分をまず説

明をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 決算見込みベースで見えております。平成19年度の自動車重量譲与税につきましては1億5,000万円を決算見込みで見えておりますので、それを決算見込みをベースとしたところで予算を見ております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、これはまあその結果を見てみないとわかりませんが、当然車検もあるだろうしですね、新規取得の問題もあるだろうと思うし、これについては少し変動が決算上にはあるというふうに見ておいていいですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） はい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、じゃあわかりました。

○委員長（清水章一委員） 次へ進みます。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金までについて質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この利子割交付金、これがですね、まあ金利関係もあると思うんですが、当然預金すればですね、税金が引かれます。ところが、今年は3,130万円の減額の特徴、それから逆に、配当割交付金ですね、1,163万6,000円の増額になっているという部分がありますし、この増減との特徴と、それから今特に株式投資が相当利益率が上がっているんですが、これは逆にですね、2万2,000円下がっております。先ほどの休憩時間ですが、今ドルが安くなっているんでドルを今買ってですね、100円ぐらいで手数料を含めて買って二、三年後には120円になるわけですね、大変な利益が出てくると。当然その株式譲渡利益という形でですね、収入が入ってくるわけですが。そうすると120円ぐらいになると一挙に10万株ぐらい買うとね、それから、1億円ぐらいの利益が出ると。まあ市が買うわけにいきませんが、まずこの部分とですね、それから3点目は、この地方消費税交付金、もうこれはですね、本当に中小企業1,000万円以上についての所得があるとですね、赤字になっておってもこの地方消費税がかかるわけですね。赤字には一切これは関係ありませんから本当に中小企業はこの不況の中で、売り上げの部分について、私も大分貢献しておりますけど。それが増えたということは赤字になってもそれは当然消費税を払わなきゃならない義務がありますから、この特徴点も含めて報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） お尋ねの3つの税につきましても決算ベースを見込みに予算を計上しております。

まず、利子割交付金につきましては決算見込みが3,690万円程度、配当割交付金が3,410万円程度、地方消費税交付金につきましては5億3,579万3,000円ということで、ほぼ決算見込みベースで見ております。おっしゃられるように利子割交付金とか配当割交付金については非常に見込みが難しゅうございますので、一応決算をベースにさせていただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、その利子割交付金それからタンス預金するよりもお金をですね、保管という利の出る形で預金をして、それから当然利子がつけば所得税というか、国税、地方税、こういう形の部分が、もうこれも変動があると。配当金についても変動があるけど、決算見込みで出していると。ただし消費税については当然この消費税の申告者数はわかりますよね。太宰府市の消費税の申告を筑紫税務署に出すとか、筑紫税務署の場合はそのまま入ってきますが、事業所が福岡市にある場合ですね、福岡市に事業所がある場合はこの太宰府にはこの地方消費税は全く返ってこないのかどうか。太宰府市民でありながら事業所が福岡市の場合、福岡市で消費税の申告書を事業所の所在地としてやる場合と居住地で消費税の申告をするのと、私その辺がよく内容的にはわかりませんが、市外で営業されている方の消費税、居住地は太宰府市、この場合の消費税の納付は基準的にはどうなっているのか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 都道府県間で相殺されました2分の1相当額が市町村の国勢調査人口及び事業者数で案分されて交付されるというふうになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると太宰府市のその事業所の総数の納めた地方税分というのは一度県に集められて、県からこれをまた配分すると。そうすると現実に太宰府の事業所が納めた消費税額がそのまま県税と地方税と分けて入ってくるものじゃないと。概算的なものというか、そういう実数とのかけ離れがあるというふうに受けとめていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 多分そうだと。

○委員長（清水章一委員） 多分そうだということですので、きちっとした報告を後でしてください。いいですか、ほかにございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は太宰府市に納めるつもりで消費税を納めとるのに、太宰府市に入っ  
てこなくてね、県に集められて人口配分、事業所配分でやるというふうになると、そっ  
ちの方が得なのか、それとも太宰府市の市民が納めた税金がそのまま県税と地方税と分けて入  
ってくるのが得なのか、その辺は私どもよくわからないんだけどね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） いずれにしましても、最終的にはその人口と事業者数で割り戻して

きますので、人口が多いところの方が有利だということは間違いないと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 消費税の申告書を税務署に出しに行くね。3月31日までに消費税を払わないかんと。そうすると太宰府市で消費税の申告者が何人あるかという報告なんかは、申告書が地方には返ってこないと思うんですよ、太宰府市には。所得税の2枚目は返ってきますけど、申告書、ただしその消費税の2枚の部分の1枚は県に行くわけであって、太宰府には返ってこないでしょう。だから、太宰府市で1,000万円以上の売り上げの消費税の申告をしている総数をつかむというのは難しいというふうに受けとめていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 今、武藤委員さんが言われたように、申告書の写しというのは県の方に参ろうかと思います。その県の方で受け付けたものをそれぞれの市町村の方に数的なものは多分地域別として存在いたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いずれ大変な仕事と思うんだけどね、一度太宰府市の事業者というのはたくさん、県下の中でも太宰府市が一番少ない事業所数ですよ、西の方の春日と比べてみて。それで、この方式でいった方がまあいいのかどうか、県に人口割と事業者割で、先ほどの経営企画課長の方が言いましたけど、事業所が一番少ないからですね、太宰府市の場合は。法人の総数を見ても中小企業者数について商工会の会員総数を見てもですね、筑紫野市や春日市や大野城市を見ても一番少ないんですが、ここで言う地方消費税が今年は5億3,580万円という金額がね、その方式の方が得なのかどうか。消費税業者が何人あるのかは、できれば時間もかかるかわかりませんが、調査もしておいていただきたいなというふうに。わかりませんと、今日の段階でこういう質問をしてわからないというのも当然だと思いますので、ちょっと時間をかけて検討をしていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に進みます。

8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、2項特別交付金、10款地方交付税、10款まで質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 地方交付税、10款1項のところでも聞きたいんですけども、本年度から政府が新しくつくった地方のためですね、地方再生対策費、これがですね、どなたか資料要求していただけてますけども7,000万円強の増額になるとも書いてありますが、総務省の発表だと大体人口5万人規模のところですね、1億3,000万円程度になるんじゃないかという試算があっているんですけども、現実的にはやはりこれの半額程度しか入ってこないだろうということなのかということが1つと。

それからですね、これの測定単位としてですね、人口と耕地及び林野の面積というふうになっているんですけども、この太宰府市の場合史跡指定地がかなりあると思うんですが、この史



跡指定地の扱いが一体どのようになるのか、この林野であればやはりこの中に入っているのか、それとも入らないのか、この2点教えてください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） お尋ねの分は地方再生対策費ということで、今回特別枠ということで基準財政需要額の方で算入されることになっておりまして、おっしゃいましたように、人口5万人であれば1億数千万円というふうな、平均的な数字としては出ております。

ただし、これについてはあくまでも平均でございまして、算定の根拠につきましては第1次産業の就業者の比率とか高齢者人口の比率等で数字が配分されるというふう聞いております。太宰府市の場合は第1次産業が少ないということもございまして、福岡県の説明会の中でもこういう、この平均値等に来るというふうには見込まないということ、くれぐれも言われております。

それとお尋ねの件については、史跡地については多分林野の部分には入らないというふう聞いております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 入らない。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 入らないというふう聞いています。

細かい数字はまだ、ちょっと完全な数字は持ってきておりませんので何とも申し上げにくいですが、多分入らないというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 多分入らない。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず26ページのですね、地方特例交付金のところでですね、この減税補てん特例交付金3,000万円ですが、予算書の234ページをお開きいただくと、ここに減税補てん債として前年度末20億508万2,000円、当年度末現在高が17億8,229万4,000円、これだけ減税補てん債として国が借金を地方自治体に押しつけて減税補てん債特例交付金として3,000万円しか入れてないと。あとこれだけの戻りがあるんだけど、この3億円分ですね、起債見込みはないですが、後年度償還額として2億2,278万8,000円を返さなきゃならない。ところが、国からはたった3,000万円しか入ってきてないという状況ですが、そこの中で私が予算審査資料をお願いしたところ、交付税制度の問題については平成18年度は30億547万9,000円、平成19年度見込みが28億9,187万8,000円で、今年の予算も28億5,487万8,000円、ほんのわずかしこ交付税というのは伸びてない。

だから、ここ中で交付税が削られるのは、減税補てん債としての特例交付金としては3,000万円、返済額は2億2,278万8,000円、何か国の制度がですね、地方自治体にむちゃくちゃに押しつけた結果がこういう数字であらわれてきていますが、特例、地方交付税の中に減税補

てん債が幾ら含まれておるかこれもまたわからない。これの資料をいただいたこの中の2ページ、3ページですか、まず3ページのですね、下の方に基準財政需要額の中で下から何番目になりますか、もう小さな字ですが、財源対策債それから減税補てん債として補正前の数値から出てきてですね、最終的には基準財政額に入れられているのはこの数字で最終的には基準額としては減税補てん債が2億281万2,000円と。だから、交付税が大体どのくらい算入されているかという数字と特例債の関係では、国はもう次から次に数字上で地方自治体に負担をかけているということがここで見られるんですが、この返済金額とのバランスを見てあなた方の財政担当としてどういうふうに対応されているのかですね、その辺説明いただければ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 国の制度が税制も含めていろいろ変わっておりまして、国の交付税の枠につきましても一定の枠がありまして、その枠では足りないということでまた借金をして地方に回すような形もとっておられます。

それで、お尋ねのこの数字についてはこの表の中に書いておきますとおり、国については当然歳入はされております。ただ、先ほど申しましたように、実は交付税で来るのは基準財政需要額と収入額の差ということですので、あくまでもこの数字が算定されて入ってきたときに振りかえをします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この2年前の部分でも言ったように、内簡というのがありましてね、大蔵省が、財務局長が内簡を出して地方自治体には負担をさせませんよと、必ず今お国が財政が厳しいから減税対策債やその補てん債で対応をしてください。必ず交付税措置をしますと言っておってですね、借金をして財政をしてほしいというふうに内簡で通知を出して、各地方自治体、県の担当者を集めて説明を受けた。これは保証されたと思っておいたら交付税基準に入れてみたら入ってきている金額はほんのわずかで、返している金額よりその少ない金額を交付税の中に入れ込んでいるというふうに私の方としては見ているんですが、私が今質問している内容は全く違いますか。必ず返済される金額の中の部分が交付税の中に入っているというふうに言えるかどうかです。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 国も地方が税収が不足になって赤字になるのは非常に困るというのがまずあると思います。それで交付税で割り当てをしますけれども、それでもなおかつ足りないから国と地方が借金してさらに地方に配分しようということここ数年来ていると。その借金した分については当然交付税の基準の算定の中に入れていきますので、国が言っているのは基本的には間違いではないというふうには思っております。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、国がそう言いながらね、地方自治体をいじめるとのことこのこ

で数字を見とると出てくるでしょうが。国の言うとおりにすると地方自治体が崩れると。だから、合併したところが今ごろになって泣きよるでしょうが。過疎化になったりね、部落がもう本当消滅したり、国が保証すると言ったのを出さないようになったり、もう合併したところが何で合併してこんな苦勞せないかんと言うて全国の3,800か、はっきり言って1,800になってね、過疎化になり人口が減りね、補助金が削られたと。これ市長が合併しないって筑紫野市が呼びかけたときに、市は市の考え方がありますというのは私は正しかったと思いますよ。今ごろ合併しとったらもう太宰府もほかされとる。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 11款交通安全対策特別交付金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款分担金及び負担金、1項分担金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料をお願いしたところ、大変忙しい中に資料を出していただいてありがとうございます。

まず、予算審査資料の8ページにですね、国、県の保育所運営負担金と保護者の保育料別、公立、私立ともにと、保育所には独自の補助金を出しておりますが……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、今12款の1項1目ですか。

○委員（武藤哲志委員） 総務負担金を言っているわけ。

○委員長（清水章一委員） えっ、1目の農林水産事業の分担金について。

○委員（武藤哲志委員） ああそうですか。

○委員長（清水章一委員） まだここじゃあ、まだそっちへ入ってませんので、次行きます、そしてたら。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあもう行かせてください。

○委員長（清水章一委員） はい。12款分担金、負担金、2項の負担金、1目、2目、3目で土木関係まで質疑を認めます、質疑を許可します。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。それで、この資料を見ておまして、現在公立保育所について五条保育所と南保育所は一般会計の中の交付税措置という形になっておりますので、まあ運営費負担金、国、県費については地方自治体直営の保育所については交付税措置というか、こういう状況のためにありませんが、保育料については五条保育所が2,170万8,935円、それから南保育所が656万1,720円ですが、市長の施政方針で4月から定員60人を90人ということで、これは保育料収入は今後上がってくるんじゃないかと思います。

それと同時に下の方にですね、各保育所が、管外保育所まで含めてですが、五条保育所、南保育所については運営費の補助を出してはませんが、保育所太宰府園から都府楼保育所ま

で、こういう状況で6億4,604万5,640円、この部分についてですが、保育料については新たに国が少し保育料制度を変えろと言っているんですよ、2007年度の予算でですね。こうなった場合に保育料は少し変わるかどうか。それから幼稚園もそうですが、小学校の就学している部分についても幼稚園についてこの国の補助基準を改定しています。保育所もある一定の部分の改定があるんですが、保育料の変動が今年見られるかどうか。

それから、社会福祉法人に対して出しているその基準について簡単に説明をいただきたいということで、担当部の方から説明いただけませんか。1つの保育所にやはり1,000万円から少ないところでは990万円ぐらいありますが、市立保育所の運営委託料、これについてです。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） まずは保育料の関係でございまして、平成19年4月から保育料の国の単価が見直しをされています。で、そういったことを反映しまして現在徴収するというところで予定しております。

それから、基準につきましては定数とかですね、入所している人員、そういったことで保育単価を掛け合わせて運営委託業者に支出しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、今待機児童をなくすという形で市も努力をいただいていますけど、当然この定員が定数に対して今最大限認めているのは、定数に対して20%まで社会福祉法人というか、法律、どの範囲まで定員、定数以上を受けることを認めているんですか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 125%まででございます。それで、状況としましては、各年齢で定員を設けていまして、例えばその枠、どう言ったらいいんですかね、定数を満たしていれば、さっき言いました125%になるんですけど、この定員数に満たない保育園も現にございますので、平均118%とか百十五、六%というような状況でございますけど、最大は125%まで入所を認めています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番はですね、はっきり言って0歳、1歳、2歳、この部分が一番その保育所の希望が多いんですよ。逆に4歳、5歳になってくると幼稚園という状況になりますが、乳児の受け入れ枠というのはそう簡単にはいかないと思うんですよ。保育士さんの数の関係もありますが、問題はその乳児の受け入れが範囲内としてその定数の枠内で125%まで受け入れられる体制が現実にあるのかどうかですね。だから、3歳未満児と、それから3歳以上というの関係がありますが、手のかかる乳幼児の受け入れが定数を超えてどの範囲まで受け入れ可能かが公立を含めて把握をされているのかどうか。大体基準としては6名に1名の保育士さん、これが8名、9名まで受け入れているのかどうかというのをお聞きしたいんですが。そのための保育運営委託料というふうになっていると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 例えば来年度、五条保育所の例で申し上げますと、0歳が定員12名に対しまして今予定していますのが9名という状況です。1歳につきましても定員12名に対して、15名という状況です。そういった状況の中で保育士、対定数というのがございますので、あわせて保育所の対応をさせているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 太宰府市としては、この資料を見ていただいたらわかるように、公立の五条、南保育所については公立営でやらないかというけど、私立についてというか、社会福祉法人についてはこういう保育の部分についての保育の権限は今市長が持っているわけですから、入所権限は。で、定数条例を入れることについてもまあそれなりに市長の権限なんですけど、立ち入ることもできますし、問題はこういう公立ではなくて私立が定員以上に入れることによって運営というか経営が成り立つんですよ。厳しい定数の中の定数割れになればはっきり言って経営はできないわけですけど、ある一定、子育て支援対策の中に定数を超えて入れていいという中で、一番求められるのは3歳未満児じゃないかというふうに思っておりますが、それが今公立を例に出されましたが、社会福祉法人の中で3歳未満児の受け入れ態勢が定数を超えて受け入れていただいているかどうかという質問をしているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） ご質問の件でございますが、まず0歳、1歳、特に乳幼児におきましては保育所の、公立も私立もどちらもですが、保育室の中の部屋の整備要件というのがございます。その中で乳幼児はいり回りますから匍匐室というのが定められております。最初にそれぞれのところで、公立にしる私立にしる設置しますときに、その面積をどのように全体の保育所の施設面積の中で匍匐室をどれだけ面積にするかということで、そこに受け入れる乳幼児の児童数がおのずと定まってまいります。

一応そういった中でこちらも面積も確認しておりますが、毎年、前年度にそれぞれの保育所に乳幼児をどれだけ受け入れることができるかということを確認をいつもいたしております。その中で、年度当初におきましては一番最低の100%で受け入れてもらうところですが、入所希望がそこまでなければその手前ですけども、一応入所希望があればその匍匐室の面積に合わせたところでの乳幼児の受け入れというものをこちらの方で各保育所に入所決定依頼をいたします。

そして、年度の途中で月数が進んできますときに、また全体的には25%増ということにできるわけですから、その中でどれだけ乳幼児の希望が増えてきたときに受け入れてもらえるかというのを、その都度保育所の方と協議をさせていただきますけれども、先ほどもおっしゃっていますように、今度は保育士の人数というものがございます。ですから、保育室の匍匐室の面積と保育士の人数、そういうところをどういうふうに総合的に判断して、プラスアルファ25%以内の中で受け入れることができるかというのを調整しながらやっていくというのがその乳幼

児の受け入れ。そして、全体の、5歳までの子供さんを全体で受け入れていくときにまた25%増までの入所というところを計算しながら常にやっているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今部長の説明でよくわかりましたが、新たに政府がですね、制度的には保育士の資格を持っている方も持っていない方も、家庭保育ママという制度が、国が、厚労省が制度化をしてですね、保育については3万円ですか、をしている。所得に関係なくに3人まで12万円の補助金を出すと。こういう制度を厚労省が発表しました。で、家庭の中で3人まで預かるということができるようになりまして、それを市に届け出れば家庭保育ママで、保育料については父母負担ですが、こういう制度が実施をされますが、この内容については担当課、今国会で論議になって、そういう状況で厚労省が待機児童の解決策で子育て支援という制度が実施されようとしています、市民の中にこういう制度があつてお子さんを好きな方がお一人とか2人とかですね、しかもこれはご主人が帰ってくるまでとか、延長保育も、家庭内保育ですから。この部分について今厚労省が発表してやりたいと。これはもう無認可保育所でもないし独自策ですが、国の、これについてはそういう内容が論議されて、親から保育料を取っている、3万円と。この内容は担当課では聞いておりますか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 新聞情報、マスコミ情報では把握いたしておりますけれども、担当課の方、担当部署に国、県を通じてそういう制度の周知ということはまだ参ってはおりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今部長が言われたように、新聞報道で私もですね、国の、厚労省の待機児童対策という形で国がそういう方針をですね、打ち出したと。だから、地方自治体には余り関係がないんですよ。ただし事故が起こったときに困るんで立ち入りをして保険に入っていたとか、そういう問題もあると思うんですが、そこに出てくる矛盾点、そこにお願ひすれば3万円でお子さんを預かっていただくことができる。食事もあるいは家庭用の自分の子供として食事をつくってやるという状況ですが、公立保育所の保育料との余りの格差が出てくると、そこに対する問題点も今後の課題として検討せざるを得ないようになるんじゃないかという状況もありますのでね、まだ実施がどういうふうになるかわかりませんが、部長も新聞報道、マスコミ報道でも目を通されているようですが、こういう制度が出てきたときに私もそれを国会論議の中の厚労省の発表を見よってですね、これ大変な矛盾が出てくるなど。公立の保育所については所得によって、高い人になってくると7万円ぐらいかかるものが3万円ならそちらの方になってくると、問題点も出てくるなどというのがありましたので。内容的には新聞、そういうテレビ報道でということですので、今後ちょっと内部的にも検討はいただくように。それと同時に、窓口で保育所がないときに、またそういう制度もあることによって紹介することもできるかと。いい面もあれば悪い面もありますが。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、13款使用料及び手数料に入ります。

1項使用料、1目総務使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料、8目消防使用料まで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、2目衛生手数料、3目農林水産業手数料、4目土木手数料について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、衛生費国庫負担金、廃目になっていますが、国庫支出金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款国庫支出金、2項国庫補助金に入ります。

1目民生費国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、3目土木費国庫補助金、4目教育費国庫補助金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 38ページ。14款国庫支出金、3項委託金、1目、2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、2目県事務移譲交付金、廃目となっています衛生費県負担金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金、4目農林水産業費県補助金、5目、6目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、3項委託金、1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、廃目になっております農林水産業費委託金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 予算審査資料を出していただいた1ページですね、太宰府市の基金状況、歳出でも聞きましたが、まず今回その追加補正として平成19年度補正予算（第5号）を見ておまして、この中に基金繰入金の部分でまほろばの里基金繰り入れを700万円ですか、それから財政調整資金に6,560万円、この積立金としてこう出しておりますが、これにもう平成20年度の取り崩し予定額というところに入ったり、積立額との関係で見まして、あの最終日に即決になります補正予算（第5号）とのかかわりで変動がもう出てきているんですね。だから、その内容をまずこの利子とのかかわりがありますので説明をいただきたいなと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この当初予算につきましては、今年の1月末現在の見込めるところで計算を見ております。それと、おっしゃいました最終日にご提案させていただこうと思っております補正がございます。それで、その中では今まで一般財源になっておった分を新たに交付税措置ができる起債を充ててもいいよということがお話がありましたものですから1,600万円ほど、ちょっと金額はあれですけども、起債が新たに認められるというふうになりました。それによりまして財政調整資金の方に積み立てをしたいのと、まほろばの里づくり……。

失礼しました、財政調整資金に6,560万円ですね、起債としては7,260万円認められるというふうになっております。したがって、そのうちの、それが一般財源のが不要になります関係上、そのうちの700万円につきましてはまほろばの里づくり基金に充てたいということと、財政調整基金に残りの6,560万円を充てたいというふうを考えておりますので、この数字から少しまた残額が動きます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ここの部分に6,560万円、起債に認められた一般財源化が少なくなったのでその調整をしてまほろばの里基金については700万円ということで、取り崩し予定額の3億5,000万円がこれが少し減ったということになるわけですね、これが減ったと。それと同時に財政調整資金に6,560万円、この部分が逆に増えるということになるのかな。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） そのとおりでございます。ここにお手元に出しております数字はその前、第4号補正までの数字で計算しておりますので、財政調整基金については5億3,700万円というふうになっておりますが、これにプラス6,560万円プラスになりますので、最終的には6億100万円の残になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私が言いたかったのは、ずっと昨日のその歳出のときに言いよったようにね、もしその財政調整資金よりも減債基金がはっきり言って1万7,000円しかないから、減債基金の方に持っていくことは、昨日も質問したようにね、その財政調整資金と減債基金とこうあるけど、減債基金がもう無に等しいわけでしょう。で、そこに持っていくことはで



きなかったのかと、どうせ基金としてね、やっぱりそれはできないんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） どこに持っていくかというのはいろんな政策判断がございます。減債基金に持っていくという手も確かにあったかと思えますけども、繰上償還につきましてはまた別な形でですね、基金を運用していきたいというふうに考えております。まずは財政調整資金をなるべく早い段階に一定額を取りたいというのと、特定目的基金を有効に活用しながら予算執行をしていきたいというふうに考えておりまして、今回については減債基金をとりたてて増やしていこうというふうなことでは考えておりませんでした。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まあ減債基金の場合は減債をするために基金を積み立てるわけで、勝手に取り崩すことができないという内容はあると思うんですけどね、だからいつでも取り崩しができる財政調整資金の方に持っていったというのはよくわかりませんが、まあ将来これだけの借金、市長が言うように起債をできるだけ返していきたいと、借りかえというよりももう一括返済ができれば一番いいわけですけどね、余りにも減債基金が少なかったのもそういう部分があるならば減債に持っていくべきじゃないかというのが私の質問の内容です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

慎重な審議をしていただいておりますが、時間等も審議終了予定は今日になっております、まあ明日が一応予備日がありますけども、できるだけ今日じゅうに終わらせたいと思っております。質疑等に当たりましては簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

16款財産収入、2項財産売却収入について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 17款寄附金、1項寄附金、1目、2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 20款諸収入、1項1目延滞金、同じく20款諸収入、2項1目市預金利子、同じく20款諸収入、3項1目貸付金元利収入、それから20款4項雑入、20款諸収入、廃項

保留地処分金まで質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料をいただいた10ページ。雑入について具体的に出していただいた中で、まず10ページのところにですね、光熱水費で5,065万4,000円、この管財課の光熱水費の雑入というのが上がっております。大変ちょっと大きな雑入ですが、それとですね、11ページの上の方に重度心身障害者と母子家庭の部分で、高額療養の返還という意味でしょうかね1,000万円の雑入、こういう状況と、それから13ページの最後の方に環境対策事業助成金で10分の9、これはどこから入ってきた金額が1,350万円なのかを説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 総務雑入の中で一番大きな5,065万4,000円、その中で一番大きいのはいきいき情報センターの中のマミーズ及び財団の上下水道、電気代を雑入で受けております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） マミーズですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 11ページの重度心身障害者及び母子家庭等医療の高額療養費については、医療機関で診察を受けられて一たん自己負担分を払われるときに、すべて3割なりの自己負担分については公費の母子医療とか重度障害者の方から公費で立てかえております。後日それに高額医療に該当する部分があれば各医療保険者から戻入していただくものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 環境対策事業補助金10分の9の1,350万円ですが、水城跡東門周辺整備工事で来年度トイレを設置いたします。これに対しまして空港環境整備協会からの助成金ということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、その水城跡のトイレに対する助成金は当初予算の中には入れなくて、後から入ってきて雑入という形になるわけ。

（「いや、入っとるこれ、当初予算」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） だから、当初予算に入れて後から助成金があるからもう雑入に編入するということになるわけ。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 空港環境整備協会は国でもなく県でもありませんので、項目としては雑入という項目で受け入れをさせていただいておるといってございませぬ。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

じゃあ次に入ります。

21款市債、1項市債、1目上水道事業債、2目農林水産業債、3目土木債、4目教育債、5目臨時財政対策債について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 53ページまでですが、以上で歳入の審査を終わります。

歳入全体について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に、9ページをおあげください。

9ページの第2表債務負担行為及び11ページの第3表地方債について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この中で中学校教育用電算機賃借料というのが1億3,464万7,000円というのが平成21年度から平成25年度までですね。だから、これはいろんなパソコンが今までウィンドウズ2000からXPに変わりずうっと変わってくる状況もあるんですが、そういうパソコン関係が機能が変更してもそういう変更の対応部分まで債務負担行為になっているのかどうか、この辺はその契約条項の中に、制度が今のパソコンというのは次から次に変わっていくわけですよ。ただし、その債務負担行為を平成21年度から平成25年度までの部分について機能が変わっても債務負担行為の中の金額で対応できるのかどうかを。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この契約につきましては、今委員ご指摘の部分についてでございますが、現在の契約が本年度途中で切れるような形になりますので、新たにパソコンの賃借をお願いするものでございまして、基本的なソフトについては組み入れております。で、あとそれぞれの学校でいろんな教育用ソフト等がございますので、それはソフトという形の中です。ね、購入をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、そのソフトが変わればソフトは買わなきゃいけないということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基本的なソフトについてはこのハードの方に入っておりますが、今私がソフトの購入と申ししたのは、あくまでも学校それぞれで教育用ソフトいろいろございます。そういった中で、それぞれ学校の特色を出すためのソフトについてでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、委員長、一般質問をしましたが、こういう3年ないし4年も

含めていく部分については、ある一定、個々に見ますと新たに契約をしていくわけですが、いろんなソフト業者がありますし、企業もある、メーカーもありますが、それは契約条項に基づいて今入っているこの会社がそのまま引き継ぐんじゃなくて、ある一定、入札制度にしていくのかどうか、ここの下の方の中央公民館管理業務委託料とか、中央公民館の舞台操作委託料とか、もう一遍も変わったことがない、こういう状況もありますが、こういう入札、こういう部分についても市全体ではですね、業者の部分について見直していかないとですね、その業者が1回とると4年間とか3年間ずっと引き続きやるというのは、やっぱり情勢的な問題もありますからですね、だから悪い例を見ると、あのマミーズの前は三井松島がやって、やってみたら物すごく売り上げが悪かったからね、家賃を下げてくれんかと言って議会に相談を受けたことがあったでしょう。あの、そういう状況のないようにもしなきゃいかんと思うからですね、契約は契約としてきちっとこの債務負担行為、ほかにも出てきますが、今年度やるときには財政を負担の少ないような債務負担行為にさせていただきたいというふうをお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、220ページ、221ページをおあげください。

給与費明細書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、これ見ておましてですね、大変行政側としてはその他の特別職としていろんな審議会の委員が、前年度で1,058人が162名その他の特別職が減になっておりますが、審議会を見直した結果かというのが1点です。

それから、下の方の給料及び職員手当の状況として、この給料が5,619万円と職員手当が5,690万5,000円の減額になっています。これは退職に伴う内容になっているのかどうか、この辺の説明を受けておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、第1点目の特別職のその他特別職の人数の変動については、それぞれの各種委員会、委員さん等の報酬関係の対象者でございますので、委員会の人選関係の変動に伴うものでございます。

次に、職員の給料及び手当の状況で、まず給料、その他の増減分6,371万円は、説明書きのとおり、職員の変動等に伴う分でございます。で、人数の差につきましては、真ん中辺にある一般職職員の本年度、前年度というところで人数が載っておりますが、前年度は321名計上しておったのが、本年度は309名ということで、12名の減という形で人数等も出しておりますので、それに伴う給料の減が6,371万円及び職員手当の減が5,100万円というふうにご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、この12名で、はっきり言って、1億1,000万円も減額になったと。ちょっと余りにもね、たったその上の方に12名で1億円もというのが余りにも大きいんでね、そういうわけじゃないわけでしょう。昇給停止の部分もありますし、いろんな様々な形で、この制度的な、国の給与改定に基づく昇給停止だとか、こういう状況の結果が1億1,000万円になったというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） はい。もろもろの要素はございますけども、基本的に現在新規採用がありませんので、退職の場合はすべて定年の方になってまいりますので、1人当たりの減額幅は大きいかと思えます。それに基づきまして、いろんな変動分も含まれておりますので、このような数字になったものということでご理解いただければと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、続きまして222ページから234ページまで、各調書があります、234ページまで質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、債務負担行為についてはですね、225ページから、今年度の支出予定に関する部分が225ページの一番上、期間、平成20年度からです。先ほどと同じように、やはり債務負担行為というのは3年近くありますので、どのように経費を削減するかということを検討いただきたいというのと、この226ページの67番に、地域再生基盤強化事業に公用車賃借料を、はっきり言ってこの469万6,000円を、はよ言えば2年間になるんですか、その地域再生基盤強化事業に公用車を購入するのかどうかということと、以前も通古賀の部分についてこの公用車を購入した、あれを引き上げてくるということができないのかどうか。何か、その辺私も、これを見ておまして、通古賀に対する公用車がありましたよね。ところが、今度はここではまた地域再生基盤強化事業に公用車を借りるとというのが債務負担行為で上がっておりますが、これとのかかわりは。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 現在、地域再生基盤事業をしている分の公用車のリース料でございます。

（「何台」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 4台です。

○委員長（清水章一委員） あと経費削減策についての答弁は。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。これで見ますと、公用車を、その地域再生基盤強化事業で公用車をリースすると。だから、その69番には、通古賀の都市再生整備事業で、ここでもあれだけ論議になって、金額は下がっておりますが、ここが4台ということだったと思うんですよ。これが、やはり一定、リースにしたのをもう解約になったのか、その後の所有は太宰府市の物になるというふうな説明を受けとった経過があるんですが、それとこことに新たにまた債務負担行為をする必要があるかなという形で説明を求めているところなんです。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 67番と69番につきましては、事業そのものが別でございます。地域再生事業と基盤事業、2つの事業で賃借をするということで、別々の事業になります。将来公用車にするということは、まだリース期間中ですので、最終的な決定をしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただし、以前の通古賀の再生利用のときに議案として上がってきたときに、できれば、終わればね、5年ぐらいの耐用年数があるので、リースが切れれば所有権がこちらに移るというのがありましたが、この地域再生基盤強化事業で4台という形で、これも最終的には公用車の扱いになるのか、それとも公用車として維持管理をするのに負担がかかるならばもうリース契約を解除するのかと、こう二通りというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入歳出全般について質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 委員長、地域コミュニティ準備会の発足と防犯部会の設立の資料をいただいたんですが、これについてお伺いしていいですか。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（福廣和美委員） これを見ましたら、各小学校区で部会をつくるということがうたわれておりますけれども、これは、今回はまず、今までないところについては、区で防犯委員をつかって、その方たちに集まってもらって部会を結成しようという形になるように理解をしますけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今わかっておれば、その年間の活動、どういった形でそういう部会的な

ことを開こうとしておられるのか、それともその部会には、防犯委員だけではなくて区長あたりも入った上でやろうとされておられるのか、もし決まっておれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 現在のところ、活動予定ということでは決めておりません。最初の段階で、防犯委員さんなりお集まりいただいた中で活動計画なりを協議していただくような形になります。また、区長さん方についても、最初についてはお入りいただくかなということ考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、この防犯委員さんを頭にして、その下に実際のその防犯で動くといえますか、そういう部の中にある程度の人数を設けていかないとその活動そのものというのはできていかないと思うんですが、その点のところまでの、それはもう各小学校区、小学校区で決めていくものなのか、その活動の中で人数も決めていくものなのか、そこまで一応登録をした上で防犯活動をやろうとするのかですね、大体の動きというものが見えておかないとなかなか難しいかなと、我々が見えておく必要はないかもわからんけども。そこらあたりまで計画といえますか、そういったものをもし市の方で描いてあれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 具体的な地域活動については、それぞれの行政区の方の活動が基本ということで考えております。

で、現在、校区コミュニティ関係で動いているところにつきましては、委員さんの中で現地を見たりとか、それから防犯だよりみたいなものを発行したりとか、そういった中で、地域の方に呼びかけてパトロールをしたりというふうな状況がございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ちょっと関連しますので、再度お尋ねいたしますが、横の庁舎内での、これは今協働のまち推進課ですよ。で、同じように、この防犯に対しては生涯学習課の中にも担当がおられます。それとまた、総務・情報課の方で雇用なさっていらっしゃる防犯委員さんもいらっしゃいますよね。そういう庁舎内及びその連携を図られた上での計画を練っていかれるのか、個々で独自で練っていかれるのか、その辺の調整と、この80万円の予算に対するその推進事業ですね、の中にその防犯委員さんの費用弁償及びそういうものも含んでいるのかどうかお尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 横の連携という部分でございますが、協働のまち推進課の方に防犯担当も一緒におります。で、防犯専門官も同じうちの課の中におりますので、調整しながらやっていきたいということ考えております。

また、支援事業補助金関係の支出の部分でございますが、防犯委員さんの費用弁償とか報酬とか、そういった部分では予定をしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 庁舎内の生涯学習課と総務・情報課の、その中の連携、同じような活動をしている団体が幾つもあると思うんですよね。だから、その辺の連携等は含まれていますかと聞いているんです。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 定例的に第2・第4の金曜日にですね、生涯学習課、防犯が所管しております補導連絡協議会が許可を受けております3台の青パト、それと合同で夜間パトロールをしているというふうなのが実情でございます。連携については密にやっておるということですね。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、今連携されている防犯パトですね、それとか補導連絡協議会、それから青少年相談員、PTA、そしてその中にこの地域の防犯委員さんも交えたところで連携をとられて行っていると理解してよろしゅうございますね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） この防犯部会につきましては、あくまでも地域コミュニティ推進協議会に向けての部会でございます。で、先ほどのいろんな団体の連携の部分につきましては、安全・安心のまちづくりの連絡会、そういった中でやっていきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 特に中学生あたりを中心にいろんな補導関係で今までやってきていただいた、そういう経過があるというのは十分存じております。そういうですね、実際やっていただいてきて、太宰府市の中学生たちが非常に落ちついているというのはその成果、特に西原さんを中心にした成果が大きいと私は思っております。

そこで、今のように内部で話をしております、理想的には、やはり一つのかさの中ですね、みんなが分担していく、そういうふうな組織が今後構築されれば非常にありがたいことだというふうに思っているところですが、現在、先ほどいろいろ言われておりますように、昨日も卒業式がありましたが、福岡県内のとある町の状況がございましたが、じゃあ太宰府市は大丈夫かと言われたら、数年前は似たような格好がやっぱりあったのはご存じだと思います。ですから、そういう組織をつくる中でですね、やっぱり今行っていることを大事にしながらですね、あとどんなふうにしていくかということをも十分考えながら検討してほしいということは庁内で話をしているときも述べているところでございます。今せっかくやって



ある、やっていただいて非常に大きな効果を上げているものですね、何かわからんうちにと  
言うたら失礼ですけど、そういうふうになると何のための組織なのかわからないというふう  
に思っておりますので、内部で協議するときもですね、今のような意向を十分担当の部の方にも  
話しながら、よりよい方向になるように努めてまいりたいというふうに思っております。いつ  
もお世話かけております。ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ただ、聞けば聞くほど何かわからんようになってくるんだけど。今ある  
組織を、横のつながりを強化すれば、防犯委員なんか要らんぢやないですか。新たに組織をつ  
くるということは、新たにまた横に1つできるというように思うんですよ。だから、今幾つか  
ある組織をつなげば、それが地域コミュニティになるんじゃないですか。そこにまた防犯部会  
というものをつくって、防犯委員を新たにやってやるというのがわからんわけよ、どうやっ  
てやる。ただ、今聞けば、小学校区での防犯部会というのは、今すぐつくれずに、将来的な目  
標でしょう。まず防犯委員さんをつくる。防犯委員さんは何をするかというたら、会議をする  
だけ。横のつながりというのを、その中にいろんなPTAとかそういうものが入った上で、防  
犯委員さんとして話し合っていく場ができるならいいですよ。それとか、一つの活動の中に防  
犯委員さんも入って一緒にやるんだということであれば少しはわかるけども、今新たににつくっ  
て何をしようとしているのかさっぱりわからん。

今でも横のつながりはないんですよ、全体的なね。それをしやすくするように、小学校区で  
一つのそういう横のつながりを設ける方が地域コミュニティになるんじゃないですか。何のた  
めに防犯委員をつくるかというのがよくわからんのですよ。で、そこで防犯部会をつくるとい  
うのは、その防犯部会の方が、防犯部長さんが、この地域コミュニティの防犯に関する一切の  
ことの頭に立ってやるというのならまだわかりますよ。そのもとにいろんな各種団体のところ  
が入っていくと。もう今はばらばらですよ。ばらばらということは、情報の交換も少ないとい  
うことですよ。だから、今はまだ、今言われていたようにね、問題が薄らいでいるからいいで  
すよ。過去みたいにね、もう今は大分落ちついてきて問題ないからまだいいけど、これがまた  
そういう問題が再燃してきたときには対応し切れませんよ。そう思うんですよ。だから、しつ  
こく聞いているわけ。

もし防犯委員さんをつくって防犯部会やるならやっていいですよ。しかし、ちゃんとした  
その横のつながりというものをつくった上でやらんと意味がないでしょうかと。わざわざ予算  
までつけて新しくつくるということは、新しい成果を求めないと僕は意味がないと思うんです  
よ。今の、成果的には何も変わりませんよと。わざわざ地域コミュニティという考えのもとに  
防犯部会をつくりますと。もう防犯部会で成功している区もあるんですよ。そういう、もう  
実際に運動をやられて、随分もう前の方に行っている区もあるんです、確かにね。だから、そ  
れを目指していこうとされているというのはよくわかるんですけども、しかし今からスタート  
するところは、そういった横のつながりというものを十二分に図っていかないとですね、何か

先細りしそうな心配があるもんですから聞いとるわけですよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まず、防犯部会という提案をさせていただく前に、この間、議会の一般質問等でもご回答申し上げましたように、まずこれからの行政課題あるいは地域課題を解決していくには、行政主導型のやり方ではなかなか限界があると。それは、例えば行政の、この間予算審議の中でも出てますように、財源が縮減の方向にあると、いろいろな原因がありますけども、縮減の方向にある。それから、職員の人材確保につきましても、やはりなかなか採用が難しいという部分もある。そういう行政の方の資源といいますか、そういう人、物、金みたいところが、これまでのように右肩上がりではなく、右肩下がりといいますか、そういうふうな現状にある中で、これから太宰府市がどのように行政課題を解決しながら進んでいこうかというときに、やはり先ほど言いました行政主導型の施策ではなかなか限界が見えている。それで、いわゆる住民自治といいますか、市民あるいは地域の人たちと手に手を携えながら何らかの施策を展開していくことが必要であるということを内部の中で協議する中で、総合計画の中にも3つのプロジェクトという形で前期の中に掲げてきました。

で、前期の中で、いろいろなご意見をいただきながら、後期の中で見直しを図って、自治会の会長でもある区長と色々な実現に向けての協議をしてきました。しかし、先ほど各委員さんからもご指摘のように、行政区によっていろんな地域課題が違うということで、一気に、なかなかそういう市が示した方向性では難しいということがございましたので、いろんな区長協議をする中で、この間ご報告してます3小学校区についてはできるところからやっっていこうということで、まずは南小学校区におきましては、文化部会、合同文化祭みたいところから、まず地域の人が顔見知りになろうというようなところから始めていきました。その中で、子供たちを取り巻くいろいろな犯罪とかいろんな課題が見えてきましたので、やはり防犯に向けて取り組みをしたいということで防犯部会が立ち上がった経過があります。

そういう経過を踏まえながら、区長と協議を重ねる中で、地域防犯というのはやはり自分たちの地域の課題だということが区長さんの中でも意見が出されまして、先ほど報告があったように、ある行政区では、毎週土曜日に防犯部会を立ち上げられてやってあるところもあるし、ボランティアでいろんな活動団体をされてやってあるところもある。ある区では、そういう課題はあるけども、そういう具体的な取り組みまでできないというようなところがあります。で、地域コミュニティづくりについて協議する中で、一つ防犯という活動テーマであればそれぞれが何らかの動きができるのではないかという、区長さんたちの協議の中で一定の方向性が出されましたので、平成20年度に向けて、防犯部会をまず立ち上げることをありきじゃなくて、防犯というテーマを一つの共通課題としながら、そこに書いていますネットワークづくりとかそういう組織づくりというのを目指していこうということで、当初からそのパトロールを目指す、あるいは先ほど出ていた、各団体がやってあるところと連携しながらやっっていけるといふところがあるかもわかりませんが、できなかったとしても、そういう情報交換からま

ず始めていきたいと。そういう方向で、今回平成20年度の中でコミュニティづくりを進めていこうということにしています。

それで、いろんな期待もありますし、いろんな課題もありますので、一気にはいけないのかなということも、職員の中でも議論しています。それが、先ほど課長が申しましたように、まずはできるところからやろうということですので、まずは進めていきたいという気持ちがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 一度、今先進の区ですよね、区の活動、組織、そういったものを、今こうやってやってあるとかこういった組織づくりまでいっているという、そういうものを各区に配布してもらおうと一番いいのかなと思うんですね。一つの、同じものをつくらないにしても、そういう目標へ向かってやっていけると。その区によって課題は違うと思いますよ。しかし、課題は違って、犯罪そのものというのはそう大きく変わるわけありませんから、どこでもテーマは一緒ですよ。

それともう一点は、先ほども出ましたけど、青少年育成市民の会を、こういうときに、本来であればこういうことに本当に使わないかんのですよね。こういうことをやるのが青少年育成市民の会です。だから、こういうのができていけば、もう青少年育成市民の会そのものは要らんのではないですか。こういうせつかく団体が市の中にありながら、防犯という部分には役立たん、役立たんと言ったら怒られるけども、何かそういう、さっきから少し出ていますが、そういう類似の団体というか、目標が一緒であればね、そこまで今回言う必要ないかもわかりませんが。

だから、一遍そういう進んでいるところを我々にも教えていただけませんか、こういうやり方でやってますよと。そこまでやれないにしても、ここまでぐらいならやろうというのは、各区に渡してもらえばわかるわけですから。何のために防犯委員さんをつくるのかということ自体がよく理解されてないままこの防犯委員だけをつくっても僕は意味がないですよということが言いたいわけです。よくわかった上で、防犯委員になる人にもよく理解をしてもらった上で防犯委員になってもらわんとね、ただ市から言われたから、防犯委員つくれって言われたから、もう名前だけでもいいから防犯委員になってくれというようなことでは、これは前へ進まんとしますよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 各区のそういう防犯あるいは地域課題のことにつきまして、現状あるいはどういう活動をされているのかというアンケートを2月の定例区長会議の方で配布させていただきまして、今少し返ってきているところであります。そういうものを参考にしながら進めたいと思います。

それと、ほかの団体との連携につきましては、今後そういう防犯部会の中で、情報等も出しながら、議論していただきながら、よりよい方向に進めたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 歳出の件で、215ページの体育センター費の委託料の件でございます。私、12月の一般質問でもいたしましたけれども、指定管理者の指定についての見直しということで、今回4月から体育センターはエルベックが管理者になると思いますけれども、現在女性センタールミナスの管理人がそちらの方の受け付けの方も管理もしているようではございますけれども、このエルベックの方からの人件費と申しますか、管理人の人件費はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 今原田委員ご指摘のとおり、そういうふうなことで予定をいたしておりますが、具体的なその指定管理料の中でその部分がどういうふうに反映されておるかというのは、現在業者に説明した上で調整をしておるといふふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 一応要望でございますけれども、エルベックの方からその管理人の方は出していただくようにしていただいて、財団の方の管理人が入る場合には財団の方にその人件費としていただくようにしていただきたいと思っておりますので、そこの調整の方を業者の方にもお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） お忙しい中、審査資料要求の方対応していただきまして、ありがとうございました。

大変厳しい財政の状況の中でですね、妊婦健診が3回に増えていたりとか、後期高齢者の中で、筑紫地区では独自のはり・きゅうの助成金とか、福祉の部分で前進している部分、手厚い部分も見受けられますけれども、私の所管の環境厚生常任委員会の方で人権の尊重まちづくり推進審議会条例には私は反対しております。その関連の予算も提案されております。また、同和関係の予算も計上されておりますので、本予算には賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 賛成の立場で討論します。

さっき質問で、行政区の事務費の補助の件で質問させていただきましたし、私なりの考えを述べさせていただきました。これは区長会の方で十分説明はされているとは思いますが、了解してあれば私にそういう話はなかったと思うんですけども、その点について少し疑問を持っております。で、予算の執行の中で、状況が変わりましたらその点も含んでいただくように要望いたしまして、予算全般につきましては賛成をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」反対討論をいたします。

予算特別委員会において、大変お忙しい中に審査資料を提出いただき、また全員で審議をさせていただいたことにお礼申し上げます。

平成20年度の予算は、歳入歳出182億299万3,000円となっておりますが、2004年から毎年政府は地方自治体に対して交付税を初め国庫補助金の削減を行い、その結果、臨時財政対策債、減税補てん債を発行させ、交付税措置を行うと言いつつも、太宰府市では6億1,286万9,000円残額が残っており、本来交付税措置が行われておれば、この金額の最低3倍、24億円以上の行政施策が行われることとなります。国は、交付税で対応すると言っておりますが、交付税は毎年削られ、自治体に借金を押しつけ、返済を義務づけ、福祉や教育予算を初め行政全般にわたって歳出の抑制を押しつけてきたことが明らかです。

この間、地方税法の市民税や県民税の税率改悪によって、高額所得者も所得の少ない市民の方々も同じ税率になりました。地方自治体が幾ら努力しても、国の悪い政治が続いている限り、税金の負担増、医療や介護を初め年金生活者への負担増、雇用の不安定等が今年度の予算でも明らかになっています。民間委託を推進し、公共施設を指定管理者に運用させる行政運営になっていることも明らかです。

平成20年度の予算執行に当たっては、当然市民に必要な執行や行政責任もあり、全面的に予算全体に対して反対するものではありませんが、歳出の一部に対して、今日まで公立保育所の民間委託に反対してきました。また、解放運動団体に対する補助金及び扶助費廃止を要求してきましたが、今後も継続しようとしています。また、近隣自治体では財政が厳しくとも実施されている少子・高齢化事業が行われていないところもあります。太宰府市で実施されていない点もあります。様々な歳入歳出の中に、太宰府市にとって市民に必要なものもありますが、予算の中でどうしても認められない部分がありますので、委員会採決に当たり、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時00分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第2、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

254ページをおあけください。1款1項1目一般管理費、2目団体負担金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款3項運営協議会費、1目運営協議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款1項療養諸費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料をお願いしましたら、大変わかりやすい資料を出していただいておりますが、32ページになりますが、国保会計において新しく後期高齢者支援金の款が設けられたが、一般国保前期・後期の加入者数としての資料も出されておりました、それと同時に、予算書256ページの関係がありまして、療養諸費の大幅な増額ですね。で、今から先、は

つきり言って二十からとかいろいろあるんでしょうけど、64歳以下の国民健康保険の加入者が1万1,680人で世帯が5,006世帯、それから65歳から年金から天引きされる74歳までが5,428人で2,972世帯となっています。それ以外に、今度は新たに国民健康保険から切り離される後期高齢者世帯が5,518人、こういう状況の中で、国民健康保険、老人保健制度が大幅に変わりますが、この2款の1項の療養諸費、これが、見ておまして、国、県の支出金、これが10億8,674万5,000円、それからその他の財源ということで、当然前期高齢者の支援金が国民健康保険の中から、先ほど言いました若人と言われる部分の入ってくる金額、こういう状況の中で大変な数字が出てきておまして、この療養諸費の部分が、国民健康保険のある一定、ここに出てきております64歳以下と65歳から74歳までの国民健康保険の中で占めるこの療養諸費、この部分を見まして、この制度になったときに、国民健康保険の決算では大体1人当たり幾らというのがありますが、見込みが、今度はこういう64歳以下については、税法上均等割、平等割、所得割を下げおいて、介護支援、介護分とこう分かれておりますが、この予算全体に対する部分で医療費は下がるのかどうか。258ページを出していただきますと、ここでも財源内訳として、国庫支出金として1,414万4,000円、その他の財源が1,297万2,000円、この一般被保険者療養費という形になっておいてですね、負担金、特に国民健康保険の場合は療養諸費ですが、出産関係を見ましてはもう全く前年度と同じ、この辺の療養諸費の大幅な増減についての特徴について説明を受けます。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回の大幅な医療制度改革の中で、1つは退職被保険者の医療費の制度が原則として廃止をされたということです。これはどういうことかと申しますと、20年以上厚生年金とか被用者保険の年金がある方については、年金を受給していらっしゃる方ですね、その方については、国民健康保険の中でも退職被保険者というふうにグループ分けをいたしまして、その方たちの税金で賄えない部分の医療費については、原則すべて被用者保険の方から交付金という形で補てんをしていただいて、税とかそういったことで、公費的な負担がなくてですね、運営されていましてから、退職者制度というのは国保にとってはとてもありがたい制度だったわけです。けども、その被用者保険の負担が余りに大きくなり過ぎましたので、今回それを見直そうということで、退職者医療制度がなくなりました。で、60歳から64歳までは一部残すけれども、65歳以上の退職者についてはすべて一般被保険者の方にグループ分けをなささいということになりましたので、医療費について、退職者が1億2,300万円減で、一般が約8,900万円増というふうに療養費が大きく予算が入れかわったわけです。この辺の、退職者が少なくなったということは、被用者保険の方から支援金をもらえなくなるわけです。で、そのもらえなくなった部分をどうするかというところでは、今度新たに前期高齢者財政調整制度というものができました。で、それは65歳から74歳までの被保険者の加入割合によって財政負担を調整するというものですから、国保は多いです、加入者が多いです。被用者保険、厚生年金とか共済組合なんかは加入者が少ないですから、そちらから財政負担で幾らかいただ

けるわけですね。だから、基本的な資金の流れは変わってないんですが、金額的にはですね、歳入が減っております。退職者制度を残しておいてもらった方が国保にとっては収入が多いんですけども、それが減っております。だから、収入の面では、その退職者がなくなったということについて若干不安は残るんですけども、その反対面で言えば、後期高齢者医療制度ができたことで、今まで老人保健の負担が、5割を被用者保険とか国民健康保険が見ていた部分が4割に1割減りましたので、その分の支出は幾らか少なくなっているということで、財政的にはバランスがとれているようですが、やはりどちらかというとな厳しくなるんじゃないかなと、今後の医療制度です、厳しくなるんじゃないかなというふうに見ておりますけれども。

じゃあ、医療費はどうかということと言いますと、医療費が下がるということはないと思います。やはり高齢化が進みます分、医療費はこれからも伸びていくだろうと思います。で、その辺は、ちょっと慎重に様子を見ながら、今後も財政的な部分を考えていかなければいけないと思っております。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 256ページでございますが、今の2款の1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費、ここで比較をしますと13億6,400万円増えております。2目の退職被保険者等療養給付費、ここでは12億1,800万円減っております。これが今課長が説明をした内容でございます。

そして、258ページでございますが、これも3目、4目比較しますと、3目では1,400万円増え、4目では1,600万円減っております。これが制度の改正によるものです。

そこで、その合計欄を見ますと、本年度が37億円、前年度が36億円ぐらい、増減で1億4,400万円ということで、療養諸費全体では、毎年の医療費が増えますので1億4,000万円ほど増えるが、中身については制度の変更であるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、資料を出していただいた中で、今課長、部長が説明いただきましたが、先ほど言ったように、国民健康保険の部分を大きく2つに分けた。ところが、その国保世帯の被保険者の内訳の中で退職のみというのが2,638世帯で、平成20年4月からは521世帯、だからこの現在国民健康保険の中に対して退職者に対する国庫補助はなかったのを、そういう負担が大変だろうから退職者医療に戻しなさいと。退職した、その組合の社会保険とか組合の企業保険の中から負担をさせなさいという形に法律が変わったという状況になるんですね。

で、今言うように、歳入の関係で、244ページに退職被保険者等国民健康保険税が、前年は5億8,412万3,000円あったのが今年2億8,891万5,000円の減、退職者の分の負担を地方自治体がさせられていたのではという状況で、退職者を外しなさいと、戻しなさいと、こうなった。この戻しなさいというのが、平成20年2月末では2,638世帯で、4月見込みでこれは増えるの



か減るのか。ちょっと私の方はこれを見ておまして、見込み、末ですから、最終的にはここに言う2億8,891万5,000円が退職者組合に負担をさせる、今まで国、県の補助金がなかったものが逆に増額、外した分が増額になったのかどうか、この説明が、ちょっとこの内容がわからないんですが、この辺を再度説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） もう歳出、それから歳入、様々なことに絡んでいますので、この国保に関してましては歳入歳出一体で質疑を受けていきたいと思います。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 予算審査資料の32ページの一番下の表なんですけど、被保険者数のところで、平成20年2月末が、一般が1万1,561人、これは老人を含めない数字ですね。で、一般の老人が5,459人、それから退職被保険者が5,606人ということで、2万2,626人の被保険者で運営しております。それが、4月になりますと、老人の部分はゼロ、これは後期高齢者医療制度にすべて移ります。それから、退職被保険者の5,606人が1,142人に4,400人余り減ります。この1,142人というのは60歳から64歳の退職被保険者ということになります。で、4,400人は64歳以上の退職被保険者ですから、一般被保険者の方に移りますので、一般被保険者は1万1,561人から1万5,966人というふうになります。で、平成19年度までは、退職被保険者の5,606人の医療費について補助を社会保険診療報酬支払基金の方から交付していただいておりますが、その分が、歳入で申しますと、246ページですね、4款療養給付費交付金、前年度の予算で16億6,900万円ほど計上しております。備考欄にありますように、退職者医療費交付金となっております。で、これが人数が激減したために、3億3,400万円に減ります。で、この減った分をどこで賄うかといいますと、248ページの歳入に、一番上の5款ですね、前期高齢者交付金の、昨年度の予算は0円で、本年度が11億211万6,000円計上されております、これが退職者医療制度にかわるものとして、財政調整として、65歳から74歳までの前期高齢者の財政調整を社会保険の方から交付していただくお金になります。支出が入れかわった分、歳入も入れかわっているという、ちょっと組み方が変わっているということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、その内容を見たらね、なかなかわかりにくいんですよ。ただし、今まで退職者医療についてはね、市町村長の職権で、もともとの退職者医療制度の方に、今まで社会保険とかいろいろあったんだけど、戻しなさい、そこに負担しなさい。もともと退職者医療については国の後期・前期の部分も含めてですけど、各社会保険とか厚生年金、共済組合に負担をさせるという状況の中に退職者医療の被保険者を、国保の対象の中には入っているけど、戻すということになった。だから、その金額の受け入れ、医療は医療の関係があるからこの部分があるけど、実質国保の徴収義務については、年金から天引きとかそういう状況に変わってくると。だから、地方自治体では、これが後期高齢者医療、退職者医療が、これがもとに戻された、出身の被用者保険制度の中から負担金としていただくような状況になるんだけど、メリットがあるのかないのか、逆にその負担増になるのかというのが一番論議になって

いたんですよ。だから、太宰府市では、ここの中に出てきている退職者医療については、5,606人が現在のところ交付金としてもらってくるということで受けとめていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。

○委員長（清水章一委員） 国民健康保険事業特別会計、これはもう歳出という形にこだわらず、歳入も含めましてほかに質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 高額医療費についてお伺いしたいんですが、今高額医療費の……。

○委員長（清水章一委員） ページを言ってください。

○委員（福廣和美委員） 258ページ。高額医療費が、もう当初からお金がない、高額医療を超えるという場合には、もう市役所で手続をすれば、その分がもう自動的に病院から支払われるというシステムになっていますよね。その場合にですね、いわゆる入院前に市役所で手続が必要ということが義務づけられていると思うんですが、これができないケースというのも出てくるのではないかと思うんですね。救急の場合、緊急の場合、交通事故の場合、そういったほかの場合についてもですね、それが発生したときには、病院の方で、病院で手続をして、市役所に来て、また病院に出すという、その手数を踏めばできるんですけども、せっかくこういうシステムが、もう市役所で最初に提出できればいいということであれば、家族の方が市役所に来て、その入院後でもですね、受け付けるような体制がとれないかどうかをお伺いしたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 手続につきましては、その月末、翌月初めに多分入院費の清算をされると思うんですけども、入院された後でも、その月中においでいただければ、入院した後も手続は可能です。また、代理の方でももちろん結構ですし、もし仮にどうしてもその手続ができなくて間に合わなかった、現物給付が間に合わなかった場合についても、まだ貸付制度を残しておりますので、基金をまだ持っておりますので、その辺の貸付制度とかを利用していただいて、極力ご本人の負担が少なくなるように対応したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ、何遍か窓口に行ってね、聞いたら、そう言われたわけよ。だから、こう質問しようわけね。それができると窓口聞いておけば、わざわざ特別委員会のこういうときに質問する必要はないんだけど。ということは、その範囲の中であれば、病院から書類をもらって、従来型じゃなくても、市役所に来て市役所で言うておけば、あとは手続は全部できるんですよということで理解していいんですか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 入院した場合の自己負担限度額まででいいですよと、窓口で払う分はですね、高額医療分は払わなくていいですよという制度なんですけど、限度額の証明がありま

すので、その受給者証を、医療証を交付する必要があるんですよ。で、その医療証をまず手続して交付する必要があるんですけども、さかのぼってはできないと思うんですが、その月中であれば、例えば十日に入院して、15日、20日に手続にお見えになるということは可能です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） はい、了解です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、この262ページいいですか。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） その国民健康保険のね、中で、もう本当これを見よったら、あなた方大変だと思うんですよ。今まではこうやっていたのに、前期・後期の部分がこの中に一遍繰り入れて、それから介護も繰り入れて、また繰り出すと。で、ここの中の262ページにですね、介護納付金として、前年は3億1,815万5,000円あったのが今年は2億8,814万4,000円で、マイナスがここに出てきてますよね。で、国が出した金額と一般財源が1億6,545万4,000円、この介護納付金というのが国民健康保険の中に入ってきて、後からまた介護保険事業特別会計の審査がありますが、これがまたばらばらに、はよ言えばこの納付金が分けられて交付しているというか。だから、この数字を介護保険法の中で見つけようと思ったら、あちこちに入れていきますから、だからあなた方が見ていくときに、国保でこんなに前期・後期やら、介護やら、老人の問題が国民健康保険の中に、今までやっていたのに、本来は介護なら介護の予算、国保なら国保の予算で、一般会計からの繰り入れてほんとやればいいんだけど、一般会計から国保に入れて、国保からまた前期・後期保険に入れて、介護保険に入れるというか、またそこ、同じような審議をまた繰り返していかなきゃいかんと。もうこれが、さっきから言うように、介護保険の若人と高齢者と退職者医療と、それから介護保険の問題等で、見れば見るほどわからなくなってくる。

こんな状況が作り出されているわけですが、まず介護納付金について、前年から見て3,001万1,000円減額になって、大体この介護納付金という部分は、最終的にはこのまま出ていく金額ですが、ここで審議をするのか、介護保険のときに審議するのか、難しい面がこういうところに出てくるんですよ、さっきも言いましたが。このちょっと特徴点だけ説明を受けておきましょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 262ページの介護納付金の本年度予算で言う2億8,800万円余りですが、これは40歳から64歳までの方が、現役世代のですね、40歳から64歳までの方が医療保険の中で一緒に負担をして払うといいですか、支援する分なんですよ。で、国民健康保険税の中に、一緒に介護保険料分としていただいております、その分を社会保険診療報酬支払基金に介護納付金として、国とか県とかの補助金も一緒につけ加えまして2億8,800万円を上納する、

「上納」という言葉は余り適切でないかもしれませんが、支払基金の方に払うと。で、その支払基金では、その全国から集まったその納付金をいろいろ調整して、今度は各介護保険者に分配するという形になっております。ですから、これは国民健康保険の被保険者の40歳から64歳までの方が負担した保険料を支援金としてお支払いしているんですよという形の納付金なんですよね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 担当課は、はっきり言ってこういう仕事しよとおかしくなりますよ。もうこちら聞きよってね、もうあっちにいたりこっちにいたりね、本当もうむちゃくちゃなことをね、国が国民健康保険、介護保険、後期・前期、もう老人保健が、はっきり言って滞納もあつたりなんの処理もしなきゃいかんと。もうどう整理をするかはですね、その内部的には、これは相当な、今から先、4月1日以降、市民からの苦情もたくさん来ますから、何らかの対応をしていただきたいというふうに思うんです。

それから、歳入歳出全般ということで、せっかく資料をいただいておりますので、委員長、審査資料31ページ、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） 予算書は245ページです。で、245ページの歳入の中で、滞納の問題をずっと前年と比較を出してみたんですが、平成18年度の滞納額は4億11万5,395円、大変努力はしていただいておりますが、この滞納額は4億11万5,395円あります。で、2番目に、今年度の調定の関係で、調定額19億2,717万2,500円に対して、滞納見込み額が1億1,563万円、収納率としては、まだ5月31日までありますが、問題は、単年度の徴収率が94%になるとペナルティーがかけられるというのが1つありますので、大変特別収納課、税務課あたりは努力はいただいていると思うんですが、問題は、平成18年度までの滞納額、この部分について、徴収は、4,796万9,704円徴収いただいているようですが、大体あと残りの徴収と今年の徴収見込みですね、大変だと思うんですが、これによって本来は負担が少なくなればいいんですが、国民健康保険税の条例の改正を行いますし、今後もまたこういう、払えなくて滞納が増える結果になるんじゃないかという不安もあります。最終的には、あと2カ月ありますが、ここの中での滞納徴収努力についてはどういうふうに進めるのかを方針として伺っておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 今ですね、5月まで夜間訪問しております、またその夜間訪問の中にもいろいろしてですね、滞納の金額の高い方についてはですね、今財産調査をして、行っております。で、そのあたりについてはですね、滞納指導員を採用して行っておりますので、そういった方から指導を受けてして行っております。納税課、それと担当課と協力しながら、5月まで夜間訪問していきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、もう見てね、もう取れなければね、もう生活保護状態だとかも

いろいろな状況があると思うんだけど、もう私ども数字で見ます。私どもが直接あなた方の権限はありませんから、滞納者の自宅に訪問することはできません。ただし、実際に行ってみても取れないとわかればね、もうそこはどうするかはやはり考えないとね、どんどんこの数字だけが大きくなって行って、取れないものに対して、家屋も財産もない、こういう状況の中じゃね、難しい面もあると思うんですが、私ども、数字を見たら、こんな滞納があるとね、やっぱり徴収努力をしていただけませんかという質問をせざるを得ないんですよ、一生懸命努力をしていることはわかるけど。だから、その辺は、佐伯委員から頑張ってくださいという温かいご配慮があなた方に来ているんですよ、私にははよやめれと言わんばかりですから。そういうことです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 8款、264ページですけど、特定健康診断のことなんですけども、これによって4月からの誕生日健診がなくなると思うんですが、実際にこの特定健診はどういった要領で行われるのかということが1つと、これは法律上では74歳までが義務化されて、75歳以上は義務化されていないんですけど、郵送料、郵便料ってありますが、これは75歳以上の方への案内は行われるのかどうか、2点お願いします。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今までの一般健診にかわって、今回医療保険者に義務づけられました特定健診というものを実施していきます。今回太宰府市では、国民健康保険の被保険者に対する健康診査を実施するわけですが、やり方については、誕生日健診ということではなくって、一定期間を区切って、その中で希望の日に受診していただくということになると思います。方法は今までどおりで、64歳までの方については、40歳以上からなんですけど、64歳までの方については集団検診で、65歳以上74歳未満の方は各医療機関の個別健診でということで、方法は今までと同じ、同様の方法で実施したいと思っております。

それから、後期高齢者については努力義務になっておりますが、福岡県の広域連合は健康診断を実施するというふうに言っておりますので、各被保険者の方にはですね、広域連合の方からお知らせが行くと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 給与明細書まででございます、270、271ページまで、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」に対して、総務文教常任委員会に付託されました議案との関連があり、委員会で反対討論をいたしておりますので、本会議の場で反対討論が重複するかと思いますが、予算特別委員会で審議されました平成20年度の予算については、国の法改正に基づいて後期高齢者医療制度の4月実施に伴う国民健康保険者の見直し分であります。平成19年度までは、医療分と40歳以上の介護保険料を国民健康保険加入者に負担を賦課しておりましたが、政府は国民健康保険に対して補助金を減額させるために、新たに国民健康保険制度に後期高齢者支援金を地方自治体に新設させました。現行の医療費分の所得割については0.2%の減額、均等割、平等割については、各3,300円減額し、賦課限度額も9万円減額していますが、後期高齢者支援金として、所得割は1.8%、均等割、平等割は各6,500円の新設、限度額最高12万円、介護なし及び介護分として、所得割1.8%引き上げ、現行より均等割、平等割を6,400円増額となっております。介護分ありの場合は、所得割は1.8%の増額を行い、均等割、平等割も1人当たり6,400円も引き上げています。その結果、所得の少ない人には大変な負担で、高額所得者には、最高限度額68万円で、それ以上払わない結果になっております。所得の少ない、減免制度を受けられない市民や中小業者を初め65歳未満の国保加入者で1世帯4人家族で年収300万円から400万円の方々は大変な負担になることは明らかです。現在でさえ、国民健康保険税が払えなくて、滞納額が平成19年度見込み総額5億1,574万円となっております。

その上、政府は、国庫補助金を減らすために、健康保険組合や共済組合の被保険者を市町村長の権限で国民健康保険から退職者医療制度に移しかえる制度に変えてしまいました。企業健康保険組合や職員共済組合などの加入者に保険料の負担がより一層強まる結果になります。特に一番問題なのは、太宰府市民の負担が大きくなることです。その上、行政業務である国民健康保険事業は次から次に改悪され、徴収業務を初め煩雑な事務が押しつけられる結果に対して、認めるわけにはいきませんので、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 私の所管の環境厚生常任委員会でもこの後期高齢者医療制度に関する条例が提案されておりますが、その中でも、福岡県下の所得割率は全国で2番目、均等割額は全国で1番の高さの中で、後期高齢者医療制度が導入されることが前提でこの国民健康保険事業特別会計の予算書というのが構成されている部分が多々見受けられますので、本議案には賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時37分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

ここで3時55分まで休憩します。

休憩 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時55分

○委員長（清水章一委員） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、今までは歳出から進めておりましたけども、いろいろと保険制度、医療制度が変わりましたものですから、歳入歳入全体について質疑を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算全体について質疑はございますか。

武藤委員。

ページ数を言ってください。

○委員（武藤哲志委員） もう歳入歳出全般についての一般的な……。

○委員長（清水章一委員） 給与費明細書も含めてですね。

○委員（武藤哲志委員） いや、もう一般的に、もう一括して。もうこれは余りありませんから。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） ただですね、老人保健会計がなくなります。そうすると、残務処理を、説明では3年ぐらいということですが、この老人保健関係で、この国民健康保険の徴収分の保

除料がここの中には出てきません。ただし、その保険料の徴収は、もう今後この中に、当然保険制度がなくなるわけですから、ここにある医療費とかそういういろんな3月31日までのレセプトが、遅くとも3カ月、それからその支払いのレセプトの不正があったりする場合について、支払基金に戻して新たにまた減額したりする部分の残務期間を含めて大体3年という形に考えているのかどうか。もうこの制度自身がなくなるけど、予算上にはある一定の医療費の、今年の3月31日、それからさきの関連する歳入歳出との関係がありますので、そういう状況で進めるというふうに説明を受けておりましたが、そういう状況でいいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 医療費が大体確定するまでに3年かかりますので、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 医療費は3年ぐらいかかる。とりあえず……。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 病院からの請求が2年間は有効ですので、2年までは待たないと時効が来ませんので、2年間は待って、それからまた再審査とかそういう関係が出てきた場合の余裕を持って3年ということになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、お年寄りが海外で医療を受けてね、現金支払いして持ち帰ってきますよね。で、そういうものも、新たに直接請求とかそういういろんな部分のかかわりもあるんだけど、やはり最終的な時効が終了するまでが、もうその全く、はよ言えば医療費の支払いだけが今後の審議の過程になるというふうに受けとめとっていいですかね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、もうそれ以外一切説明、質問がありませんので。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後3時59分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第4、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

先ほどと同じように、審査の都合上、歳入歳出、そして給与明細書を含めて全体について進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 審査資料を出していただいております。資料は33ページ。

まず、後期高齢者の福岡県全体での部分で市長さんが委員になっておられて、太宰府市ではどんな状況なのかということで資料を出していただきました。で、ここで見ますこの特別徴収者が4,371人、それから普通徴収というのが1,995人というのがこの1万5,000円以下なのかどうか。で、75歳以上の6,366人、その中で、余り把握はできていないけど、年金をもらっていない人は738人となっておりますということですが、まずこの1点ですね。

それとですね、繰り下げ、繰り上げという制度があるんですね、年金では。で、年金をできるだけ繰り下げたいという形で、65歳からもらうよりも66歳、67歳になってくると0.8%等、はよ言えば給付率が上がります。その間もらわないわけですから、年金から徴収できないという状況が出てきます。できるだけ、国民年金の方なんかは、1年でも2年でもできるだけ増やしたいなど。で、この2年間は、本来は5%ぐらいは年金の保険料が上がっていたんですよ。ところが、物価スライドの関係で、今年金の給付額の引き上げ停止になっているんですね。少しずつ上げていきよったと、ところが今とまっていますし、できれば年金の受給をできれば66歳にしたいとか67歳にしたら金額は大幅に上がりますから。そういう年金をもらわない人たちの天引きができない状況があります。だから、後期高齢者医療制度でも矛盾点も出てくるんですが、この辺はどう対応するのか。年金から天引きされる介護保険料が、後期高齢者。

○委員長(清水章一委員) 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず1点目の1,995人普通徴収者、この方がすべて年金が年間18万円以下ということではなくて、そういう方も含まれております。まずですね、2分の1の判定で落ちた方は544人いらっしゃいました。それと、あと社会保険に今加入していらっしゃる方が852人、とりあえず社会保険の方については、その方がご本人なのか被扶養者なのかによって保険料が変わってきますので、その方はとりあえず年金の天引きを4月からは行いません。で、その方も入っております。

それと、あと2点目のですね、年金受給情報が存在しない人、この方については、全く年金がないのかどうかというのは一人一人に確認しないとわからないところなんですけど、この方の中には、社会保険庁などで把握できている年金受給情報がないということですから、そういった年金はないと思いますが、恩給というのがあってですね、旧法の恩給制度の中で恩給をもらっていらっしゃる方は天引きの対象になっておりませんので、恩給の方はもう普通徴収になりますので、738名の中には、高齢の方の恩給だけをもらっていらっしゃるという方が含まれていると思います。

それと、65歳以上の方の年金を停止してある方については、これは国民健康保険税を天引きするかどうかになってくるんですけども、当然年金受給がなければ天引きの対象にはならないということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、もうこれに矛盾が出てくるのはですね、75歳の人、誕生日になりますと後期高齢者医療に組み込まれますが、そげん同級生同士で結婚しているという人は少ないと思うんですよ。逆に、奥さんが70歳でご主人が75歳の場合、その所得、国民健康保険の場合は、奥さんは奥さんだけの所得に対して課税するのか、それとも同じ世帯ですけど、健康保険別になっているけど、年金受給をされている75歳以上の方の所得も含めて所得課税するのか、この辺が私もちょっといろんな資料見ておってわからないんですよ。だから、世帯主が夫で後期高齢者医療の75歳、夫婦世帯として、で奥さんが今までは、配偶者であったと。ところが、今度は75歳以上の方が年金から後期高齢者医療に変わる、そうすると奥さんは年金をもらっていたとしますね。その年金だけで、夫の年金は課税対象から一切外れて、一人世帯の均等割と平等割と奥さんの70歳とか74歳までの所得によって課税するのか、夫の後期高齢者医療者になった方の所得は一切関係ないのか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） では、具体的に説明させていただきます。

例えば夫が76歳、妻が72歳でお二人とも国民健康保険に加入していらっしゃいます。で、今は国民健康保険税を世帯として、ご主人が世帯主としてお支払いになっていらっしゃいます。で、この中には当然奥様の均等割も含まれた分でお支払いになっています。で、76歳のご主人は、今度後期高齢者医療保険の方に移られます。そうしますと、ご主人は、ご自身の所得分だけで後期高齢者の保険料を計算して、年金から天引きになります。で、奥様は、国民健康保険

に1人残ることになります。で、この方の場合ですね、特別に軽減措置が設けられております。1つは、例えばその世帯で国民健康保険料の平等割、均等割について2割軽減、5割軽減、7割軽減の軽減を受けてあった世帯については、ご主人が出ることで例えば軽減の対象でなくなったとしても、5年間は今までの軽減を受け続けることができる、奥様1人であってもですね。それと、世帯割で賦課されている保険料については、5年間平等割が半額になります。で、当然奥様に課税所得があれば国民健康保険税の所得割かかりますが、課税所得がなければ、基礎年金だけであれば課税所得はありませんので、均等割だけの負担になります。平等割は半額ということになります。いろいろ、社会保険から国民健康保険に入ってきた方についてはまた別の軽減措置が設けられております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、そういう制度が1つ、夫婦の場合ね。ところが、息子さんの扶養に入っておられた、国民健康保険の中で。で、父親が75歳で、後期高齢者医療になった。ところが、今度はお母さんはまだ後期高齢者医療にはならない。で、息子さんの所得が、会社員とか、その普通の事業者でも構いませんが、事業をしておいて、その中に出てくる場合についてですね、もう70歳ぐらいのお母さんは均等割だけで、年金がですね、年金控除が、もし控除の雑控除を超えた場合もひよっとしたら年金もあるかわかりませんが、125万円超えた年金をもらっている場合、それは、はっきり言ってその世帯の中のお母さんの所得も世帯の全体として課税対象になるということは、そういうふうになりますよね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 例えばお母さんが国民健康保険の方に来られて、そこに別の若い方が国民健康保険の被保険者でおられた場合は平等割の軽減はないですね。若い方がいらっしゃるから、当然お母様お一人ではないので、平等割の軽減もありませんし、所得はもともと国民健康保険の被保険者だけの所得で課税されますから……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、ちょっと待ってよ。事業税の申告をするときに、事業専従者控除をとるでしょう。そうすると、本来38万円かな、市民税の場合違うんだけど。だから、国民健康保険の場合は本人の控除ですけどね、全体的な所得を計算して所得割を出すという制度もありますよね。全くその家族の中に、所得控除した部分については、税務署に申告して課税がかかれば、70歳以上でも所得税がかかるという状況もあるんだけど。だから、そういう一世帯の中に、もう様々な形で、もうはっきり言ってお母さんが事業主で、息子さんがそこで働いておいて、息子が専従者控除になっていると。で、専従者控除を青色申告として申告しておりますから、いろんな部分で、所得の部分含めて全体の所得として国民健康保険は課税の対象というふうに見るんですが、そういうような状況の中で、その70歳の方の所得がはっきり言って年金の雑控除で課税対象にならなければそりゃ問題はありますが、逆に現役世代の収入があればね、世帯全体として課税対象になるんじゃないですかと私が聞いているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 課税所得がおありになればですね、当然所得割の課税はかかってまいります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、均等割じゃなくてね、当然所得があればね、所得割として家族全体の部分で課税がかかると。当然その計算が、コンピューターの中から申告書に基づいてね、やられるわけですから、夫は後期高齢者、妻はまだ後期高齢者じゃないけど、国民健康保険として、はよ言えば所得があれば、家族含めて所得割、均等割、平等割がかかる。ある一定の、その夫婦だけの場合は軽減措置があるけど、軽減措置のない400万円ぐらいの方々の扶養の中では、母親の所得割が、現実に250万円ぐらい収入があれば、それも国民健康保険の課税対象で、最高限度額に近づくよというふうに受けとめとっていいですかと私が聞いているんですが、大体そのとおりのようですので。これ、間違いありましたら間違いと言ってください。大体そういう状況でしょう。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 例えば250万円課税所得がおありになればですね、今までも所得割は払っていらっやったですし、これからも払っていただくと、ご主人が後期高齢者に移られても払っていただくということになります。ただ、たった一人になった場合にだけ平等割が半額になるということになりますね。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今2人だけの話聞きよったらもうこんがらがってようわからんのやけど、要はね、夫婦が、いわゆる後期高齢者の対象になった人だけの分が抜けるというだけの話でしょう。違うの、単純にいくと。その奥さんの年齢が後期高齢者に達するまでは、今までとは何にも変わらんということでしょう。

（「変わるって。変わる、変わる」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） 変わるの。いや、所得の、その世帯の人数は変わるよ、もちろん。じゃ、子供さんが国民健康保険に入っとけば、その後期高齢者の分だけが要するにマイナスになっていくという話じゃないの。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 結局、今までご夫婦お二人でそれぞれの均等割と平等割を負担していらっやった分が、ご主人が抜けられることで、奥様一人が平等割を1人で負担しなければならないということになるので、激変緩和措置として、奥様が残られた場合には平等割を半額にするという軽減措置は今度新たにつくられました。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは夫婦二人だけの場合でしょう、そうやろう。いやいや、そうじゃなくて、だから夫婦二人の場合はわかるんですよ。1人が抜けたら1人がね。要するに、家族

の人がなっている場合。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ほかに家族がおられた場合は、特に軽減はないんですが、抜けられたことによって2割、5割、7割軽減が外れる場合は、それはそれまでの軽減を維持するというのがあります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、担当課の課長が説明してあるのはよくわかるんだけど、最終的にはね、はよ言えば家族の中にお父さんとお母さんがおられた。そして、息子がおって扶養に入れとった、国民健康保険の。ところが、父親が75歳になったから後期高齢者に移ったよと。で、そこで所得割、均等割、平等割がかかってきますと。ただし、この奥さんは、均等割については軽減措置があるけど、逆に健康保険料は、お父さんの健康保険料も増えるし、はっきり言って外れたからというて安くなることはない。逆に、後期高齢者医療保険料の所得割、均等割、平等割が新たにかかりますよということでしょう。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） では、ちょっと国の方がパンフレットに書いてある軽減をそのとおり読んでみます。まずですね、所得の低い方の国保保険料の軽減について。保険料の軽減を受けている世帯は、これは2割、5割、7割軽減のことです、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。次に、世帯割で賦課されている国保保険料の軽減について。国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間世帯割で賦課される保険料が半額になります。

ですから、最初の所得の低い方の保険料の軽減については、「世帯構成が変わらなければ」ということは、仮にここに若い方がおられても、軽減を受けている場合は、その世帯の構成が変わらなければ同じ軽減を受けられるということになります。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長、先ほどからね、聞いてますけど、後期高齢者医療制度の中で平等割というのはあるんですか。私は、均等割と所得割という形で聞いているんですが。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 後期高齢者医療保険料は均等割と所得割だけです。

○委員長（清水章一委員） はい、そういうことですね。誤解のないようにお願いします。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」反対討論いたします。

この法律は、昨年6月、国会で強行採決され、附帯決議が何と21項目つけられました。高齢者の医療として、お年寄りに対して、老後における健康の保持という基本条項が削られ、かわりに高齢者の医療の適正化を推進する抑制へと変えられた内容であります。4月から、75歳以上のすべての人を国民健康保険制度から外して後期高齢者医療制度に組み込まれ、医療制限診療報酬の上限も定められます。医療機関が手厚い治療をすればするほど赤字になってしまいますので、退院を促す結果になります。その上、2年後には、高齢者指定医の指導のもとに、治療や入院、薬も制限をされます。また、政府は、いずれ高齢者は死を迎えるために、在宅死の推進と称して退院を勧めます。戦前戦後一生懸命働いて今日の社会を築いてきた高齢者が長生きしてもよくないと嘆くような制度が実施されようとしています。社会保険や共済組合の保険の扶養者については保険料の一部の負担先送りがありますが、福岡県は全国でも2番目に高い後期高齢者保険料と介護保険料が年金から天引きされます。その上、医療費の実態に合わせて2年ごとに自動的に保険料の改定が行われますし、無年金者には直接納付義務が発生しますが、年金収入のない高齢者が保険料を滞納すると保険証が取り上げられる仕組みも設けられています。高齢者の年金、介護保険料は天引きされ、医療費や介護利用料の負担は強まり、その上物価高、値上げで高齢者に大変な負担を負わせるばかりです。制度の内容についても、お年寄りに対して前期・後期高齢者医療制度をつくり、70歳以上は1割負担、70歳から74歳までの高齢者に対しては、現役並み所得のある人は3割負担、所得の低い高齢者の1年後の医療費は2割負担が課せられます。その上、前期高齢者と言われる65歳以上の方々は、今でも入院すると、食費及びベッド代や居住費の負担、テレビの使用料等、大変な高い、お金のない高齢者には、入院もできない状況をつくり出す結果になると思われまます。

このような法律を認めるわけにはいきません。中止すべきです。ところが、4月1日より実施のための予算決定であり、到底認めるわけにはいきませんので、反対を表明し、討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 後期高齢者医療制度については、4月実施に向けて、今各広域連合等で実施に向けての準備が進められていますけども、この制度の問題点が、実施が近づけば近づくほど問題点が浮き彫りになって、今国会の方にも、衆議院で野党4党共同で後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しております。引き続きこの廃止法案を可決するためにこちらの方は全力を尽くしますので、この後期高齢者医療制度特別会計については賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後4時23分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第5、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

これも審査の都合上、歳入歳出、給与明細書全般にわたって質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は、75歳以上の方、年金から天引きされるというのはわかるんですが、まず先ほど関連しましたこの固定資産税滞納者、お年寄りですから、おうちを持っておられたりいろいろしますが、この年金を差し押さえすることができます。で、後期高齢者医療制度になったら75歳以上の方の年金は差し押さえ対象から外すのかどうか。

現在太宰府市では、年金を差し押さえております。当然、納税義務がある者が資産がない場合は年金を押さえるというのが法律上認められていますから、それは執行業務としてやられたことですからわかりますが、今後後期高齢者の75歳以上の方が、先ほども審議の過程にありました固定資産税や市民税や国民健康保険税が、過去にも滞納もありますし、こういう年金、高齢者の年金は差し押さえ対象から外すのか外さないのか。外した場合は、独自に後期高齢者医療保険料を直接納付をせざるを得ない、こういう状況がありますので、年金を75歳以上は差し押さえをしないという確約をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 銀行預金を差し押さえする場合、一般債権になるものですから、そ

れぞれが年金かどうかわからないんですよ。だから、うちの場合は、その一般債権として押さえております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そこなんですね。一般債権として、年金は必ず受け取るのは、現金ではくれません。だから、預金通帳に年金が振り込んでこられる。で、年金が、やはり月15万円なら15万円、2カ月に1遍30万円入ってきますから。で、この預金通帳が、はっきり言ってこの税金の、過去に税金納付を天引きしたとかという記録も、税法上の関係では個人的な問題でわかるんですが、はよ言えば、年金が振り込まれておるかどうかわからないけど、預金通帳の中に年金が振り込まれてくるわけだから、これは年金が押さえられたと同じような状況になるんですよ。だから、それが年金だということになった場合は、年金者から差し押さえされると介護保険料が払えなくなるという問題が発生するんですが、こういう場合は、年金ですから差し押さえしないでくださいという申し立てが可能かどうか。あくまでも債権として見ると、年金かどうかはわからないと。定期預金があるから、定期預金を差し押さえするというのはわかるんですが、皆さん、年金というのは必ず預金通帳の中に入ってきます。だから、年金は差し押さえられておりませんが、預金の中に年金が入ってきている、これを差し押さえすると年金受給者は全く生活ができないと、こういう問題があるけど、そこの配慮が行われるかどうかです。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 極力ですね、私の方も、滞納者と面接して話しておりますので、給与やら押さえる場合ですね、本人さん10万円、被扶養者4万5,000円を排除してですね、極力執行したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、どういう場合に、どういうケースの場合に差し押さえて、その年金からね、通帳から引き落とすような状況になるのかどうかですよ。どういう状態のときに差し押さえしたりそういう状況になるのか。そこはいかがですか。

そりゃ、ケースがあるでしょうが。何でもかんでも入らなかったら1年後にそうやってするわけ。そうじゃないでしょう。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 一般的にですね、納税相談をして、全くそれに応じない人、それと支払い能力があるというふうなことでですね、全然応じてくれない人ですね。それと、例えば税金は払わないんですけど、身の回りに金品を使いですね、税金は二の次だというふうな考えた方については差し押さえするほかないと考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、今武藤委員が言われる、年金が入ってきたときに押さえるということはあり得ないんでしょう。そのほかに収入があつて、払えるけども払わないとい



う人に対してはそういうケースもあるかもわからんけども、それはちゃんと年金以外に貯蓄がなからんとできんわけですから、年金だけで生活している人からね、そういう差し押さえするとかはあり得ないわけでしょう。

(「あるったい、それは」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) だから、それは、それでしか生活できない人からね、10万円、20万円引いたら生活できんじゃないですか。そういう人から差し押さえするわけ。今課長が言ったのはね、支払い能力があるけども、そういう能力があるけども払わない人からはそういうケースがあるという、私もそういうふうに理解しているわけですよ。だから、そこらあたりをね、その武藤委員が言われるのもよくわかるんですよ。わかるけども、年金だけで生活している人からね、それを押さえたりしたら生活できんわけでしょう。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) ちょっといいかな。今、その担当課の課長の説明では、預金を差し押さえるので、はよ言やあ年金かどうかわかりませんと、こう言よんです。で、年金が入ってきているか年金じゃないかわからんけど、年金も入ってきとつても、通帳を差し押さえよるわけだけん、だから年金を差し押さえた状況だけど、年金だという場合についての特別な配慮はあるのかと聞きよるんだけど。だから、その年金は差し押さえられましたといったときに市はどういうふうに対応するのかというけど。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) その前の段階として、面接したりいろいろしてするわけでしょう。そしてたら、年金だけの収入かどうかというのはもうわかっとなるわけやね、そうでしょう。

(「わからんち」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) いやいや、面談してやるわけだから、その時点では、通帳に幾らあって、払える状態なのか払えない状態なのかわかった上で、向こうが払わん人からはそれからその通帳を押さえることできるでしょうけど、そのときにもうこの人は年金の収入しかないと、そこで支払い能力がないんだという、わかれば差し押さえたりしないんでしょう。

(「する」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) いや、だからするのはする……。

(「課長、はっきり質問の趣旨わかったら答えな」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) するならするでいいよ。

(「質問の趣旨がわかったら答えな、あんたら」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 特別収納課長。

○特別収納課長(鬼木敏光) 金額、さきに言いましたように、給与でもですね、本人さんが10万円、扶養者が4万5,000円、それとその不足分の税関連2%をオーバーした分については押さえます。

(「それでいい、そのとおりや」と呼ぶ者あり)

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今から先どうなるかわからんけどね、私はもう、そりゃ言えばわかると思うけど、太宰府市に住んでおられたと。で、太宰府市で本当に税金を滞納しましたと、申しわけなかったと。ところが、私は今もう年金生活者ですと。で、現在鹿児島に住んでおりますと。ところが、年金を楽しみにして生活をしておりましたら、年金が全額差し押さえされましたという連絡が入りました。で、あなたがなぜ税金を滞納したんですかと聞いたら、太宰府市に住んでおまして、会社が倒産して太宰府市に大変迷惑をかけておりましたら、年金の通帳に入った金額を差し押さえられましたと。市としては、年金だったのかというのはわからない、あくまでも預金通帳の部分で、その内容が何の入金かわからないということで、市の方にも何回かもう電話もされていると思うんですが。その通帳、年金自身を、その段階では社会保険事務所に行ったそうです。で、年金が差し押さえられたんですが、生活できませんがと言ったら、それは地方自治体の職権で、はよ言えば指定された預金通帳に入れられたものは差し押さえすることが法律で認められておりますと、年金とわかっておっても差し押さえは可能ですよ、そういうふうに回答されたそうですよ。それで、頭にきて、市役所の窓口もいろいろ対応されたようだと思うんですけど。私としては、やはり税金の滞納はだめなんですよと、納税相談に応じなさいと、鹿児島から出てくるのも大変だけど、やはり少しずつでも払うから、次からの差し押さえを、あるいは少なくなるような納税相談に応じませんかと、私もそういう指導をしました。だから、あなたも悪いんですと。ただし、おれの年金を全部差し押さえて、おれはどうして生活していきゃいいのかと言われましたので、それは私なりに本人と話をしたんですが。

今課長の答弁では、年金かどうか、やっぱり通帳を押さえるからですね、生命保険ならば生命保険という特定があります。ところが、通帳番号に基づいて押さえられると、それが年金かどうか、年金という場合は、それじゃある一定の生活の基準がありますから、差し押さえるの基準、これに基づいて押さえたものについては振り戻すことが可能だということにもさっきの答弁では受けるんですが、そういう状況でいいんですか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 配慮してですね、その点は押さえていってます。ただ、一遍押さえたものについては返すことはできないんですけど、押さえる前に計算して押さえていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、押さえるときに、年金とかそういうのを調査する。難しいよ。私も差し押さえも何回もやっぱりあるけどね。だから、逆にあなた方が、年金も、はよ言えば全部取ることはありませんけど、年金を対象として押さえますよという通知まで出さないとね、誤解が出てくるよね。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この滞納処分はですね、差し押さえまでに行き着くまでいろんな過程を通ってくるわけです。その中で、納税相談なり何なりしながら、そしてその過程の状況をよくよく見ながら、そこの中でそういうふうな差し押さえをします。じゃ、それは資産をするのか、不動産をするのか、いろんな差し押さえの方法があります。だから、そのあたりはケース、ケースでそれぞれ違いますので、そうしたケースの中で専門の納税官なり特別収納課が対応してやっていますので、その具体的なケースは、またそういう方がもし議員さんの方に相談されたら、納税相談にまずおいでくださいと、そしてその中で十分話をした上で、あなたが払いやすい形の中で何かないかというのをお互いが見つけていってですね、差し押さえすることが目的じゃありませんので、税を払っていただくという形で、税の公平性をどう図っていくのかということが大きな目的でございますので、そういうことで理解をお願いをしたいと思います。

以上であります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 介護保険の344ページ、346ページに各調書もあります。これも含めて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対討論いたします。

今議会には、議案第19号及び議案第25号、議案第28号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号との関連があり、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療等にかかわっております。国民健康保険、被用者保険、共済組合、あらゆる健康保険制度に対して40歳以上の方々に介護保険料の負担をさせる制度が介護保険事業であり、40歳から介護保険料を負担する太宰府市民の平成19年度対象者は1万2,989名と報告されております。太宰府市の国民健康保険加入者に対して、所得割、均等割、平等割は、総務文教委員会に関連して審議付託された議案第19号についてと、及び予算特別委員会で審議を行った議案第35号で反対討論でも述べたように、保険料の改定によって介護保険料の値上げが行われ、市民の負担が大きくなっております。保険料の徴収については、国民健康保険税に上乘せされて納付する方々と年金から天引きされる高齢者の負担などを考えると、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は認めることができず、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論ありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算書、提案の議案については反対をいたします。

反対理由といたしましては、私の所管委員会でも、再度述べる形になりますけども、所管委員会において、関係の後期高齢者医療制度の関係の議案のところに反対している関係で本議案にも反対いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後4時40分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第6、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳入歳出、そして358ページの調書全体について審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 最終的には、年度末に当たりまして、担当課が夜間訪問などされていることについてはよくわかります。ただし、この制度はなくなりまして償還だけなんですけど、この実態がどうなのか、決算段階ですと、もう保証人も支払い能力がない、もうおうちも処分

をしている、もうこんな状況もあると思いますし、逆に土地、建物、資金を借りてまだ住んでいるという場合は、やはり同じように家賃を、生活保護であれ、一般であれ家賃を払わなきゃならないんですが、実態をですね、決算段階では、1番から二十何番までずらっと書いてありますが、一度具体的な個別調書ですね、実態としてはもう支払い能力がないならないという場合どうするかというですね、こういうものがあと何年も続いていくという状況です。そして、償還ができないもんですから、基金から全部繰り入れて肩がわりをしていく、こういう状況の繰り返しをですね、どうするのか。全国では、大阪では強制執行が始まりました、現実に住んでおられる場合ですね。だから、ある一定、住宅新築資金等貸付も廃止されて、償還だけがこういう状況ですね、現在のところ、償還、基金から繰り入れてどうにかしていますが、まだ大変な額が残っておりますし、実態をですね、具体的に保証人に支払い能力が、もう本人にはない、生活保護を受けている、もうその家はない、そういうものをわかりやすく決算で出しているだけことを要望して、質疑を終わります。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後4時44分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第7、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」を議題といたします。

1ページから21ページまでございます。一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料の34ページ、この平成20年度の水道事業会計にしても、下水道事業会計についても、この中を見ますと、水道の未収金、この滞納というのがわからないようになっております。で、これを見るときに、どのくらいの滞納があるのかというのは、予算書19ページの貸借対照表には未収金というのが出てきたり、21ページに出てきますが、まず水道の滞納額について資料を出していただきました。で、水道というのは、滞納をすると直ちにとめるということもできますが、またこの時期、大学を卒業して学生たちが移動もしております。また、転居もあります。直接納付制度になっている方もありますが、ここで見ますと、平成20年1月31日現在、調定額、修正、収納、未納額という形で1,197万9,000円、これが平成18年度の未収額、平成19年度については未収予定額が2,132万9,000円です。それで、まずこの未収金がこの中に出てきませんが、この未収金の対応について担当課から説明を受けたいというのが1点です。

それから、同じく審査資料を要求した、上下水道部所管になります加入負担金ですね、今年度4,125万4,000円減額になって、市長の提案理由の説明もあっておりましたが、逆に私としては、ここに書いてますように、個人加入負担金、それから団体加入負担金として、平成19年度と比較してですね、金額的に、団体加入負担金もありますが、説明では個人加入負担金納入件数188件中、通古賀、吉松東区画整理地内の加入負担金納入件数は130件、団体加入負担金納入件数は409件、通古賀区画整理地内の負担金納入件数は66件で、平成19年度中に収納しており、平成20年度の団体加入は一部の加入しか予定してないということですが、その高層化していく計画があれば、いつも担当課が言うのは、太宰府の場合は建築規制なんかもありまして、なかなか水道の、1世帯に水道を供給するのとマンションの20、30世帯にするのとでは収益の大幅な違いがあると、こういう説明がありました。今後水道料金の使用料が増えるのかどうかというのが1点と、未収額をどうするかということと、それから水道事業の預かり金9億円の内訳と平成20年度次年度繰越現金16億3,267万円の、この計画が出てきてますが、これは現金、預金の額であり、平成20年度損益計算書に示す4,984万1,000円の純利益を見込んだ金額というふうになっておりますので、その辺も簡単に説明を3点について受けたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の平成18年度の未収金の収納状況、それと平成19年度の滞納状況についてご説明申し上げます。

まず、平成18年度決算での滞納額、未収金につきましては、平成18年度で、地方自治法から民法の方に不納欠損の部分が変わりました。それで、平成18年度決算で一定の不良債権について整理をさせていただきましたので、平成18年度分の未納額につきましては、今、1月31日現在で62.84%でございます。3月末、一応65%を見込んでおります。それと平成19年度、現年度分でございますけど、ここ平成18年度の決算でも、3月31日現在98%というところで目標に置いております。これは平成17年度、平成18年度とほぼ同じ数値でございます。ご承知のように、水道事業・下水道事業会計は、3月31日で締めまして即決算でございます。一般会計のよ

うに5月31日までの出納整理期間はございません。ちなみに、5月31日現在では99%の収納率を目標に行っております。

それから、加入負担金、2番目のご質問でございますが、加入負担金は、審査資料の中で記載しておりますように、ここずっと増えてきておりましたのは、佐野地区の区画整理事業での加入負担金、これが一定もう終息いたしました。で、平成19年度は通古賀及び吉松東の区画整理事業によりまして、平成19年度中にほぼと、吉松東は全額入っております。通古賀につきましては、まだ一部、これからマンションが建てられる、あるいは集合住宅等が建つ部分の一部の加入負担金は残しておりますけど、平成19年度までで大きな開発事業が大体終了を迎えてきておりますので、平成20年度についてはちょっと低目に予算措置をしているものでございます。

それから、3番目の平成20年度の損益収支の見込みでございますけど、まず水道使用料を、ここ当分、過去5年間の水道使用量の伸びが平均1.5%ぐらいでございます。それで、平成20年度の水道使用料の伸びにつきましては、平成19年度の決算見込み1.42%の伸びを見込んでおりますので、平成20年度につきましては、平成19年度の決算見込みの1.4%増で予算措置しております。ここ、平成23、24年度までは1.5%近い伸びを一応見込んでおります。ただし、人口の伸びにもよりますが、平成30年度まで私どもが財政収支予測を立てておりますのは、平成25年度以降の伸びを1%以内に、若干低目に修正して財政予測を立てているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、それじゃその未収金については入ってくれば、もうそれだけ黒字財政になるということですね、ですけどこの徴収率は、見込みとしては、水道の場合は使用しない場合はもうとめてしまいますね、それから転居したりすると、またその全国各地から大学にきている学生とかそういう部分があるんですが、管理会社に負担をさせるとか、そういうものも検討しているのかどうか、不動産契約しているところにですね、やはり支払ってもらおうとかですね、そういう状況を考えているのかどうか。

それからもう一点はですね、この水道事業の預かり金9億円の内訳としては、この所得税と契約保証金等のために9億円も要するのかというのがちょっと内容がわからないので、そこも含めて説明ください。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の質問でございますけど、未収金対策としては、今言われましたように、3カ月滞納されましたお客様につきましては停水予告をし、停水を行っております。特に今ご質問の学生が多い市でございますけど、その学生の転居、転出についての管理会社との契約あるいはその無断転出、転居した場合の管理会社の方に負担を一部求めているのかということについては、求めておりません。まだそこまでは至っておりません。

それと、2番目の質問の預かり金でございますけど、9億円の年間の動きでございますが、預かり金の大半は下水道使用料の市水分の預かり金でございます。これが大半でございます。あとは職員の預かり所得税、所得税を預かっている分、それと平成18年度決算で契約保証金、工事請負契約等を結びまして、契約保証金として現金を納められた業者がございましたので、資料の中で契約保証金を入れているものでございます。契約保証金の預かりにつきましては、現金預かりはめったにございません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。19ページのですね、水道事業予定貸借対照表のところ、1点ですね、固定資産の(3)投資のところをお伺いしたいんですけども、投資有価証券4億9,990万円というふうになってはいますけども、これはまだ3月31日現在と、もうちょっと先の日ですけども、最近の株価の方、いろいろ株安の方が進んでいますけども、ここの数字の方が変化が生じる可能性というのはあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） この4億9,990万円につきましては、平成18年11月24日に第25回利付国債の2年物を購入しております。で、5億円の額面を4億9,990万円で購入した、要するにアンダーパーで購入しております。これが、平成20年11月15日、平成20年度の11月15日に満期を迎えますので、その分を平成20年度の当初予算に固定資産売却益として10万円、それと4条予算の方に固定資産売却代金として4億9,990万円を計上しております。ですから、一度この貸借対照表上の投資4億9,990万円につきましては平成20年度でゼロになります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。



〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後4時58分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」を議題とします。

これも1ページから20ページにわたって、全体について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 国民年金保養センター、今名前が変わっていますが、あそこのお風呂のお湯の排水が、年金センターの場合は雨水の方に流していたのを、今回経営者が変わって、これをですね、汚水管の方に流すようにということで、たしか12月議会で1㎡65円の条例変更とかやりましたが、これが実際に実行に移されるのはいつかわかりましたら教えてください。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） ホテルグランティアの下水道の、特に温泉汚水を接続したいという申し出がございまして、12月議会で下水道使用料条例の一部を改正していただきました。で、平成20年度当初予算の下水道使用料に、もうホテルグランティアの汚水量、それと温泉汚水量も見込んで予算計上させていただいておりますけれど、今現在、まだそのホテル側と地域住民側との話し合いが行われておりまして、まだ接続まで至っておりません。それで、私どもの方としては、大口のお客様にもなりますので、できるだけ早目に接続していただくように持っていただきたいと思いますんですけど、今現時点ではまだ未定でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） やはり一つの収入源にはなるとお思いますので、できるだけ早くですね、やっぱり契約、こちら側から、向こうから言うてくるのを待つんじゃなくて、期限を切ってやるということと、地元の住民の云々というのがありましたけども、これはまたそれなりに対策、早くするという方向で進んでいただきたいというふうに要望をしておきます。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） ホテルグランティアの方から接続の要望が出ております。それで、今まで調整区域でございますので、取り付け管がついておりません。それで、取り付け管をつけるために、うちの方の工事業者を現地へやって、ホテルグランティアと取り付け管位置の確認をして工事に入りました。ところが、地元住民から工事をやめろということで差しとめがありましたので、現在とめております。うちの方としても、今現在のホテルの温泉水、それから汚水、浄化槽を経由して横の水路、それから前面の側溝から河川に入っておりますので、早く下水道につないでもらって河川の汚濁を防止したいと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、下水道事業について審査資料を出していただいた最後の35ページですが、下水道事業予算を見ておまして、11ページあたりに前年度の未収金として上がっておりますが、この金額的にはですね、ここに上げている金額の未収金と、それから提出された下水道、ところがですね、右と左と比較していただくと、平成18年度までの上水道の未納額は1,197万9,000円に対して、下水道は4,052万1,000円ですよ。だから、4倍近くになっていると。それから、平成19年度については、2,132万9,000円に対して、何と8,436万6,000円。で、そのうち未納予定額、3月の預かり金が5,850万円含まれていると。預かり金が5,850万円含まれているという部分と含めて、その水道より下水道の方の未納額が増額になっている特徴点ですね。

それから、やはり繰上償還を今年は17億9,300万円して行いたいということで考えておられるようですが、この繰上償還については、決算では、各何年度に借りた部分で利率が何%でということ、借りがえと繰り上げと両方ありますが、この17億9,300万円の場合は、この繰上償還という形でどのくらい負担軽減されるのかですね。それから、平成20年度の財政的な問題については、この11ページに繰越現金を含めてということになっておりますが、現金の大幅な移動はないという形で、償還利子の後年度では4億2,700万円、17億9,300万円を繰上償還すると4億2,700万円の平成32年までの効果があるというふうにしていますが、ちょっと具体的に再度説明を求めておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の下水道使用料の未収金の収納状況でございますが、まず資料の中で、平成18年度の未収金、これは平成18年度決算での滞納額でございます、これの収納状況が、1月31日現在で66.3%でございます。平成19年度の滞納状況、これは平成19年度の現年度分の決算見込みでございますが、米印をしております3月分の水道事業預かり金5,850万円を含んで92.8%、平成18年度の決算特別委員会の中でもご説明させていただきましたけど、下水道使用料につきましては、毎月毎月水道事業がその徴収を受託しております、特に市水分につきましては、で、4月分から3月分まで毎月毎月調定を行うんですけど、最後の3月分の調定、要するに口座引き落とし日が3月27日ぐらいでございます。ですから、3月分下水道使用料の市水分が入りましたものにつきましては、ほとんどが水道事業会計で3月31日現在預かり金処理になります。それで、収納率は低い状態になります。

ちなみにこの預かり金が実質収納されますと、収納率は97.8%で見込んでおります。で、5月31日現在、水道事業よりも0.2ポイント下の98.8%で予想を立てております。

それと、未収金が4,052万1,000円の未納額を予想してます、1月31日現在でございますけど、1つは、水道の場合でしたら対抗手段として停水ができます。ですから、市水の下水道使用者については同じように停水で対応しておりますけど、井戸水の下水道使用者についての対

応、この辺でちょっと苦慮しているところがございます。先ほど一般会計でも言っておりましたように、今2月、3月、夜間の家庭訪問、訪問徴収、電話督促をやっているところでございます。その井戸水の滞納者対策の部分で未納額が水道よりも多いという状況です。

2番目の繰上償還でございますが、今回の繰上償還につきましては平成19年度の補正予算で提案させていただいております。これが約5億2,720万円、平成20年度で予算に計上させていただいております17億9,330万8,000円、そして平成21年度にまた提案させていただきますが、予定が12億7,590万円余り、合計で、下水道事業会計で今借りております残高151億円のうち35億9,654万4,000円を繰上償還する予定にしております。これは、過去借りておりました企業債の5%以上の企業債についてすべて戻す予定にしております。これを、平成19年度、平成20年度につきましては、その資金調達のために、繰上償還する額相応額を低利の借換債を借りかえる予定でございます。ただ、平成21年度、今から2年後あたりが、今よりも金利が上がるであろうという私どもの推測のもと、平成21年度については減債積立金を取り崩して現金で償還する予定でございます。

武藤委員のご質問の平成19年度繰上償還します5億2,700万円での効果が1億680万円、平成20年度、今予算計上させていただいておりますこの17億9,330万8,000円の繰上償還、それと借換債の差し引き効果が4億2,700万円、平成21年度は繰上償還だけを行い、借りかえを行いませんので、その効果が4億2,500万円、合計で約9億5,900万円余りの効果を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これだけ繰上償還してて、財政的にね、借りかえたりして、利息の部分をやるんだけど、水道・下水道とは連結して、その太宰府市の水道というのは、昭和46年から始めて、松川ダムのね、部分の経過からあるんだけど、やはり安定してきているんですよ、繰上償還ができるというのはね。ただもう一つは、福岡地区水道企業団の水が一番高いと、これをやめればまだ黒字になると、あんな高い水を買う、山神の2倍近い高い水を買っているんだけど、こういう繰上償還ができるということは、太宰府市全体の今から先の企業会計も含めて、太宰府市が国に報告せざる、市民に報告をしなきゃいけないときに一番赤字になるのは国民健康保険だけじゃないかなと。水道・下水道事業も含めて、後期高齢者は県の制度だからあれだけ。ある一定、以前から質問しているように、見直し時期が来たら、ある一定の水道・下水道料金の改定はやっぱり検討せざるを得ないかなと。こんなに繰上償還ができるような状況。

それから、以前もね、水道事業、下水道事業というのは特別会計だしね、以前一遍私には「やりましょう」といって回答があったんだけど、その前の商工会の横のね、その駐車場を、1階は駐車場にして、2階、3階ぐらいしてね、上下水道局とね、会議室あたりももうなくなって、もうどうしようもないことになってんだけど、5億円もあればね、今できるんだけど、つくらんかと言うたら、「はい、検討します」と言うていた。検討したけど、前向きに慎

重に検討した結果、やめてしもたんよね。記憶にあらう。だから、これだけ今ね、まさかこんなにOA機器が入ってくるとは思わなかった。今見て、この水道・下水道料金についても、庁舎使用料も払っているんだけど、できればそこ、その裏にね、水道局ぐらいはつくってね、してやるぐらい、もう今、あんた会議するといったって場所がなかろうがね。もう部屋もなくて、だから質問したように、課がもう分断して、財政係でも3階、2階に分かれているとか。やっぱり庁舎をもう少し整備するためには、5億円ぐらいかけてでも水道局を公有地につくるぐらいの考え方は、回答はもう求めませんが、あんたがうんと言うたって、だめなんや、市長がやれと言わにゃ、あんた。会計管理者が、いや、わかった、この水道の金は私の金じゃからすると、そりゃ会計管理者、上下水道部長が言やあいいよ。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後5時14分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

これで予算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ここでお諮りします。

本委員会における審査内容と結果の報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ご異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

閉会 午後5時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年5月28日

太宰府市予算特別委員会委員長 清 水 章 一